令和9年度清瀬市保育園等入園・在園のしおり

令和9年4月入園・転園 受付時期

※詳しくはP.7をご覧ください

1次申込み

オンライン(電子申請)：　令和8年10月 20日（火）9:00 から

申込書：　令和8年10月 27日（火）9:00 から

締切日時：　令和8年11月 9日（月）17:00まで

※オンライン、申込書（郵送含む）、どちらも期限必着

2次申込み

オンライン・申込書：　令和9年 2月 1日（月）9:00 から

締切日時：　令和9年 2月 8日（月)17:00 まで

※オンライン、申込書（郵送含む）、どちらも期限必着

※清瀬市外に居住の方の申込みは1歳児クラス以上を2次申込みより受付します。
なお、0歳児クラスは8月入園より申込みを受付します（受入れ制限あり）。

この「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」は令和8年9月現在の情報を掲載しており、内容に変更が生じた際は、清瀬市ウェブサイト等で随時お知らせします。なお、保育園の利用にあたって何かしらの齟齬があった場合、本書の記載内容が最優先となりますので、重要事項を確認の際は、必ず本書をご確認ください。提出していただいた申込書、資料等につきましては返却ができませんのでご注意ください。

令和9年5月から令和10年3月までの入園申込み

前回の申込み期限の翌日から**入園を希望する月**の**前月10日**まで（10日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）
※オンライン・申込書（郵送含む）いずれも**期限必着**

入園希望月	申込み期限	入園希望月	申込み期限	入園希望月	申込み期限
5月	4月9日（金）	**9月**	8月10日（火）	**1月**	12月10日（金）
6月	5月10日（月）	**10月**	9月10日（金）	**2月**	1月7日（金）
7月	6月10日（木）	**11月**	10月8日（金）	**3月**	2月10日（木） ※原則として市内在住の1歳、1歳半を迎える児童のみ申込み可能です。
8月	7月9日（金）	**12月**	11月10日（水）		

※オンラインでの受付は、申込締切日の 17 時までとなります。窓口の場合には開庁時間までとなりますので開庁時間を確認の上、余裕をもってご申請ください。申請が間に合わない場合には翌月からの選考の対象となります。

お問合せ

〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子ども支援課
保育・幼稚園係
TEL　042-497-2086（直通）

自宅でゆっくり 入園・転園申請

窓口での待ち時間ゼロ！

申請フォーム

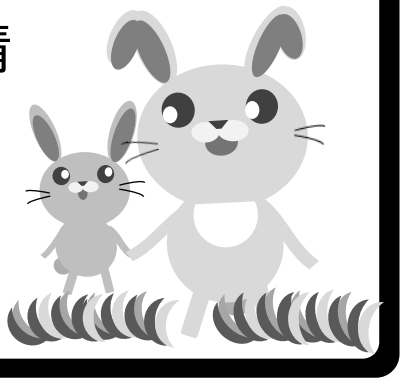

【目　次】

第１章　保育園等を利用する方へ 2

1-1　保育施設の利用.....2
1-2　保育を必要とする事由ごとの認定・入所期間.....6

第２章　認可保育園等の入園申込み..... 7

2-1　入園申込みの受付時期・受付場所等.....7
2-2　清瀬市で申込み受付をしている認可保育園等一覧表.....10
2-3　入園申込みの流れ.....12
2-4　申込必要書類.....13
2-5　入園申込みに関する注意事項.....16
2-6　市外の保育園申込みや市外からの入園申込み.....22
2-7　きょうだい同時申込みの条件について.....26
2-8　清瀬市保育園　入園選考基準.....27
2-9　入園申込確認事項.....30
2-10　入園申込後の申請内容変更について.....34
2-11　保育料（利用者負担額）について.....35

第３章　保育園等に在園している方..... 40

3-1　家庭状況・支給認定内容に変更があった場合.....40
3-2　保育施設の利用変更について.....45
3-3　在園中に支援が必要となった場合.....48

第４章　よくある質問 49

第５章　その他の保育 53

5-1　清瀬市内認可保育施設の空き定員枠にて実施する一時預かり（余裕活用型）.....53
5-2　認可外保育施設.....54
5-3　専用の部屋で実施する一時預かり（一般型）.....54
5-4　そのほかの保育サービス.....55
5-5　私立幼稚園.....55
5-6　認可外保育施設等保育料補助金制度フローチャート.....56
5-7　病児保育.....58
5-8　病後児保育.....59

第６章　市内認可保育園等・幼稚園のご案内 60

6-1　市内認可保育園等のご案内.....60
6-2　市内幼稚園のご案内.....72

第７章　各種届出について 75

「清瀬市保育園等入園・在園のしおり」は、保育施設の利用申込み手続きや必要な書類について記載しています。利用を希望する方は、よくお読みになりお申込みください。保育施設に入園した後の手続きについても記載されていますので、大切に保管してください。

重 要 事 項

近年、保育園入園を希望する家庭や転入が増加しており、フルタイム勤務のご家庭でも希望する施設に入園できない場合があります。そのため、**①希望施設数を多めに記載すること、②空きの状況を確認すること、③小規模施設など2歳児クラスまでの施設を記載すること**で入園できる可能性が広がります。

また入園できなかった場合に備え、清瀬市内外の認可外保育施設や幼稚園も併せてご検討ください。

（これらの施設の申込みや空き状況については各施設へ直接お問合せください。）

令和9年度からの主な変更点

令和9年度の保育園等の入園・転園にあたり、主な変更点をお知らせします。申請や選考に関わる重要な内容となりますので、必ずご確認ください。

① 令和9年度4月入園・転園の相談は事前相談会をご利用ください

令和9年度4月入園・転園に関するご相談は、事前相談会（要予約）または申請受付期間外にお済ませください。4月申請受付期間中の窓口等での相談は、原則として受付ができません。また、入園・転園の申請は原則として電子申請（オンライン）でお願いします。

② 希望できる施設数を拡大します

入園・転園申請の際に記載できる希望施設数を最大6園から最大8園に拡大します。

③ 雇用形態が自営業等に限り、提出書類を追加します

令和8年1月1日以降に自営業を開始した方については、これまでの「開業届」に加え、「報酬が確認できる書類」または「請負契約書」の写しの提出も必要となります。

④ 就労証明書の記載者に内容を確認します

提出された就労証明書の記載内容に不明な点がある場合、内容を確認するため、就労証明書の記載担当者に市から電話等で問い合わせする場合があります。

⑤ 入園選考における調整指数の加点方法を変更します

入園選考における調整指数の加点方法について、これまでは複数の項目に該当する場合、最も高い指数のみを適用していましたが、令和9年度からは原則として該当する加点をすべて適用します。ただし、きょうだいに関する加点については、複数該当する場合でも最も高い指数となるものを１つのみ適用します。

⑥ 育休特例における上の子の在園期間を延長します

育休特例における在園期間を、これまでの「出生したお子様が1歳になる年度の末日まで」から、「出生したお子様が2歳になる年度の末日まで」に変更します。

⑦ 保育短時間認定となる基準を変更します

就労時間と通勤時間を合わせた月の時間数が120時間を超えた場合のみ「保育標準時間」認定となります。

⑧ 育休特例中および産前産後期間中の転園はできません

令和9年4月1日以降の転園希望から、育休特例の適用期間中に加え、出産予定月前後2か月の期間中も転園はできません。転園を希望される方は、世帯の状況や転園を希望する時期についてあらかじめご確認の上、申請してください。

※各項目の詳細な要件や必要書類については、本しおりの内容をご確認ください。

第１章　保育園等を利用する方へ

1-1　保育施設の利用

- 児童福祉法において児童は適切に養育されること、心身ともに健やかに育成されることが規定されています。保育園は児童福祉の理念のもとに保護者が働いている、病気である等の理由により家庭において児童を保育できない場合に、家庭に代わって保育するための「児童福祉施設」です。
- そのほか、児童の保育だけでなく、子育て相談を受けるなど地域の子育て支援の受け皿としての役割を持っています。

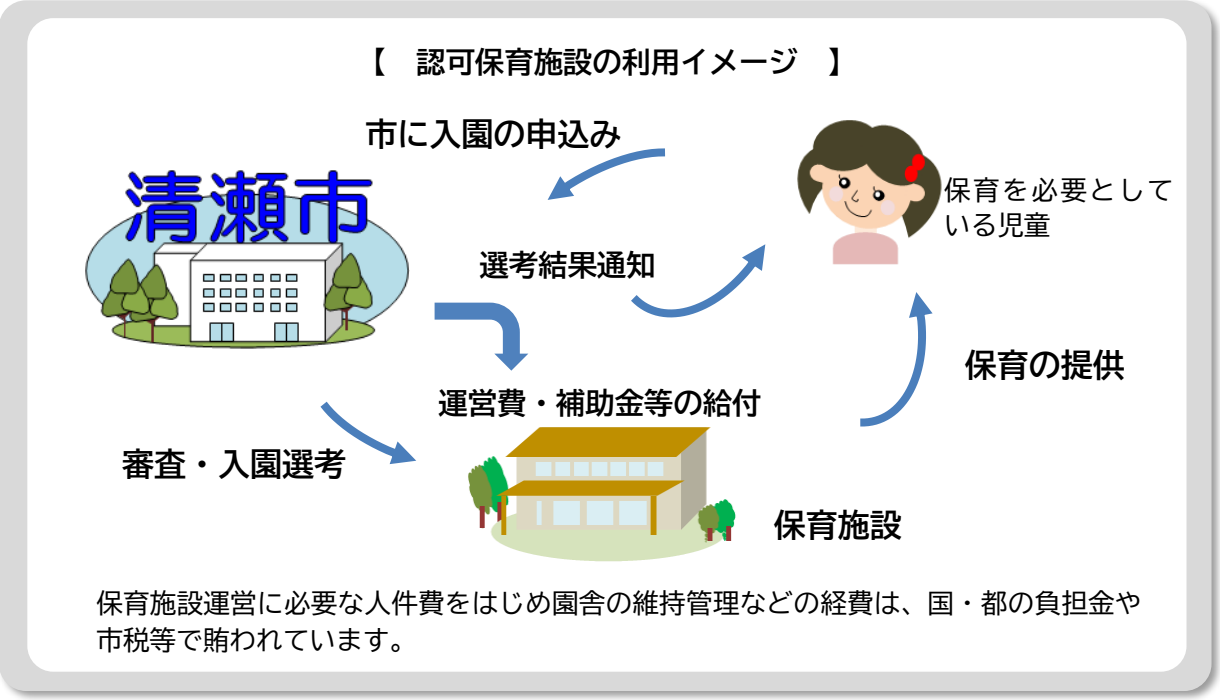

認可保育施設の申込み・利用について

- 以下のような場合は認可保育施設への申込みや利用ができません。

1. 申込み期間外

定められた期間内に申込みをすることが必要です。

2. 保育を必要とする事由がない

18歳以上65歳未満の健康な方が同居している、保護者のいずれかが健康で就労も就学もしていないなど保育を必要としていない場合は申込みできません。入園後に判明した場合は速やかに退園となります。

3. 書類の不備

入園に必要な書類が揃っていないと申込みできません。

4. 二重在籍

幼稚園・認証保育所・認可外保育所等と同時に利用することはできません。

保育施設の種類・それぞれの事業の概要

認可保育園等（自治体に申込み）

認可保育園

・保護者が就労や病気のため家庭で児童を保育できないとき、保護者に代わって保育をする「児童福祉法」で定められている施設です。
・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、保育内容にはそれぞれ特色があります。
・公立保育園は清瀬市が設置運営しています。
・私立保育園は社会福祉法人等各事業者が設置運営しています。

認定こども園（保育）

・幼稚園と保育園の良いところを生かし、「教育」と「保育」を一体的に提供する施設です。
・私立認定こども園は学校法人等が設置運営しています。
・各施設は国と都道府県が定めた基準を満たした施設で、教育・保育内容にはそれぞれ特色があります。
・実費徴収額（入園料、制服代、通園バス等）などの負担が発生することがありますので、詳しくは施設に確認の上、利用申込みの手続きを行ってください。

地域型保育事業所

・地域型保育事業所とは、原則定員19名以下の少人数で、0歳児～2歳児の児童を保育する施設の総称で、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

・地域型保育事業所は

①小規模保育（定員6名以上19名以下）
②家庭的保育（定員5名以下）
③居宅訪問型保育
④事業所内保育

の4類型があり、清瀬市にある施設は①④です。

認可外保育施設（自治体を通さず施設に直接申込み）

認証保育所

・東京都が認証した民間事業者等による保育室です。
・利用については保護者と認証保育所の間で直接契約を行い、保育料は認証保育所が決定し、認証保育所に納付していただきます。

都内認証保育一覧（都HP）

企業主導型保育所

・企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置した保育施設です。
・従業員以外でも定員に空きがあれば地域枠として利用可能です。

企業主導型
保育施設一覧
（企業主導型保育事業ポータル）

その他の認可外保育施設

・上記以外にも保育を実施するその他の認可外保育施設があります。

都内認可外
保育施設一覧（都HP）

認可外保育施設の利用には補助金が受けられる場合があります。
詳細はP.56～をご参照ください。

教育・保育給付認定

- 就学前の児童をもつ保護者からの利用申込みを受け、認定区分や保育を必要とする事由、保育の必要量を認定します。この認定がないと保育園等を利用することができません。教育・保育給付認定申請と入園申込みは同時に行っていただくことになります。
- 保育園等を利用する場合、その認定を基に保育にかかる費用を市が保護者に給付することを基礎としますが、給付費用は確実に教育・保育の費用に充てるため、市から直接保育園等へ支払います（法定代理受領）。

保育の必要性

- 認可保育施設を利用するためには、入園申込みに加えて児童の保育が必要であることの教育・保育の支給認定である**「保育の必要性の認定」**を受ける必要があります。
- 原則、保育を必要とする事由と同じ時間の保育を必要としていない場合は保育の認定はできません。

> 例【就労・就学・介護の場合】①月48時間以上
> ②1週間のうち3日間は1日4時間以上
> の保育（保育園等の利用）があることが必要です。

- 清瀬市では、入園申込みの申請書が認定申請書を兼ねているため別々に申請していただく必要はありません（入園申込みのときの提出書類で認定します）。
- 認定区分は3つ（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれています（下記「認定の種類」参照）。
- このうち保育園等を利用するには、2号または3号の認定を受ける必要があります。
- すでに3号認定を受けている児童が満3歳になり、2号認定に変更するときは、保育園等へ申請中または在園中の方に限り清瀬市が認定変更を行いますので再申請は不要です。
- 求職事由の場合、認定期間は3か月です。認定期間終了後も保育が必要な場合は再申請をしてください。
- 保育の必要量は2つ（保育標準時間、保育短時間）に分かれています。※次ページ参照

認定の種類

認定区分	対象年齢	利用できる施設	保育の必要性／保育の必要量		
1号認定	3歳 ～ 5歳	・認定こども園 ・幼稚園（新制度）	なし	教育標準時間	4時間
2号認定	3歳 ～ 5歳	・認定こども園 ・保育園	あり	保育 標準 時間	11時間
				保育 短 時間	8時間
3号認定	0歳 ～ 2歳	・認定こども園 ・保育園 ・地域型保育施設	あり	保育 標準 時間	11時間
				保育 短 時間	8時間

保育時間と必要量の区分

- 保育の必要量の区分とは、保育を必要とする事由と各家庭の状況等に応じて利用可能な最大の保育時間を市が認定しているものです。
- それぞれの最大利用時間を超えた利用は延長保育となり、別途料金が発生します。
- 具体的な保育時間については、入園内定後にその保育園等との面接で決定します。各ご家庭の就労等の時間により保育時間は異なります。

保育標準時間と保育短時間の原則的な利用時間例

（開所時間が7：00～19：00、保育短時間の受け入れが8：30～16：30の場合）

保育の必要量（区分） 勤務等の拘束時間（休憩含む）+通勤時間等で決定	保育時間 利用可能な時間帯、保育施設ごとに異なります
保育標準時間 （月120時間以上の就労等）	7：00　18：00　19：00 ← 11時間まで（最大で利用可能な時間帯） →　延長保育
保育短時間 （月48時間以上120時間未満※の就労等）	7：00　8：30　16：30　18：00　19：00 延長保育　← 8時間まで（最大で利用可能な時間帯） →　延長保育　延長保育

※労働時間が月120時間に満たない場合であっても、通勤時間を含めて月に120時間を超える場合には標準時間に認定する場合があります。

- 延長保育の申込みについては、入園内定後に、保育園等に直接申込みが必要です。また、延長保育料についても保育園等ごとに異なりますので、詳しくは保育園等に直接お問合せください。
- 保育園等で児童をお預かりする時間(保育する時間)は、原則として保護者が就労等により保育をすることができない時間のみとなります（買い物や食事の準備等の時間は含まれません）。認定された利用時間にかかわらず、保護者のいずれかが保育が可能な時間は家庭で保育をしてください。
- 入園当初は徐々に環境に慣れていただくため、「慣らし保育」として保育時間が短くなることがあります。

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
「就労」で保育園に在籍していますが、仕事が休みの日に買い物に行くため、保育園に子どもを預けることはできますか？

【回答】
できません。
保育園は保護者の就労等により家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育を提供する児童福祉施設です。買い物やリフレッシュ等といった保育の必要性が認められない理由での利用はできません。

1-2　保育を必要とする事由ごとの認定・入所期間

- 保育の必要性の認定（2号認定または3号認定）を受けるためには、保護者が下記の事由のいずれかに該当することが必要です。保育の必要量は保護者の状況により認定します。
- そのため、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」などの理由だけでは認定できません。
- 保育を必要とする時間が月48時間以上（週3日かつ1日4時間以上）必要です。

※ゆりかごファーストスクール、ちゃいるど保育園をご利用の場合、下記の事由に関わらず、保育短時間の認定となります。

認定事由	保育を必要とする事由と入所期間	保育の必要量の認定	
		標準　時間	短　時間
就労	**【最低就労基準】** **①　月48時間以上** **②　1週間のうち3日間は1日4時間以上の労働を常態としている** 上記①②の条件を満たさない場合、就労のために保育が必要とは認められず**「求職（活動）」**扱いとなります。 ※就労事由で申込みをしていても、入園月が出産予定月とその前後2か月に該当する場合は、「出産」事由での取扱いとなります（P.19参照）。 →　**就労期間中**	就労が月に 120時間以上	120時間未満
求職	求職中の場合 ※入園後3か月以内に就労できない場合は退園となります。 ※申込みは年度に4回まで →　**入園後3か月以内（期間内に就労要件を満たせば「就労」に切り替わります）**	×	○
出産	出産する場合　※下記の当該期間経過後は退園となります →　**出産予定月およびその前後2か月（5か月）以内**	○	△ （調整により可）
疾病・障害	疾病、負傷、心身の障害等により児童の保育ができない場合 →　**入院、通院、療養期間**	○	△ （調整により可）
介護・看護	常時かつ長期に介護、看護にあたっている場合 →　**介護・看護期間**	介護・看護が月に 120時間以上	120時間未満
災害復旧	火災や水害、その他の災害復旧にあたっている場合 →　**災害復旧期間**	○	△ （調整により可）
就学	学校教育法に定められた学校や職業訓練校等で、週3日以上かつ1日4時間以上の就学の場合 →　**就学期間**	就学が月に 120時間以上	120時間未満
その他	上記に類する状態として、市長が認める場合	要相談	

※　労働時間が月 120 時間に満たない場合であっても、通勤時間を含めて月に 120 時間を超える場合には標準時間に認定する場合があります。
※　育休特例・みなし育休特例制度を利用している期間の保育必要量は「保育短時間」の扱いとなります。

第２章　認可保育園等の入園申込み

2-1　入園申込みの受付時期・受付場所等

年度当初　令和9年4月の入園申込み

- 令和8年11月10日から令和9年2月3日までに出産予定の方は、「出産予定」として申込み可能です。
- 令和8年度と令和9年度の入園申込みは異なりますので、令和8年度の入園を希望の方で令和9年4月入園も希望する方はそれぞれの申込みが必要です。その場合、令和8年度の入園が内定すると、令和9年4月入園申込みは無効となります。
- **４月1次・２次申込み期間中は相談受付及び窓口への申請書の提出ができません。**詳細は下記及び次ページ以降に記載の受付方法をご確認ください。

1次申込み

オンライン（電子申請）	：	令和8年	10月	20日	（火）	9:00	から
申込書（提出ポストまたは郵送）	：	令和8年	10月	27日	（火）	9:00	から
締切日時	：	令和8年	11月	9日	（月）	17:00	まで
結果通知予定	：	令和9年	1月	末頃※発送はHPでお知らせします。			

※　オンライン、申込書（郵送含む）、どちらも**期限必着**。なお、申込書・就労証明書（再提出は除く）以外の追加書類について上記期限までに間に合わない場合には 11 月 30 日（月）開庁時間まで窓口または郵送にて受付します（必着）。期限を過ぎたものは 2 次選考以降での適用となります。

2次申込み

オンライン・申込書：	令和9年	2月	1日	（月）	9:00	から
締切日時：	令和9年	2月	8日	（月）	17:00	まで
結果通知予定：	令和9年	3月	上旬頃※発送はHPでお知らせします。			

※　オンライン、申込書（郵送含む）、どちらも**期限必着**。なお、申込書・就労証明書（再提出は除く）以外の追加書類について上記期限までに間に合わない場合には 2 月 12 日（金）開庁時間まで窓口または郵送にて受付します（必着）。期限を過ぎたものは 5 月選考以降での適用となります。

※　1 次申込みが不承諾になった方で引き続き入園を希望する方は「希望園変更届」等を提出し、希望する保育園を変更することを推奨します。

※　**1 次申込みで内定した方の 2 次申込み（転園申込み）はできません。**

事前相談会

1次・2次ともに申請受付期間中は、窓口での相談を受付することができません。入園申込みに関してご相談がある方は、事前予約のうえ事前相談会をご利用いただくか、事前相談会実施前または1次・2次申込み期間以外にお早めにご相談ください。

相談に予約が必要な期間：令和8年10月5日（月）から10月19日（月）

※土日祝日除く。ただし、10月17日（土）のみ9：00から12：00まで実施

予約受付開始：令和8年 9月24日（木）9：00から**先着順**※予約は30分間隔

予約フォーム

毎月の入園　令和9年5月から令和10年3月までの入園申込

前回の申込み期限の翌日から**入園を希望する月の前月10日開庁時間まで**（10日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）※オンライン・申込書（郵送含む）いずれも**期限必着**

入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限	入園希望月	申込期限
5月	4月9日（金）	**9月**	8月10日（火）	**1月**	12月10日（金）
6月	5月10日（月）	**10月**	9月10日（金）	**2月**	1月7日（金）
7月	6月10日（木）	**11月**	10月8日（金）	**3月**	2月10日（木） ※原則として市内在住の1歳、1歳半を迎える児童のみ申込み可能です。
8月	7月9日（金）	**12月**	11月10日（水）		

※オンラインは申込締め切り日 17 時までの受付となります。窓口の場合には開庁時間までとなりますので開庁時間を確認の上、余裕をもって申請してください。申請が間に合わない場合には翌月からの選考の対象となります。
※結果通知は入園希望月の前月 20 日～25 日頃を予定しています。発送は HP でお知らせします。

受付方法

1．　電子申請による提出（原則、電子申請をお願いします）
2．　郵送での提出（期限必着）
3．　しあわせ未来センター内の申請書提出ポストへの投函(4月入園申込みのみ)【平日9時～17時まで】
4．　窓口での申込み（4月入園申込みは対象外）【平日開庁時間内のみ】

オンライン（電子申請）での申込み

原則、電子申請での受付です

- 「保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」の内容に当たる部分がオンラインで入力できます。

  申込みフォームURL　https://logoform.jp/form/QzsJ/1707761

  申込みフォーム

- 申込みに必要な就労証明書等の書類のデータを添付できるようにあらかじめご用意いただき、申込期間内に送信を完了してください。
- 申込完了メールが送信されますので、【no-reply@logoform.jp】からのメールを受信できるように設定してください。
- 書類の不足などがあった際は申請者のメールアドレスに修正依頼のメールが届きます。
- 育休延長をする可能性のある方は、申込完了メールに申込内容が記載されていますので、受信したメールは削除しないでください（育児休業給付金の延長手続きの際に必要になることがあります）。

対　象　外

下記に該当する場合はオンライン申込みができません。

◆ **市外の保育園**への申込み

◆ **清瀬市に住民票がない児童**の申込み（入園希望月の前月末までに清瀬市に転入予定の方は可）
　※転入予定のない児童の申込みは現住所の市区町村へ（P.25参照）

オンライン申込不可

郵送での申込み

郵送で申込みをする場合は、巻末の「郵送用必要書類確認表兼郵送同意書」を確認し、チェックをして同封をお願いします。

※　清瀬市民ではなく、清瀬市に転入予定がない方は、住民票のある自治体へ申込みをお願いします。

郵送先　〒204-8511
東京都清瀬市中里五丁目842番地　清瀬市しあわせ未来センター1階
清瀬市福祉子ども部子ども支援課保育・幼稚園係
TEL　042-497-2086（直通）

必要書類

- 保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書、「本人確認書類」の写し
- 「保育を必要とする事由」を証明する書類、ほか必要書類
- 返信用封筒（長3封筒に110円切手を貼り、返信先を記載してあるもの）
  ※ 返信用封筒がない、または同封されていても切手がない、返信先の記載がない等の不備がある場合、受付確認票はお送りできません。
- **郵送用必要書類確認表　兼　郵送同意書（巻末）**

注意事項

- ◆ 締切日必着でお送りください。
- ◆ 期限以降に到着した申込書は、2次選考または翌月から選考対象となります。
- ◆ 郵便事故について、清瀬市は責任を負いかねます。
- ◆ レターパックや特定記録郵便等、配達確認ができる方法を推奨します。
- ◆ 到着後、内容の確認が終わり次第受付確認票をお送りするため、1～2週間程度お時間をいただく場合があります。
- ◆ お電話や窓口での到着確認にはお答えできませんのでご了承ください。
- ◆ 提出書類を確認後、別途書類提出のお願いや状況の確認をさせていただく場合があります。

窓口等での申込み※４月の入園申込みはしあわせ未来センター内の申請書提出ポスト

- 電子申請及び郵送での申込みが難しい方は、窓口で提出書類を受付します。**ただし４月入園については**しあわせ未来センター内の申請書提出ポストへ投函となります。また５月入園希望以降の窓口受付は開庁時間内となりますので、開庁時間をよくご確認の上、ご来庁ください。

必要書類

- 保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書、「本人確認書類」の写し
- 「保育を必要とする事由」を証明する書類、ほか必要書類

窓口等　東京都清瀬市中里五丁目842番地　清瀬市しあわせ未来センター1階
子ども支援課　保育・幼稚園係　　TEL　042-497-2086（直通）

2-2　清瀬市で申込み受付をしている認可保育園等一覧表

令和8年9月現在

（各施設の紹介は、第6章参照）

区分	名称	所在地（町名）	開所時間	定員						
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
公立	第1保育園	松　山	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
	第3保育園	旭が丘	7:00～19:00	6	10	12	20	25	25	98
私立	清瀬駅前保育園	元　町	7:00～19:00	9	12	14	15	15	15	80
	清瀬上宮保育園	竹　丘	7:00～19:00	9	18	22	22	23	23	117
	のしお保育園	野　塩	7:00～19:00	9	14	14	15	15	15	82
	のしお保育園分園（令和8年12月開園予定）	野　塩	7:30～19:00	3	10	10	－	－	－	23
	中清戸保育園	下清戸	7:00～19:00	9	10	12	16	16	17	80
	すみれ保育園	中　里	7:00～19:00	15	18	20	22	22	23	120
	すみれ保育園分園	松　山	7:00～19:00	3	11	12	－	－	－	26
	きよせ保育園	上清戸	7:00～19:00	12	24	35	30	30	30	161
	せせらぎ保育園	中　里	7:00～19:00	15	18	20	24	24	24	125
	清瀬どろんこ保育園	松　山	7:00～20:00	6	12	12	20	20	20	90
	のしお一丁目保育園	野　塩	7:00～19:00	9	13	13	15	15	15	80
	メリーポピンズ清瀬ルーム	松　山	7:00～20:00	6	15	18	－	－	－	39
	中里どろんこ保育園	中　里	7:00～20:00	6	16	18	20	20	20	100
	メリーポピンズ松山ルーム	松　山	7:00～20:00	12	15	15	－	－	－	42
	えがおの森保育園・きよせ	竹　丘	7:00～19:00	－	12	12	16	16	16	72
認	認定こども園ひかり	旭が丘	7:30～18:30	－	－	－	10	10	10	30
小規模保育施設	ピッコロルーム	元　町	7:30～19:30	3	4	4	－	－	－	11
	ゆりかごファーストスクール	元　町	8:00～17:00	－	8	10	－	－	－	18
	ちゃいるど保育園	上清戸	8:00～17:00	－	8	10	－	－	－	18
	あいあいちびっこルーム	竹　丘	7:30～19:30	－	6	6	－	－	－	12
	ちあふるガーデン	中　里	7:00～19:00	3	5	6	－	－	－	14
事	なかよし保育園	竹　丘	7:30～19:00	3	3	3	－	－	－	9

※　認：認定こども園、事：事業所内保育施設
※　0 歳児クラスは生後 56 日（8 週）経過後の翌月から入園が可能です。
※　「定員」は各園・各クラスの募集人数ではありません（在園児の継続利用による持ち上がりがあるため）。
※　すみれ保育園分園、のしお保育園分園の土曜保育は、それぞれすみれ保育園、のしお保育園で実施します。
※　きよせ保育園は 2 歳児クラスから 3 歳児クラスに持ち上がる際に定員数が減少しますが、在園児の持ち上がり数は確保されます。（きよせ保育園分園は令和 9 年 3 月 31 日で閉園します。）
※　ゆりかごファーストスクール、ちゃいるど保育園は、保育の必要量は保育短時間となります。
※　ちあふるガーデンの延長保育と土曜保育は、せせらぎ保育園で実施します。また、ちあふるガーデンはせせらぎ保育園の連携施設のため、卒園時にせせらぎ保育園へ優先的に転園ができます（空き状況によっては全員が転園できない場合もあります）。
※　2 歳児クラスまでの保育施設を卒園する児童は一般の入園申込みとは別に、在籍園から配布する申込書にて申込みます。一般の 3 歳児クラス児童よりも加点して選考を行いますが、定員により希望する保育園に入園できない場合もあります。ご承知の上、幼稚園等もご検討ください。加点して選考ができるのは 11 月入園までに在籍している清瀬市民に限ります。

生年月日別　令和9年度のクラス　早見表

生年月日	クラス
令和　3（2021）年4月2日　から　令和　4（2022）年4月1日　まで	5歳児クラス
令和　4（2022）年4月2日　から　令和　5（2023）年4月1日　まで	4歳児クラス
令和　5（2023）年4月2日　から　令和　6（2024）年4月1日　まで	3歳児クラス
令和　6（2024）年4月2日　から　令和　7（2025）年4月1日　まで	2歳児クラス
令和　7（2025）年4月2日　から　令和　8（2026）年4月1日　まで	1歳児クラス
令和　8（2026）年4月2日　から　※生後56日を経過した翌月から入園が可能です	0歳児クラス

清瀬市保育施設等案内図

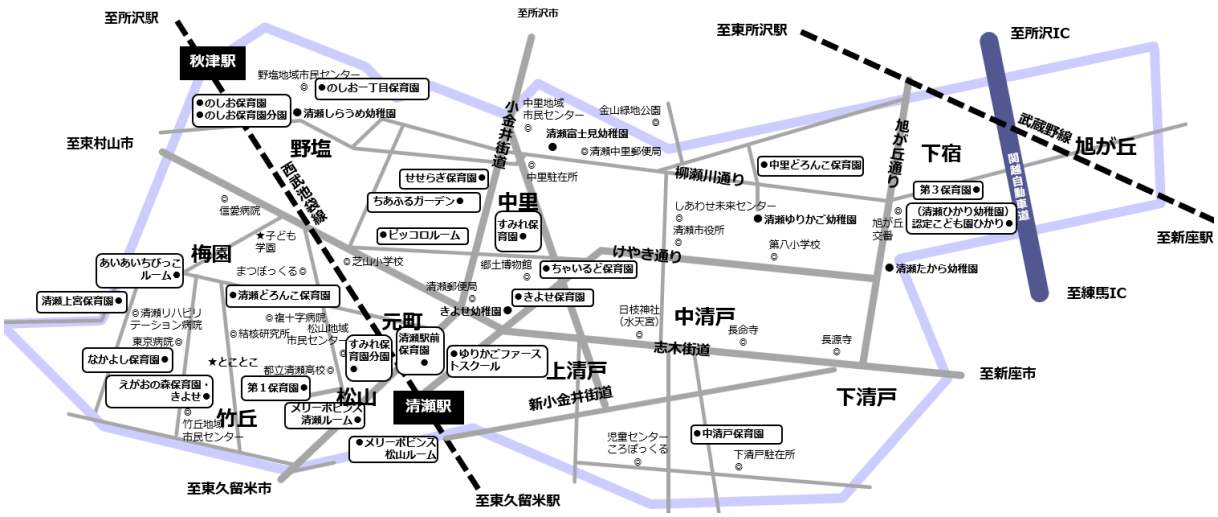

2-3　入園申込みの流れ

1 **保育施設の見学**	● 希望保育園等を決める前に、できるだけ児童を連れて見学してください。 ● 見学は直接各保育園等へお問合せください。園児や保育士・施設の様子を見学してください。 ● アレルギー対応や保育時間等、児童を預ける際に気になることを相談してください。
2 **入園申込書類の提出**	● 入園申込みに必要な書類を準備して、希望の入園月の提出期限に間に合うようにご提出ください。（必要書類･･･P.13～参照　　提出期限･･･P.7～参照）
3 **保育の必要性の審査・認定**	● 保育の必要性と必要量を審査・認定します。保育園等の利用の可否や利用時間等が決まります(P.4参照)。
4 **入園選考（利用調整）**	● 保育指数の高い方から入園を内定します。先着順や抽選ではありません(P.27参照)。 ● 就労証明書等保育の要件を確認する書類に不備等がある場合には、指数が減点となる場合があります。提出前に内容を必ず確認するとともに、P.32～33をご確認ください。 ● 世帯の状況に応じて書類をご提出いただくと調整指数で加点となる場合があります(P.15及びP.27～30参照)。

内定した場合

5 **入園の内定**	● 入園が内定した方には「内定通知書」を発送します。 ● 内定を辞退する場合は早急に辞退届の提出をお願いします。
6 **面接・健康診断**	● 内定した保育施設で面接と健康診断を受けます。面接と健康診断の結果、内定が取消しとなる場合があります。 ● 入園申込みの際に、児童の健康状態について正確にご記入ください。
7 **入園**	● 各月初日（土・日・祝日にあたる場合は翌日）から入園が可能です。 ● 慣らし保育から始まります。 ● 育休明けの方は入園月の**翌月10日まで**に復職証明書、求職中の方は入園月の**翌々月の10日まで**に就労証明書を提出してください。

内定しなかった場合

5 **入園不承諾**	入園が内定しなかった方には「不承諾通知書」を発送します。選考結果については電話での問合せにお答えできません。 ● 入園保留となった方は待機児童として登録され、最初の入園希望月から**最大6か月間**（入園希望月が10月以降の場合は翌3月まで）毎月、入園選考の対象となります。 ● 次の選考に向けて欠員情報（毎月末にウェブ掲載）を参考に「希望する保育園」の変更手続きをすることを推奨します。 ● 申込み有効期限経過後、引き続き入園を希望する場合は再度、入園申込みが必要です。 ● 「不承諾通知書」の**発送は初回のみ**です。必要な方は「保育園等諸証明申請書」にて申請いただければ申込み有効期間内は、希望月の不承諾通知を発送します（電子申請可能）。

2-4　申込必要書類

書類が揃っていないと受付できませんのでご注意ください。
他の申請で既に提出されている場合であっても改めて一式揃えて提出してください。

1　保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書　（必須）
2　顔写真のある本人確認書類の写し（マイナンバーや運転免許証、在留カードの写し（外国籍の方のみ））

申請書は申込児童の人数分提出が必要です。
※ 複数児童の申込みの場合、以下の証明書類は写しを使用し、各児童分ご用意ください。
※ 入園希望施設は最多で8か所まで記入できます。 受入年齢ではない希望施設は入園選考対象外となります。
※ オンライン申込みの場合は申込フォームがこの書類に当たります（1回で児童3名まで入力可）。

3　「保育を必要とする事由」を証明する書類　（必須）

すべての保護者および18歳以上65歳未満の同居者※それぞれの書類が必要となります。
※提出書類は返却できませんので、事前にご自身で**写し**をお取りください（入園後に保育園等から就労証明書の提示を求められる場合があります）。
※各書類について、詳しくは次ページをご参照ください。
※住所が同じ場合は同居とみなしますので18歳以上65歳未満の方の書類のご用意をお願いします。また同居者とは生計が別で、すべての保護者が非課税の場合は「生計が別である旨の申立書」を追加でご提出ください（P.35参照）。

4　住民税課税・非課税証明書　（令和8年1月1日以前から清瀬市民の方は提出不要）

令和8年1月2日以降に転入した保護者すべての住民税課税（非課税）証明書が必要です。
（出産・育児休業などで収入がない場合でも、非課税証明書をご提出いただく必要があります）
清瀬市に住民登録した日・入園希望月　によって必要な証明書が異なります。

入園希望月	令和8年1月1日以前の転入	令和8年1月2日以降の転入	令和9年1月2日以降の転入
令和9年度 4月～8月	不要※1	令和8年度	令和8年度・令和9年度※2
令和9年度 9月～3月	不要※1	不要※1	令和9年度※2

※1：市民税の課税情報は清瀬市で確認するため、課税（所得）証明書等の提出は必要ありません。ただし、市民税の申告をしていない場合は課税情報を確認することができません。未申告の方は、早急に申告をしてください。
※2：令和9年度は発行され次第提出してください。
●課税証明書の未提出や未申告等により、必要な課税情報が確認できない場合は、住民税課税額が高いものと判断するため入園選考において同点時の優先順位は低くなります。また、利用者負担額（保育料）の階層区分についても、最高階層（D27）として決定する場合があります。詳しくは、「令和9年度清瀬市利用者負担額基準額表（P.38）」をご確認ください。

5　食物アレルギー検査結果、主治医意見書（市指定様式）、身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど（該当者のみ）

児童の状況により、食物アレルギー検査結果、主治医意見書や身体障害者手帳の写し、愛の手帳の写しなど提出してください。食物アレルギーについての詳細はP.20、障害・病気・医療的ケア等の支援についての詳細はP.21をご参照ください。

6　その他　選考における指数判定や階層区分算定で参考にする書類（該当者のみ）

前職の就労証明書、保育施設在園証明書、児童扶養手当証書等の写し（ひとり親）、生活保護受給証明書、生計が別である旨の申立書　など　詳細はP.15、P.27～30をご参照ください。

保育を必要とする事由を証明する書類

- **各証明書の記載内容に誤りや不備がある場合は選考指数の減点対象となる場合があります。提出書類は、すべて内容を確認したものとして受付ますので、提出前にご自身の証明書等に不備不足がないか確認してください。**
- 就労証明書に限り、国様式である場合は清瀬市指定様式でなくても使用可能です。
- 就労証明書は事業所が記載するものです。記載事項について記載担当者に確認する場合があります。
- 各証明書、診断書の有効期限は、**証明日から3か月以内**です（写しでも構いません）。

	保護者の状況	必要書類 ●は必須、数字○はいずれか該当する書類が必要	備考
1	常勤・パート 内職	**●就労証明書（市指定）※** **●シフト表（就労先で発行されたもの）** （変則勤務の方で、就労時間等が毎月固定ではない方のみ３か月分提出） **●勤務スケジュール表（市指定）** （就労先が2か所以上の方のみ）	**【就労先が2か所以上の方】** 就労先が2か所以上の方はそれぞれの就労先の就労証明書を提出してください。勤務スケジュール表は市の様式に保護者が記入しご提出ください。 **【就労内定の方】** 申込時点でほかに就労している場合には現職の就労証明書も提出してください（提出がない場合には「内定」が適用され指数が減点となります）。
2	就労内定	**●就労証明書（市指定）※**	
3	自営業 個人事業主 フリーランス	**●就労証明書（市指定）※** **①確定申告書**（直近のもの/第一表、第二表） （令和7年までに就労を開始した方） **②開業届および請負契約書**又は**報酬がわかるもの**（令和8年以降に就労を開始した方）	令和8年以降に就労を開始した方で 請負契約書又は報酬がわかる書類の提出がなく、開業届のみの場合には「求職」要件となります。
4	法人経営者	**●就労証明書（市指定）※** **①源泉徴収票**（令和7年までに設立した方） **②登記簿謄本**（令和8年以降に設立した方）	就労証明書のほか、左記のとおり法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	**●就労証明書（市指定）※** **①源泉徴収票**又は**確定申告書** （令和7年までに就労を開始した方） **②青色事業専従者給与に関する届出** （令和8年以降に就労を開始した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社への従事者	**●就労証明書（市指定）※** **①源泉徴収票**（令和7年までに就労を開始した方） **②雇用契約書**（令和8年以降に就労を開始した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	求職中	－	**提出書類はありません。**
8	病気又は心身に障害がある場合	**①医師の診断書（書式指定なし）※** **②障害者手帳等の写し**	診断書には、保育施設の利用が必要である状況と療養期間の記載（期間が決まっている場合）が必要です。診断書の内容によっては保育の認定ができない場合があります。
9	親族の介護又は看護をしている場合	**●介（看）護状況届出書（市指定）※** **①医師の診断書（書式指定なし）** **②ケアプラン**又は**障害者手帳等の写し**	具体的な状況を「介(看)護状況届出書にご記入ください。届出書は、清瀬市ウェブサイトまたは窓口で入手してください。
10	大学や職業訓練学校に通学している場合	**●時間割※** **①在学証明書** **②学生証の写し**	入学予定の場合（①②が提出できない場合）は、入学決定がわかる書類（合格通知等）を提出してください。
11	出産する場合	**●母子健康手帳の写し**	表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。

※日数や時間等、保育の選考指数にかかわる部分に記載漏れや誤りがある場合は選考指数が低くなる可能性があります。

その他、調整指数に関する書類（該当者のみ）

- 各証明書の記載内容に誤りや不備がある場合は選考指数の減点対象となる場合があります。提出書類は、すべて内容を確認したものとして受付ますので、提出前にご自身の証明書等に不備不足がないか必ず確認してください。
- 各証明書の有効期限は、証明日から3か月以内です（写しでも構いません）。

	保護者（同居者）の状況	必要書類 ●は必須、数字○はいずれかの提出が必要	調整指数に関する内容 P.28～をご参照ください
1	転職して就労実績３か月以下の方	●前職の就労証明書 （前職の就労実績がわかる書類）	前職の就労証明書によって申込時における直近3か月の就労実績がわかる場合には細目104,105の対象外となります。
2	親族や第三者と同居していないひとり親の方	①戸籍謄本（全部事項証明） ②児童扶養手当証書の写し ③ひとり親家庭等医療費助成制度医療証（マル親）の写し	細目202の対象となります。
3	生活保護を受給し、保護者それぞれ就労事由で申込む方	●生活保護受給者証	細目207の対象となります。
4	保護者が就労しており、指定難病または一定以上の障害を有している方	①特定医療費（指定難病）受給者証 ②身体障害者手帳･精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度の写し	細目108の対象となります。
5	看護･介護事由での申込以外であって要介護４以上、特別障害者の親族が同居している	①要介護４以上の介護保険被保険者証の写し ②特別障害者手当受給資格証の写し	細目203の対象となります。
6	健康で無職の65歳未満の同居者がいる場合	●申出書（市指定）	保育の必要事由が確認できるものを提出できない場合には別途「申出書」に理由を記入の上、提出してください。なお、申出書の提出がある場合には細目205の対象とし、提出がない場合には細目206の対象となります。
7	申込児童が市内の認可保育施設以外に在園しており、申込み時点で継続して月極（月48時間以上）で2か月以上在籍している場合	●保育施設在園証明書（市指定）	細目212,213,214の対象となります。 ※ただし、保育の必要事由が育休、求職の場合は除きます。
8	転入予定の方	●転入に関する誓約書（市指定） ●転入後の居住地の賃貸契約書又は売買契約書の写し ※詳細はP.24	清瀬市民として選考の対象となります。提出がない場合には、選考の対象外または細目216の対象となります。

各種申請書・電子申請　のご案内

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は
右記の二次元コードよりページをご覧ください。

清瀬市トップページ
⇒　「申請書ダウンロード」
⇒　「子育て・教育関係の申請書」
⇒　「保育・幼稚園に関する申請書」

2-5　入園申込みに関する注意事項

要 注 意 事 項

- 認可保育施設、認可外保育施設、幼稚園等を同じ月に在籍することはできません。二重在籍とならないよう、他の保育施設等を利用している場合は入園月前月末までに退園してください。
- 保育施設等や保育サービスを利用していない未就学児のきょうだいがいる場合、すべての子の預け先が必要です。保育園等の申込状況や預け先が確認できる書類を求めることがあります。

入園内定辞退の取扱い

- 保育園等は複数園希望することができますが、入園内定後の辞退は他の方の入園の機会を奪うことになります。開所時間等通える範囲内であることを確認して保育園等を希望してください。内定辞退する場合は速やかに内定した園にご連絡のうえ、「内定辞退届」を提出してください（電子申請可）。なお、内定辞退後の当該年度中の入園申込みは調整指数が15点減点となります。

入園申込み時よりも復職時または入園3か月以内の就労状況が減少した場合

- 入園選考は、申込時に提出された就労証明書等を用いて算定した指数を使用しています。入園から3か月以内に雇用契約等が変わり指数が減少した場合は再選考を行い、継続が認められない場合には退園となります。**必ず入園後の勤務内容で申込みをしてください。**なお、**短時間保育の保育施設や送迎により就労時間が減少する場合**（時短勤務を取得する場合は除く）であっても指数が減少した場合は再選考となりますので希望する保育園選びにご注意ください。
- 入園申込み後、入園決定までの間に変更があった場合、速やかに「家庭状況変更届」を提出してください。
- なお、新規入園月から3か月経過後の転職・退職・勤務日数および時間変更等については再選考を行いません。

入園申込み後に就労状況が変わる場合の申込み方法※入園後の就労状況でお申込みください。

- 申込み時に、申込み後～入園3か月以内に就労状況の変更が確定している場合
  ➡就労証明書の備考欄に**変更後の就労状況**を記載してください。その指数で選考します。
- 申込み後～入園3か月以内に就労状況が変わるかもしれないが確定していない場合
  ➡就労証明書の備考欄に最低就労日数・時間を記載してください。記載ができない場合は「求職」事由で申込みをしてください。特に派遣就労の方はご注意ください。
- 申込み後～入園3か月以内に転職予定の場合
  ➡現在の仕事と今後の仕事の就労証明書を両方提出された場合には「就労」事由として選考します。今後の仕事の就労証明書のみの提出の場合は「内定」事由として選考します。

有期雇用で申込む方

- 就労証明書「14　（雇用契約の）満了後の更新の有無」にチェックが記載されているか、提出前に保護者自身が必ず確認してください。
- 入園の有無にかかわらず、雇用期間の終期を迎える場合であって、「14　（雇用契約の）満了後の更新の有無」の「未定」・「無」の場合には、雇用期間の延長が確定され次第、就労証明書を再度提出してください。

求職で申込む方

- 求職による入園申込みの場合、**有効期限は3か月間**となります。そのため**3か月間入園が決まらない場合は、改めて入園申込みが必要です**。求職事由による入園申込みは年度内に4回まで可能です。
- 入園後3か月以内に就労できない場合は退園となります（入園月の翌々月の10日までに就労証明書の提出が必要です）。
  ※認定するには最低就労基準があり、それ以上の就労に就く必要があります。
- 清瀬市に転入予定のない方は、求職事由での入園申込みはできません（ただし、入園希望月からの就労内定が出ている場合は申込み可能です）。

保護者が別居やひとり親の場合

- 保護者が申込児童と同居していない場合でも、保護者すべての書類が必要です。ただし、離婚調停中や DV 等による別居の場合はそれを証明する書類の提出があれば別居中の保護者の書類は不要です。
- 上記の場合は基準指数「不存在」を適用して選考します。なお、戸籍謄本（全部事項証明）、児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証いずれかの写しがあり、親族や第三者と同居がない場合は、調整指数 202 を適用し指数を加点します。

産休・育休明けで申込む方

- 保育園の入園選考（利用調整）における育児休業とは、原則「育児・介護休業法」に基づくものを指します。
- 育児休業期間中は保育の必要性が認められないため、選考対象になりません。復職する月から選考対象となるため、入園希望月の申込み期限にご注意ください。
- 保育園等に入園できた場合、入園した月の月末までに「復職」する必要があります。復職とは、育児休業または産前産後休業を取得している在職中の職場に、取得前と同じ雇用条件（就労日数・就労時間）で就労を再開することです。
- 入園申込みの際は必ず復職後の勤務内容を就労証明書に記載してください。入園後に現在の勤務内容が変わる場合は、就労証明書の備考欄に復職後の勤務内容を記載してください。

復職証明書について

- 復職証明書は復職後に職場に記入してもらってください。
- 復職後、復職証明書（市指定）を入園月の翌月10日までに提出する必要があります。入園月内の復職ができない場合、当月で退園となります。
- なお、入園申込み時に提出した就労証明書と復職時の勤務状況に相違がある場合（就労日数や時間が異なる場合や他の勤務先に転職した場合等）についても入園の取消し又は入園月で退園となることがあります。なお、**短時間保育の保育施設**（ゆりかごファーストスクール及びちゃいるど保育園）や**保育園への送迎により就労時間が減少する場合も**、入園の取消し又は入園月で退園となる可能性がありますのでご注意ください。
- 復職後に「育児短時間勤務」とする方は、雇用契約上の正規の就労日数や時間に変更がないことが確認できれば、休業取得前と同じ雇用条件で復職したとみなします。

復職についての注意事項

①育児休業の承認を受けた勤務先に復職すること　②入園した月中に勤務を開始すること

どちらか一方でも該当しなかった場合は「復職」にはなりませんのでご注意ください。

※復職せずに転職した場合は入園の決定が取消しとなることがあるため、必ず事前にご相談ください。

入園できない場合に育児休業の延長も許容できる方

- 育児休業を取得中で入園できなかった場合、育児休業期間の延長を許容できる方は、入園申込書P.1の「入園できなかった場合は育休の延長が可能なので、他に入園を希望している方がいれば自分より入園を優先して構いません。」にチェックを入れてください。
- 上記の項目にチェックを入れた場合は調整指数が70点の減点となります。
- 入園月の1日に清瀬市に住民登録のない方（転出予定の方・転入予定のない方）については、育児休業の延長を前提とした申込みを受付ておりません。居住先（転出先）の市区町村へご確認ください。
- 育児休業給付金の手続きに申込書類一式の写しが必要となりますので提出前にご自身で写しをお取りください。

育児休業給付金の延長手続きについて

- 期限までに申込みをしなかった場合や申込有効期限切れにより育児休業給付金の手続き等ができなかったことについて、市は一切責任を負いかねます。また、このことに関して市で書類作成等はできませんので予めご了承ください。
- 育児休業の延長に関するお問合せについて、清瀬市ではお答えすることができません。育児休業給付金延長に係る申告方法（入園申込み時期や必要書類等）は、ハローワークおよび就労先にお問合せください。

入園が保留となり育児休業の延長をした方

- 育児休業の延長が決定し、以降の入園希望がなくなった場合は申込みの取下げ手続きを行ってください（電子申請可）。ただし、申込みの取下げをすると以降の不承諾通知書の発行ができませんのでご注意ください。
- 再度入園を希望する場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。

出産の事由で申込む方

- 産前産後の期間（出産予定月とその前後2か月）に上の児童の入園申込みをする場合、入園期間は出産予定月及びその前後各2か月の最長5か月以内です。出産後、引き続き在園することを希望する場合でも、当該期間をもって退園となります。
- 出産事由で入園した場合は、在園期間の延長はできません※。退園後に再度入園を希望する場合には、生まれたお子様も含めて新たに入園の申込みが必要となります。

※　出産後（産休後）育児休業を取得せずに職場に復帰する場合、その旨を証明する書類（就労証明書等）の提出ができれば、就労事由で在園期間の継続が可能です。希望する場合は事前に保育・幼稚園係までご相談ください。ただし、就労を開始する月に、生まれたお子様が入園できるよう入園申込みをし、預け先を確保することが必要です。

入園希望月の前後2か月に出産予定の方

- 入園申込み時は就労等の別の事由で申込みをしていても、入園月が出産予定月とその前後2か月に該当する場合は、出産事由での選考となります。上記「出産事由で申込む方」と同様の在園期間となるため、入園月時点で就労していたとしても出産予定月の2か月後の月末で退園となります。
- 出産事由で入園した場合は、在園期間の延長はできません（上記「出産事由で申込む方」参照）。退園後に再度入園を希望する場合には、生まれたお子様も含めて新たに入園申込みが必要となります。

← 入園可能 →					退園
2か月前	1か月前	**出産予定月**	1か月後	2か月後	

4月入園申込み期間後に出生する子の入園申込み

- 4月入園希望に限り、申込期間後に出生するお子様を「出産予定」で入園申込みできます。就労・就学事由で申込む場合は、４月末までに復職・復学が必要です。
- 出生後には家庭状況変更届をご提出ください。こちらから出生児童の健康状況等をお伺いするためお電話する場合があります。
- 令和8年11月10日から令和9年2月3日までに出産予定のお子様の入園申込みが可能です。保育を必要とする事由を証明する書類に加え、母子健康手帳の写し（表紙・出産予定日が分かるページ）を提出してください。なお、予定日が2月4日以降であっても計画分娩予定日が2月4日より前であることがわかる書類（病院が発行する証明書）を申込み日までに提出できる場合には申込み可能です。ただし発達や月齢によって保育園で受け入れができない場合がありますのでご承知おきください。
- 出産日が 2 月 4 日以降となってしまった場合は 4 月 1 日時点で生後 56 日を経過していないため、入園できません。入園の内定が出ていても取消しとなります。5 月以降の入園を希望する場合には、出産以外の事由で新たにお申込みください。

← 入園不可 →		← 入園可能 →
出産日	生後56日経過	翌月1日から

食物アレルギー・消化管アレルギー等食事に配慮の必要なお子様について

- 食物アレルギーに対する給食の対応については、医師の指示に基づき、ご家庭と保育園等とが共通理解をした上で、できる限りの協力をしています。
- 食物アレルギーや宗教上の理由等で食事に配慮が必要な方は、**必ず入園申込み前に各保育園等へお問合せください。入園申込書には、お子様のアレルギー等に係る正確な情報を記載してください。**
- 入園申込書「申込児童の状況等」に記入し、食物アレルギーの診断を受けている方はアレルギー検査結果の写しを添付してください。なお、保護者の希望があっても医師による診断がない場合は、保育園等での食物アレルギー対応はできかねます。
- 給食室の設備、人員、保育室フロアの構造、在園児の除去食対応等によって保育園等により対応が異なります。
- 保育園等の受入れ体制が整わない、また申込みの際に申告がなかった時は、空き状況や内定に関わらず入園できない場合があります。また、申込後にお子様が新規にアレルギーを発症したときは入園希望する保育園等に対応の可否を確認し、保育・幼稚園係に連絡してください。
- 宗教上の理由やご家庭の方針により食べられない食材がある場合、その食材が給食やおやつに含まれる日には、お弁当を持参いただくことがあります。なお、一部の保育園等では、お弁当の持参に対応できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- 個別にお弁当を持参いただいた場合であっても、食材料費の免除や減額はできません。

支援を必要とするお子様について（障害・病気・医療的ケア等）

- 保育の必要があり、集団保育が可能な児童（医療的ケア児含む）が入園申込みできます。申込み前に保育・幼稚園係へご相談ください。保育園等への見学時は必ずお子様を同伴し、生活上の配慮する内容を詳細にお伝えください。
- 心身の発達支援や医療的ケアが必要な児童の入園調整には時間を要します。そのため、入園希望月の前々月10日まで（4月入園を除く）に必ずご相談ください。4月入園は申込み前相談が必須です。なお、4月入園の2次申込みや1～3月の申込みは、空き枠があっても選考対象とならない場合があります。
- 障害や病気の程度把握のため、「主治医意見書（市指定様式）」が必要です。文書料は個人負担となります。主治医等には、集団保育の可否、注意点、支援内容を具体的に記入してもらってください。文書作成に時間を要する場合があるため、入園希望月の前々月10日までにご相談ください。
- 発達支援や医療的ケアが必要な児童の申込みには、保健師等との面談が必須です。医療的ケア児は「医療的ケア実施申込書」などの追加書類が必要です。
- 入園申込み後、市が指定する保育園で保育体験を実施する場合があります。次の場合は空き状況に関わらず入園できません。
  ①主治医が集団保育可能と判断していても、保育体験の結果、安全確保が困難と判断された場合
  ②保育園等の受入れ体制（設備・人員配置・在園児との関係等）が整わない場合
- 医療的ケア児の保育時間は原則平日8時30分～16時30分です。ただし、お子様の健康状態・ケアの内容・受入れ保育園等により保育時間が異なる場合があります。また、支援に必要な物品はご家庭で準備いただくことがあります。
- 発達支援・配慮が必要な児童の保育時間は、受入れ保育園等の体制によって異なり、延長保育の利用が難しい場合があります。
- 申込み時に健康状態や障害名等を申告されなかった場合、面接・健康診断で支援が必要と判断されると**内定が取消しになること**があります。そのため入園申込み後に、新たな診断・病状が変わった場合は必ず保育・幼稚園係にご連絡ください。健康状態やケア内容の変更により保育の実施が困難となる可能性もあります。

【医療的ケア児受入れまでの流れ】ケアの内容：経管栄養（胃ろう、腸ろう、経鼻経管栄養）・導尿　他

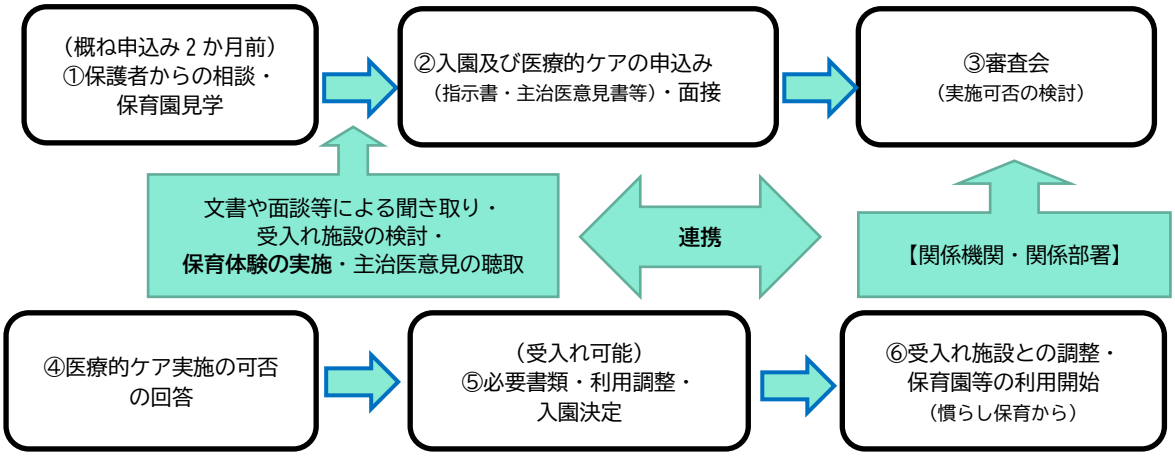

2-6　市外の保育園申込みや市外からの入園申込み

清瀬市民の方が市外の保育園入園を希望するとき

- 申込時点で清瀬市民の方が清瀬市外の保育園入園を希望する場合、その自治体へ転出の予定があるかないかで申込方法が異なります。

清瀬市から転出予定なし・・・清瀬市へ申込み

他の自治体へ転出予定あり・・・直接、転出先自治体へ申込み

清瀬市外の保育園所在自治体へ転出予定が　ない　場合

- 清瀬市外に転出予定がなく、清瀬市外の保育園に入園をしたい場合は、**清瀬市へ申込み**をしてください。
- 申込受理後、清瀬市から希望する保育園等のある自治体へ協議の申入れを行います。
- なお、市内の保育園から市外の保育園に転園をご希望の場合（市内の保育園の転園と同様）、転園希望先の内定が出た場合には元の保育園には戻れませんので十分にご注意ください。
- 自治体によって申込みの制限を行っている場合や必要書類や利用調整条件、書類受付期間、申込書式が清瀬市と異なりますので、必ず希望する保育園のある自治体にご確認ください。
- 受付後、清瀬市から希望する保育園がある自治体に申込書類を送付しますが、申込書類等が希望する保育園のある自治体に到達するまで時間がかかりますので、締切日の10日前までに清瀬市へ提出してください。

申込みの流れ

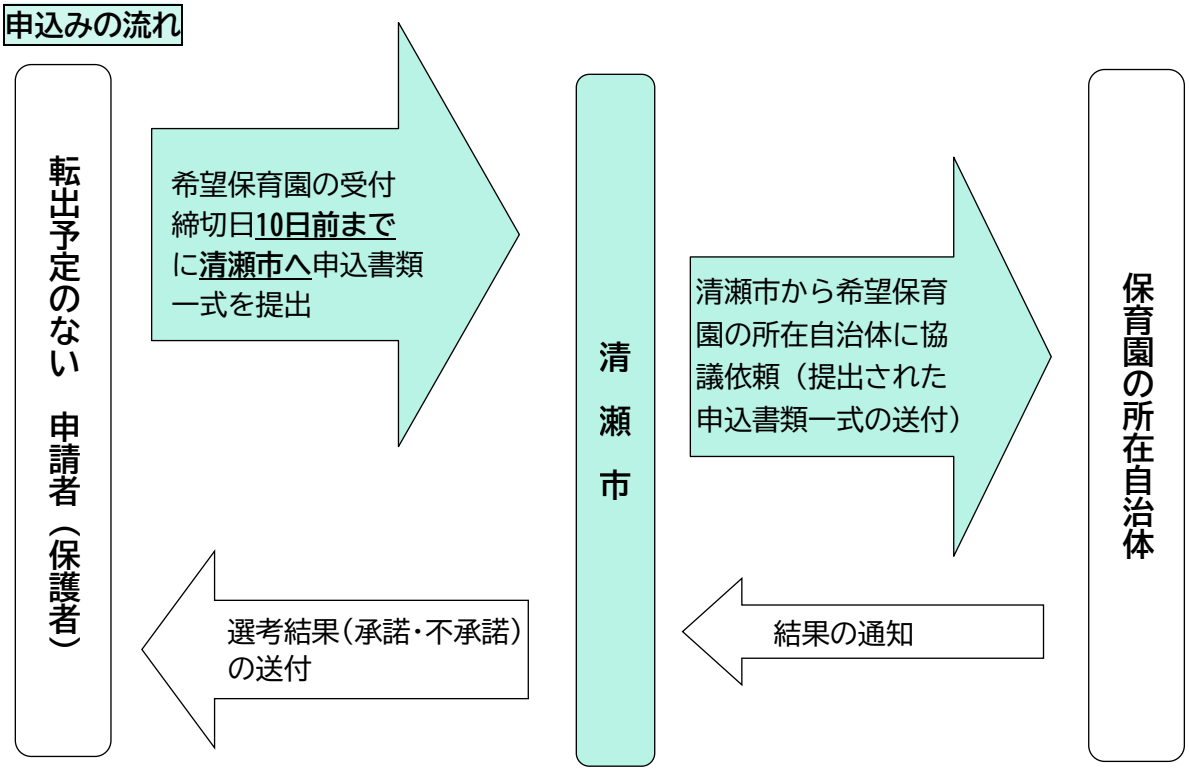

清瀬市外へ転出予定が　あ　る　場合

- 転出先自治体で保育園の利用を希望する場合、希望する保育園のある自治体へ**直接**申込みをしてください。
- 清瀬市へ書類等の提出は不要です。必要書類や入園選考条件、書類受付期間は自治体により異なりますので、必ず希望する保育園のある自治体にご確認ください。

申込みの流れ

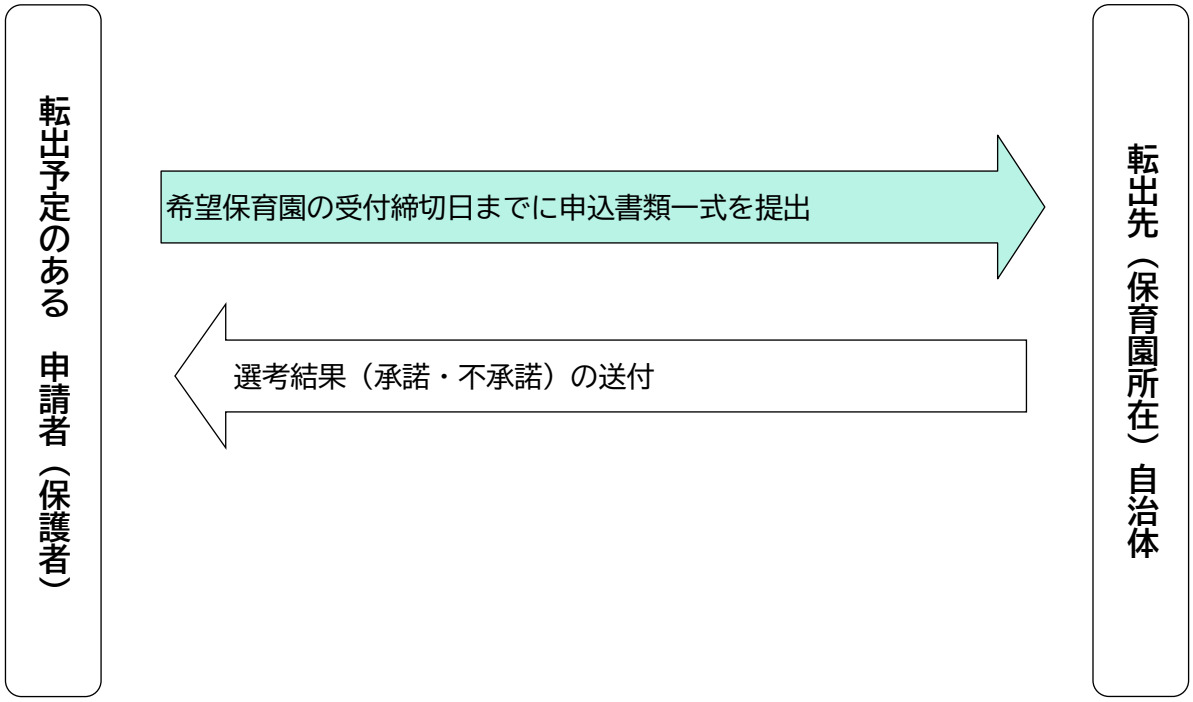

清瀬市民ではない方が清瀬市内の保育園入園を希望するとき

- 申込時点で清瀬市民ではない方が清瀬市の保育園入園を希望する場合、転入の予定があるかないかで申込方法が異なります。

清瀬市へ転入予定あり・・・清瀬市へ申込み（入園希望月の前月末までの転入に限る）

清瀬市へ転入予定なし・・・居住地の市区町村へ申込み

入園希望月の前月末までに清瀬市に転入予定が　ある　場合

- 申込時点で清瀬市外に住民票があっても入園希望月の前月末までに清瀬市に転入する場合、清瀬市へ直接お申込みください。
- 清瀬市民と同じ選考基準で利用調整を行います。なお、入園希望月の前月末までに清瀬市への転入手続きがされていない場合は、入園が内定していても取消しとなります。また、入園の可否に関わらず、清瀬市に転入手続き後は必ず清瀬市保育・幼稚園係窓口までお越しください。
- 転入に伴い産休・育休のまま入園する条件として、認可保育園の在籍が3か月以上継続していることが必要です。通常の申込書類一式に加えて在園証明書を提出してください。在園中の園に継続して3か月以上の在籍が確認できれば、清瀬市内の保育園に入園後も産休・育休中のまま継続できます。ただし、在園期間が途切れないよう、清瀬市へ転入後も清瀬市の保育園に入園が決まるまでは、在園中の保育園の継続手続きを行ってください。継続手続きの詳細については、現住所の市区町村にお問合せください。

必要書類

◆「保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書」および「本人確認書類の写し」
◆保育を必要とする事由を証明する書類（P.14参照）
◆住民税課税（非課税）証明書（P.13参照）
◆清瀬市に転入後の居住地の賃貸契約書又は売買契約書の写し※
（賃借日または引渡日等が記載されたもの）
◆転入に関する誓約書（清瀬市指定様式）※実家で家族と同居する場合は、本誓約書の「同居予定申立書」の部分は実家にお住まいの方が記入してください。その場合には賃貸契約書・売買契約書の写しは不要です。
◆その他該当者のみ提出する書類（P.13およびP.15参照）ほか

※　令和９年４月入園の１次申込期間（令和８年10月20日（火）から令和８年11月９日（月）まで）において、「賃貸契約書」又は「売買契約書」の写しを用意できない場合、当該書類に限り提出期限を令和８年12月18日（金）までといたします。後から提出する場合は「転入に関する誓約書」にその旨を記載してください。

入園希望月の前月末まで清瀬市に転入予定が　ない　場合

- 清瀬市民ではなく、転入予定がない方が市内の保育園等の入園を希望する場合は、原則として児童の住民票のある市区町村から清瀬市へ協議を行います。
- 申込時点で住民票のある市区町村にて入園申込みの手続を行ってください。
- 申込書、主治医意見書等の書類を清瀬市の様式で居住市区町村にご提出ください。
- 国様式の就労証明書に限り、清瀬市で提供している様式でなくても使用可能です。
- 居住市区町村を通して清瀬市の申込期間中に書類が必ず到着するよう、現住所の市区町村にご相談の上、ご提出ください。
- 入園選考は清瀬市民が優先のため、清瀬市民より指数を減点して利用調整（入園選考）を行います。

対　象　外

転入予定のない方が下記に該当する場合は、入園申込みの受付をしておりません。

- ◆　0～2歳児クラスで、保護者のどちらも清瀬市に在勤、在学していない方
- ◆　保育を必要とする事由が求職・育休特例中（入園月に復職の場合は除く）の方
- ◆　公立保育園への入園を希望する方

申　込　み　不　可

転入予定がない方の受入れ可能な時期

入園時期	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
令和9年4月入園（1次選考）	×	×	×	×	×	×
令和9年4月入園（2次選考）～　令和9年7月入園	×	▲	▲	○	○	○
令和9年8月入園　～　令和10年2月入園	▲	▲	▲	○	○	○

▲：保護者のどちらかが清瀬市に在勤・在学の方のみ申込みが可能

○：清瀬市外にお住まいの方の申込みが可能

※　上記以外にも保育園等の空き状況、待機児童数の状況により一定の受入れ制限を行う場合があります。

必要書類

- ◆「保育園等入園･転園申込書兼子どものための教育･保育給付認定申請書」および「本人確認書類の写し」
- ◆保育を必要とする事由を証明する書類
- ◆住民税課税（非課税）証明書
- ◆その他該当者のみ提出する書類　ほか

2-7　きょうだい同時申込みの条件について

- きょうだいで同時に入園申込みをする場合、以下の条件を選択し、入園の「きょうだいで入園を希望する場合」に記入してください。
- ①～③いずれの場合であってもきょうだいで同じ園に入園できるよう調整するため希望順位が低い園になることがあります。

①　同時期に同じ保育園に入園を希望
申込児童全員が、同じ月に同じ園に入園できなければ、入園を希望しない。 ※全員が同じ月に同じ園に入園できるまで、全員入園することはできません。
②　①が叶わない場合、同時期の入園であれば別々の保育園でも良いので入園を希望
同時期に入園できなければ全員入園することはできません。
③　①②が叶わない場合、1人だけでも入園を希望
1人だけ保育施設に入園し、入園できなかった児童を家庭で保育する場合は、保育を要しないと判断され入園が取り消されます。 ※入園できなかった児童について認可保育施設以外の保育施設に通う証明書を提出していただくことがあります。 1人だけ入園が決定した場合でも就労等の保育要件を満たさなければ入園できません。

※　きょうだい条件は、きょうだいともに入園申込みをしているときのみ有効です。
※　①②を選択している場合、ひとりの児童が入園できる場合でも、ほかの申込児童が入園できない場合は内定が出せませんので、ご注意ください。
※　③を選択してひとりの児童のみ保育園に決定した場合、ほかの児童は申込みの有効期限が残る限り毎月入園選考を続けます。先に決定した児童の入園先の結果をうけて希望する保育園を変更したい場合には、必ず締切日までに希望園変更届を提出してください。
※　上記以外のご要望にはお応えできませんので予めご了承ください。

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
上の子だけ保育園への入園申込みすることはできますか。

【回答】
できません。
上の児童も下の児童と一緒に保育することが可能だと考えられるので「保育の必要性」が認められません。きょうだいのうち一方だけを申込みできるのは保育の必要性を問わない幼稚園や1号認定での認定こども園の申込みに限ります。

2-8　清瀬市保育園　入園選考基準

入園選考は、保育の選考基準指数に保育の調整指数を合算して算出した保育指数の高い方から入園を決定します。

表－1　保育の選考基準指数　**保護者それぞれの指数を判定し、合算します。**

類型	細目			基準指数
就労	外勤 在宅勤務 自営業	月160時間以上の就労を常態		50
		20日/月以上	月140時間以上160時間未満の就労を常態	45
			月120時間以上140時間未満の就労を常態	40
			月100時間以上120時間未満の就労を常態	35
			月80時間以上100時間未満の就労を常態	30
		16～19日/月	月144時間以上の就労を常態	45
			月128時間以上144時間未満の就労を常態	40
			月112時間以上128時間未満の就労を常態	35
			月96時間以上112時間未満の就労を常態	30
			月80時間以上96時間未満の就労を常態	25
		12～15日/月	月124時間以上の就労を常態	38
			月108時間以上124時間未満の就労を常態	33
			月92時間以上108時間未満の就労を常態	28
			月76時間以上92時間未満の就労を常態	24
			月60時間以上76時間未満の就労を常態	22
			月48時間以上60時間未満の就労を常態	20
		その他	上記以外（利用期間3か月）※日数・時間が確認できない場合	15
	内定	申込時点で就労しておらず、申込後に就労開始する内定証明書(日数、時間が確認できるものに限る)がある場合※1		該当指数から-5
求職		内定先がない場合（利用期間3か月）		15
不存在		死亡・離婚・行方不明・拘禁など		50
出産		出産予定日を中心に前後2か月計5か月間		45
疾病	入　院	慢性疾患でおおむね1か月以上は入院を要し、その後も療養を要する		50
	居宅内	常時病臥（入院に相当する治療や常時安静を要する自宅療養のため保育が困難な場合）		50
		精神性の疾病		30
		一般療養で週に3回以上通院を要する、若しくは安静が必要		30
		一般療養で上記以外		20
心身障害		身体障害者手帳…1～2級／愛の手帳…1～2度		50
		身体障害者手帳…3級／愛の手帳…3度		40
		身体障害者手帳…4～6級／愛の手帳……4度		30
		精神障害者保健福祉手帳…1～2級／要介護度…5～4		50
		精神障害者保健福祉手帳…3級／要介護度…3～2		40
		要介護度…1～要支援		30
介護・看護	居宅内	同居の親族が重度の障害者、若しくは常時臥床の状態で全介助を要する		50
		同居の親族の状態が、上記疾病、心身障害に該当する場合その指数、それ以外は30		30
	居宅外	週に5日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い		35
		週に3日以上、同居以外の親族の介護・看護を要する、若しくは病院・施設への付き添い		25
		上記以外		20
就学（技能習得）		自宅外で就学している　（※就労の指数に準ずる）		
		自宅で就学している		30
災害		火災などによる家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合（利用期間6か月程度）		50
その他特例		全各号に挙げるもののほか、明らかに保育が必要であると市長が認める場合		

備考
(1)入園申込みの締切日までに必要書類が未提出の場合は、求職活動(内定先なし)とみなし指数を付す。
(2)各書類については別途定める書類受付期間内に提出されたものに限り選考に反映するものとし、受付期間を過ぎたものについては次回の選考より反映するものとする。
(3)保護者１人につき、保育を必要とする事由が２つ以上ある場合は、主たる事由の指数を付す。入園希望月に出産事由と就労事由が重複した場合は、原則出産事由で指数を付す。
(4)雇用契約状況に不明な点がある場合には市より就労証明書の再提出を依頼または勤務先に確認する場合があるものとする。なお、就労証明書に記載の勤務日数・時間と就労実績が異なる場合には、備考欄にその理由を記載することとし、就労証明書以外に清瀬市が依頼する書類を確認できない場合も、備考欄等にその理由を記載すること。
(5)看護・介護(居宅内)の細目が複数該当する場合については、いずれかのうち高い指数を付す。
(6)「求職」で申込みをし、入園した場合は３か月以内に仕事に就くことを申込みの条件とする。
※1　申込時点で現在就労している就労証明書の提出がある場合は当該細目を適用しないものとする。また、内定で申込んだ場合であっても就労開始後に改めて就労証明書を提出した場合においては、以降の選考より当該細目を適用しないものとする。

表－2　保育の調整指数

該当する調整指数を全て基準指数に合算します。

類型「保護者」は保護者各々に加点・減点を行い、類型「世帯」「児童」は世帯に対して加点・減点を行います。ただし、きょうだいに関する加点については最も高い指数となるものを１つのみ適用し、重複適用は行いません。

類　型		細　目	調整指数
保護者	就労状態	101　配偶者または児童の祖父母が経営する会社・事業所で働いている	－5
		102　保護者の祖父母や兄弟姉妹が経営する会社・事業所で働いている	－2
		103　市内の認可保育施設（地域型保育施設を含む）に保育士として月120時間以上従事または従事予定	＋2
		104　就労証明書の証明日時点で就労証明書の「No.7就労実績」の記載が1カ月未満または未記入の場合	－3
		105　就労証明書の証明日時点で就労証明書の「No.7就労実績」の記載が1カ月以上3か月未満の場合	－1
		106　就労証明書の「No.6就労時間」の「合計時間」または「就労日数」が未記入の場合	－2
		107　基準指数に関する書類の提出がない	－1
	身体状態	108　保護者が就労しており、指定難病または一定以上の障害者手帳を有している（証明書を添付）	＋7
世帯	育児休業	201　育休の延長が可能であり、他者の利用調整を優先することに同意している	－70
	不存在	202　ひとり親家庭で親族や第三者と同居していない（証明書を添付）	＋15
	同居親族	203　看護・介護事由での申込み以外であって要介護4以上、特別障害者の親族が同居している（証明書を添付）	＋5
		204　同一世帯に養育している未就学児がいる	＋1
		205　健康で無職の65歳未満の親族や第三者と同居している（申出書の添付あり）	－10
		206　健康で無職の65歳未満の親族や第三者と同居している（申出書の添付なし）	－20
	その他	207　生活保護を受給しており、保護者それぞれが就労での申込み（生活保護受給証明書を添付）	＋10
児童	兄弟姉妹	208　多胎児（三つ子以上）の同時申込み（転園除く）	＋10
		209　多胎児（双子）の同時申込み（転園除く）	＋7
		210　申込時点で兄弟姉妹が清瀬市内の認可保育園等に在園（ただし入園希望月に兄姉が小学生になる場合は除く）	＋5
		211　兄弟姉妹で同時に申請している（転園除く）	＋2
	託児	申込児童が保育を必要とする事由（育休、求職は除く）で市内の認可保育施設以外に在園しており、申込時点で継続して月極（月48時間以上）で在籍している（在園証明書を添付）　212　転入前から市外の認可保育園等に通っており、申込時点で2か月以上在籍	＋7
		213　認可外保育施設等に申込時点で６か月以上在籍	＋4
		214　認可外保育施設等に申込時点で2か月以上6か月未満在籍	＋3
	内定辞退	215　保育園等に入園内定したが、辞退した場合（当該年度中）	－15
	市外在住	216　清瀬市外に住所があり転入予定がない	－50
	2歳児卒園	217　2歳児クラスまでの認可保育園等及び認証保育所に在籍しており、令和9年3月に卒園する児童（令和9年4月1次選考のみ適用）	+100

備考

(1)各書類については別途定める書類受付期間内に提出されたものに限り選考に反映するものとし、受付期間を過ぎたものについては次回の選考より反映するものとする。
(2)101 は親族経営であるが入園申込書に続柄が未記入の場合においても当該細目を適用するものとする。
(3)103 は就労証明書の「No.4就労先事業所」に市内認可保育園等の名称が記載されており、「No.13保育士等としての勤務実態の有無」に「有」または「有(予定)」にチェックがあり、「No.6就労時間」の「合計時間」に120時間以上記載されている場合に適用するものとする。
(4)104,105 は就労証明書の証明日及び就労実績から確認するものとし、就労実績が未記入または0表記の場合においても当該細目を適用するものとする。ただし表-1において「内定」に該当する場合は除く。
(5) 107 の基準指数に関する書類とはP.14に記載している数字〇で示す書類に限るものとする。ただし、3か月以上前（証明日未記入も含む）の医師の診断書や在学証明書、就労証明書の提出があった場合も当該細目を適用するものとする。なお、いずれの場合も市が依頼しているにもかかわらず入園までに提出がない場合には内定を取り消すものとする。
(6)108 は特定医療費（指定難病）受給者証、身体障害者手帳または精神障害者保健福祉手帳1・2級、愛の手帳1・2度の写しを提出した場合に適用するものとする。
(7)202 は戸籍謄本（全部事項証明）、児童扶養手当証書またはひとり親家庭等医療費助成制度医療証の写しを提出した場合に適用する。
(8)203 は要介護４以上の介護保険被保険者証または特別障害者手当受給資格証の写しを提出した場合に適用する。
(9)204 は申込児童以外に未就学の児童がいる場合に適用するものとし、認可保育園等に在園していない幼稚園在籍児童や家庭内で保育している児童に適用するものとする。
(10)205 は申出書に保育を必要とする書類を提出できない理由及び保育を行えない理由を記載すること。
(11)202, 203,205,206 の同居とは同一地番（丁目、番地）に居住していることを指し、世帯の分離を問わない。
(12)204,208,209,210,211 が複数該当する場合には最も高い指数を一つ適用するものであり重複して適用は行わないものとする。
(13)210,212,217 における認可保育園等とは認可保育園・認定こども園（保育）・地域型保育施設とする。
(14)217 は11月時点で2歳児クラスまでの認可保育園等や認証保育所に在園している清瀬市在住の2歳児クラスの児童に限る。また当該細目は当該児童のみ適用とし他の申込児童には適用しない。

指数が同位の場合の優先順位

基準指数と調整指数の合計が同一だった場合、下表の順に優先して選考を行います。

優先順位	優先する項目
1	入園申込者（転園申込みではない）
2	基準指数が高い世帯の児童
3	ひとり親世帯
4	出産・災害
5	就労（自営業以外）
6	就労（自営業）
7	疾病・障害
8	介護・看護
9	就学・求職
10	障害者手帳を持つ世帯（写しを添付した場合に限る）
11	選考時点で住所が清瀬市内にある世帯
12	住民税課税標準額が低い世帯

上記の優先順位も同じ場合は、世帯の家庭状況や勤務状況を含め、総合的に判断します。

※課税証明書の未提出や未申告等により、必要な課税情報が確認できない場合は、住民税課税標準額が最も高いものと判断するため同点時の優先順位は低くなります。

※優先順位4～9については保護者それぞれの基準指数の類型を適用します。

（例）指数の計算方法

【　父　】　外勤、20日/月　以上、月160時間以上の就労を常態……　50点

【　母　】　自営業　16日/月　以上、月128時間以上の就労を常態……　40点

【調整指数】申込児童が保育を必要とする事由で認可外施設に2か月在園している…　+3点

兄弟姉妹2名同時に入園を希望……　+2点

＝95 点

各種申請書・電子申請　のご案内

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は
右記の二次元コードよりページをご覧ください。

清瀬市トップページ

⇒　「申請書ダウンロード」

⇒　「子育て・教育関係の申請書」

⇒　「保育・幼稚園に関する申請書」

提出書類の内容は
選考に影響するため
必ず確認しましょう！

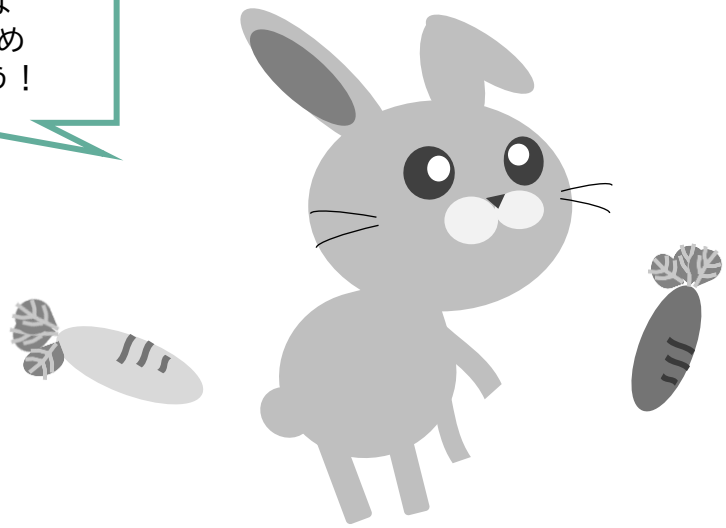

2-9　入園申込確認事項

提出書類チェックシート

【全員必要な書類】

必要書類	確認欄
①保育園等入園申込書 兼 子どものための教育・保育給付認定申請書 ②本人確認書類の写し	□

【保育を必要とする事由の確認書類】　父、母および入園希望月時点で 18 歳以上 65 歳未満の同居者の書類が必要です。

保育事由	必要書類	提出確認欄		
就労	就労証明書	□　父	□　母	□同居者
	シフト表・勤務スケジュール表（変則就労または就労先が 2 か所以上の方）	□　父	□　母	□同居者
就労（自営等）	就労証明書	□　父	□　母	□同居者
	公的機関が発行した自営業の証明書類等	□　父	□　母	□同居者
求職中	提出書類はありません。			
出産	母子健康手帳の写し（保護者氏名・分娩予定日が確認できるページ）	－	□　母	－
疾病	診断書（保育が困難である旨が記載されたもの）	□　父	□　母	□同居者
障がい	障害者手帳等の写し	□　父	□　母	□同居者
介護・看護	介（看）護状況届出書	□　父	□　母	□同居者
	介護（看護）を必要とすることを証明する書類（診断書等）の写し	□　父	□　母	□同居者
就学	時間割表	□　父	□　母	□同居者
	在学証明書または学生証の写し	□　父	□　母	□同居者

【家庭の状況によって必要な書類】

状況	必要書類	提出確認欄	
令和 8 年 1 月 1 日時点で清瀬市に住民票がない場合	令和 8 年度市民税課税・非課税証明書 令和 9 年度市民税課税・非課税証明書（発行され次第提出）	□　父	□　母
保護者がすべて非課税で生計が別の同居親族がいる場合	生計が別である旨の申立書	□	
生活保護を受けている場合	生活保護受給証明書	□	
ひとり親の場合	戸籍謄本、児童扶養手当証書またはマル親の写し	□	
世帯内に障害者手帳等を所持している人がいる場合	障害者手帳等の写し	□	
転職して 3 か月以内の場合	申込時における直近 3 か月の就労実績がわかる前職の就労証明書	□	
就労かつ指定難病等がある場合	特定医療費（指定難病）受給者証または一定以上の障害者手帳の写し	□	
介護等の事由以外の申込みで要介護 4 以上等の親族が同居の場合	要介護 4 以上の介護保険被保険者証または特別障害者手当受給資格証の写し	□	
健康で無職の 65 歳未満の同居者がいる場合	申出書	□	
市内の認可保育施設等以外に 2 か月以上在園している場合	保育施設在園証明書	□	
清瀬市に転入予定がある場合	転入に関する誓約書	□	
	不動産（建物）の賃貸契約書または売買契約書の写し	□	
障がい等配慮の必要がある場合	診断書等の清瀬市が求める書類（食物アレルギー検査結果、障害者手帳の写し等）	□	

※　記入漏れや書類の不足により、指数の減点となる場合や選考の対象にならない場合がありますので十分にご注意ください。
※　オンライン申込みの場合は、必要書類をデータ化し添付してください。
※　提出書類は返却できませんので、事前にご自身で**写し**を必ずお取りください。オンライン申込みの場合、申請後に送信されるメールに申請内容が反映されますのでそのメールを受け取れるように設定し、保存してください。

申込書に保育施設の希望を記入する際のポイント３点

（１）　入園したい施設順に記入する

利用調整（選考）は、指数の高いお子様から、保育所等を決定していきます。お子様の順番が来た時に、希望順位の高い施設から順に欠員がないか確認し、欠員があった施設に内定となります。そのため、第１希望に欠員数が多い施設を書いた方が入園しやすいということではありません。また、申込時に欠員がない施設においても退所や転所によって欠員が出る可能性がありますので、欠員がない施設も含め、行きたい順番に希望施設を記入してください。

（２）　通える範囲内で、できるだけ多くの施設を記入する

前述したとおり、お子様の順番が来た時に、希望順位が高い施設から欠員がないか確認します。例えば、第１希望から第７希望の施設までは欠員がなく第８希望の施設で欠員がある場合には第８希望の施設で内定となります。 また、「５歳児までの保育施設」や「保育施設が少ない地域の保育施設」は入園を希望される方が集中する傾向があります。

そのため①希望施設数を多く記載すること、②「２歳児までの保育施設」等様々な施設を記載することでいずれかの施設に入園できる可能性が広がります。ただし、入園内定後に「遠すぎて通えない」などと内定辞退することは、お控えいただきますようお願いします。内定辞退した場合には次の選考で指数が減点となります。

また、入園ができなかった場合には、申込みの有効期間内は毎月、入園選考を行います。空き状況は毎月変動しますので、希望施設を変更する場合には希望園変更届をご提出ください（空きの情報は毎月HPに掲載します）。

（３）　きょうだいで申込む際は、兄弟姉妹の入園条件を検討する

申込書の「きょうだいで入園を希望する場合」に記載された内容に基づいて入園選考を行います。そのため、選択した条件を満たさない場合は、入園を決定することができません。

①「きょうだいが同じ月に同じ園を利用できる場合のみ入園する」

一人が入園できる見込みであっても、もう一人が入園できない場合は、きょうだいともに入園内定となりません。きょうだいで同じ時期に同じ園へ入園できない場合に備え、次のような希望もご検討ください。

②「①が叶わない場合、別々の園でも同時期に入園することを希望する」

①が叶わない場合に別々の園であっても同じ時期の入園ができるのであれば、保育園の入園を希望したいという方は選択してください。

③「①②が叶わない場合、一人だけでも入園を希望する」

①②が叶わない場合に、上のお子様は幼稚園に通うことができる場合や、下のお子様は職場の保育施設などに預けることができる場合など、一人のみの入園でも差し支えない方は、選択肢としてご検討ください。

ご家庭の状況に合わせて、希望する入園条件をご選択ください。

近年、保育園入園を希望する家庭が増加しており、**フルタイム勤務のご家庭でも希望する施設に入園できない場合**があります。上記のポイントをご検討ください。また入園できなかった場合に備え、**清瀬市内外の認可外保育施設や幼稚園も併せてご検討**ください(これらの施設の申込みや空き状況については各施設へ直接にお問合せください）。

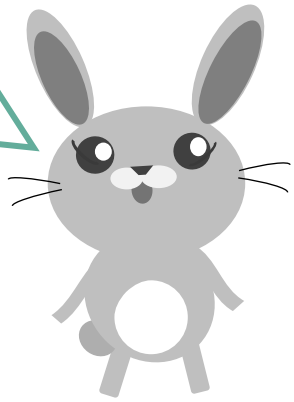

就労証明書チェックシート

選考における指数は就労証明書の内容で確認させていただきます。**事業主が書いた就労証明書でも必ず申請保護者が確認してください。正しく記載されていない場合には選考の対象外となる場合や指数が減点される場合**があります。

□	①　右上の証明日は申込日の3か月以内ですか。 **➡記載がない場合や3か月以上の場合は再提出していただきます。**
□	②　雇用開始日は、現在の契約期間の始期ではなく採用年月日を記入されていますか。 **➡基準指数が「内定」になる場合等があります。**
□	②　3「雇用（予定）期間等」の記入がありますか。 また、有期の場合は14「（雇用契約の）満了後の更新の有無」にチェックがありますか。 **➡記載がない場合や期間が終了する場合であって、更新がない場合は就労証明書の再提出を依頼する場合があります。**
□	③　6「就労時間」の「合計時間」および「就労日数」の未記入・記載誤りはありませんか。 **➡未記入・記載誤りがある場合には指数が変わる可能性があります。**
□	③　6「就労時間」の「合計時間」に休憩時間は含まれていますか。 **➡含まれていない場合には指数が変わる可能性があります。**
□	③　6「就労時間(変則就労)」の場合、シフトパターンの記載かシフト表の添付がありますか。 **➡記載がない場合や添付がない場合は指数が変わる可能性があります。**
□	③　6「就労時間」（日数・時間）が入園後（復職後）３か月以内に減少することはありませんか。 ➡申込時の就労状況で指数を決めて入園選考を行っているため、転職や離職・出産等に伴い、**入園申込時の選考基準指数よりも入園時の選考基準指数が減ってしまう場合**、選考のやり直しが必要となり、その結果、**内定の取消しや退園になる可能性があります。**
□	④　7「就労実績」の欄は埋められていますか。 **➡記載がない場合には指数が減点となります**（内定の場合は除く）。
□	④　7「就労実績」は6「就労時間」と同等ですか。 7「就労実績」が6「就労時間」より少ない場合は備考欄に理由が書かれていますか。 **➡記載がない場合には指数が変わる可能性があります。**
□	⑤　市内保育施設等で月120時間以上保育士として働く場合、4「就労先事業所」に市内認可保育施設等の名称が記載されていますか。また、13「保育士等としての勤務実態の有無」に「有」または「有（予定）」にチェックがあり、6「就労時間」の「合計時間」に120時間以上記載されていますか。 **➡記載がない場合には調整指数が加点されません。**

※上記の番号は次ページの①～⑤を示しています。

申請書受付日から過去３か月以内に発行されたものが有効です

就労証明書

清瀬市長・清瀬市教育委員会教育長　宛

① 証明日　西暦　2024　年　10　月　31　日

事業所名	清瀬銀行
代表者名	代表取締役　清瀬　直樹
所在地	東京都清瀬市中里5丁目842番地
電話番号	042 — 492 — 5111
担当者名	清瀬　太郎
記載者連絡先	042 — 497 — 2086

ご担当者様に就労証明書の内容について
確認の連絡をさせていただく場合があります

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サ
		1990　年　1　月　1　日
		② 2024　年　4　月　1　日　～　2027　年　3　月　31　日
		○○
		☑ 派遣社員　☐ 員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ その他(　　)
6	就労時間（固定	月　火　水　木　金　土　日　祝日 ☑　☑　☐　☑　☑　☐　☐　☐ 合計時間　月間　144　時間　分（うち休憩時間　1200　分） 一月当たりの就労日数　月間　16　日　一週当たりの就労日数　週間　4　日 平日　9　時　0　分　～　ち休憩時間　60.00　分） 土曜　時　分　～　ち休憩時間　分） 日祝　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分） 合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分　～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労 ※日数に有給 時間数に休憩	年月　2024　年　10　月　年月　2024　年　9　月　年月　2024　年　8　月 16　日／日　144.00　時間／日　15　日／日　135.00　時間／日　17　日／日　153.00　時間／日
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	
10	産休・育休以外の休業の取得	)
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中　期間　2025　年　12　月　10　日　～　2026　年　3　月　31　日 主な就労時間帯・シフト時間帯　9　時　0　分　～　16　時　15　分（うち休憩時間　60　分）
⑤	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無
②	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予定）　☐ 無　☑ 未定
	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☑ 可（予定）
16	育休延長可否	☐ 可　☑ 可（予定）
17	単身赴任期間（予定含む）	年
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：清瀬　次郎　生年月日：2021　年　12　月　1　日　施設名：○○保育園　☑ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名：　生年月日：　年　月　日　施設名：　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

※有期雇用の場合
・雇用開始日は、現在の契約期間の始期ではなく採用年月日を記入
・雇用契約満了後の更新の有無についてNo.14にチェックをつける

・現在の雇用契約上の就労日数・時間等について記入
・入園（希望月）後に就労状況を変更する場合には、No.18の備考欄に変更後の就労内容（日数・時間）を記入してください。
・育児短時間勤務制度を利用している場合、NO.6には制度利用前の雇用契約上の就労状況を記入の上、No.12に育児短時間勤務制度利用時の就労状況を記入

休憩時間を含む

③

休憩時間を含む

④

・直近3か月の実績
・休憩時間を含む
・有給休暇取得の場合は、日数に含むとともに時間数にも該当時間を含む
・新規採用者は、今後の見込みを記入
・育児短時間勤務制度を利用している実績の場合は、No.12もあわせて記入

保育士等として保育施設等に従事し、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の資格を有している場合にチェック※事務員・調理員は含まない

2-10　入園申込後の申請内容変更について

入園申込後に申込内容を変更する場合の手続き

- 以下の変更事項に該当する場合は書類の提出が必要です。
- 以下の必要書類は、**電子申請での提出が可能**です。

変更事項	必要書類	提出期限・その他
希望保育園等を変更する場合	●希望園変更届	変更希望する月の入園申込期限まで(4月入園以外は原則前月の10日まで）に提出してください。
入園申込みを取下げる場合	●保育園等入園（転園）申込み取下げ申請書	入園の意思がなくなった時点で速やかに提出してください。取下げない場合は当初の入園希望月から最大6か月間入園の選考を行います。 ※再度、入園を希望する場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。
内定を辞退する場合	●保育園等内定辞退申請書	保育・幼稚園係と入園が内定していた保育園等に辞退する旨を連絡の上、速やかに提出してください。 内定辞退後、再度、入園を希望する場合は通常の申込みと同様の書類一式が必要となります。なお、辞退した場合には当該年度中の調整指数が15点減点となります。

入園申込後に家庭の状況が変わった場合の手続き

- 申込後、申込有効期間内（最大6か月間）に以下のように状況が変わった場合は、至急、保育・幼稚園係までご連絡ください。

●仕事を辞めた・転職した
●勤務内容に変更が生じた
●新たに妊娠した　　等

➡

これらの変更により入園選考時の指数が下がるなど選考結果に影響がある場合には、入園が内定していても取消しとなります。また、入園後に判明した場合は月末で退園となります。

- 保育園等への入園選考は申込時の状況が入園時も継続していることを前提としています。
- 申込以降に、申込時と異なる状況（退職、転職、就労日数・時間数の変更、妊娠等）が生じた場合は、必ず保育・幼稚園係にご連絡いただき必要書類等を提出してください。変更後の状況に基づき入園の選考を行います。
- 変更の申出がなく、選考後に申込時と異なる状況が判明した場合、再選考の結果、内定の取消しや退園となることがあります。

2-11　保育料（利用者負担額）について

0～2歳児クラス

- 令和7年9月から東京都保育所等利用世帯負担軽減事業の拡大により、児童の年齢・人数・保護者の所得にかかわらず市内在住のすべての児童の認可保育所等の保育料が無償となります。
- 保育料は無償になりますが、世帯（保護者のすべて）の市町村民税所得割課税額の合計に基づき階層区分の決定は行います。
- 延長保育料やその他実費（教材料費等）は無償化の対象外のため費用がかかります。
- 市外から通園している児童の保育料については住所地の自治体が決定します。

3～5歳児クラス

- 幼児教育・保育無償化により、保育料は無償です。
- 延長保育料やその他の実費（食材料費等）は無償化の対象外のため、費用がかかります。

階層区分の算定方法

- 世帯（保護者すべて）の市町村民税所得割課税額の合計に基づき、清瀬市利用者負担額基準額表（P.38）によって階層区分を決定します（9月に改定があります）。
- マイナンバー制度による情報連携により階層区分を決定することがあります。
- 所得割額のみ非課税の場合、均等割額で決定します。
  所得割・均等割が非課税で、生計を一にする同居親族がいる場合、同居親族の市町村民税所得割課税額の合計で決定します。同居親族が別世帯（世帯分離）であっても、住居が同一であれば同居親族とみなします。また、保護者すべてが非課税で、生計が別の同居親族がいる場合は「生計が別である旨の申立書」および証明書等の提出が必要です。

算定期間	令和9年									令和10年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
算定根拠	世帯の令和8年度 市町村民税所得割課税額の合計額					世帯の令和9年度　市町村民税所得割課税額の合計額						

以下の控除の適用前の所得割課税額で算定します。

① 寄附金税額控除額
② 外国税額控除額
③ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額
④ 配当控除額
⑤ 住宅借入金等特別税額控除額

食材料費について

- 3～5歳児クラスまでの児童につきましては、保育園等で提供する給食に係る食材料費をお支払いいただきます。
- 0～2歳児クラスまでの児童につきましては、保育料に含まれていますので、別途お支払いの必要はありません。
- 納入金額・納入方法・納入期限等は園によって異なりますので、各園にお問合せください。（「第6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内」をご確認ください）

（参考）公立保育園の場合の食材料費

主食費	副食費	計
700円／月	4,500円／月	5,200円／月

食材料費のお支払い方法について

- 原則として、口座振替による納入をお願いしています。保育園等によって納入期限・納入方法が異なりますのでご注意ください。

	公立保育園	私立保育園
納入期限	原則、当月の末日 （土日祝日の場合は金融機関の翌営業日、12月分は25日前後です）	直接、施設にお支払いとなります。 （お支払い方法等については各施設にお問合せください）
納入方法	① 口座振替 延長保育料、食材費が振替対象となります。 なお、残高不足等により振替日に振替できなかった場合、納付書を送付します。	
	② 納付書 以下の場合に送付します。 ● 口座振替登録が済んでいない方 ● 残高不足により引き落としができなかった方	

注意事項

- クラスは通年制ですので、児童が誕生日を迎えても年度内に年齢区分が変わることはありません。
- 長期欠席期間中でも食材料費はかかります。
- 私立保育園等に在園の場合、延長保育や給食等の実費は各保育園等で徴収となります。
- 未申告等により利用者負担額基準額表の階層区分決定に必要な税情報が確認できない場合には、最高階層（D27）で決定する場合があります。

食材料費の免除について

- 下記①②のいずれかに該当する場合は食材料費が免除となります。
- なお、免除の上限は主食費が3,000円まで、副食費が5,100円までとなり、それ以上は実費払いとなります。

①	利用者負担額基準額表(P.38)における階層が**D7階層**までの世帯（P.39の備考2に該当する場合は**D9階層**まで）
②	**第3子以降**の児童 →　世帯の**小学校就学前の児童のみ**で数えて、第3子以降が対象となります。

- 家庭状況の変更により食材料費の減免対象可否が変更となることがあります。家庭状況に変更が生じた場合は「家庭状況変更届」と変更事由が確認できる添付書類（生活保護受給証明書、障害者手帳の写し、罹災証明書など）の提出が必要です。

家庭状況変更の例

- ◆　年度途中で生活保護を受けることになる、または生活保護を受けなくなった場合
- ◆　死亡や離婚、婚姻等により家庭状況が変わった場合
- ◆　居住する家屋等が、災害等により著しく損害を受けた場合
- ◆　同一世帯で新たに障害者手帳等の交付を受けた場合　　等

延長保育とその費用について

- 保護者の就労時間や通勤時間などで通常の保育時間までに子どもを迎えに行くことが難しい場合に延長保育が利用できます。各保育園等の状況によって利用条件が異なります。

公立保育園				
保育時間	7：00　～　8：30	16：30　～　18：00	18：00　～　19：00	（月の上限額）
保育標準時間	－	－	500円／日	2,500円／月
保育短時間	250円／30分	250円／30分	－	3,700円／月
申込方法	入園決定後、延長保育申込書を直接保育園にご提出ください。			
注意事項	●保育短時間で延長保育を利用する場合、**利用可能な時間は原則1日最大90分**です。 ●令和9年度清瀬市利用者負担額基準額表のA階層及びB階層に該当する場合、申請により免除可能です。			

私立保育園
●施設によって異なるため、「第6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内」をご確認ください。

滞納した場合

- 正当な理由なく滞納が続いたときは、法令の規定により滞納処分を行います。

令和9年度清瀬市利用者負担額基準額表

世帯の市町村民税課税所得割額による階層区分		
A	生活保護世帯	
B	市町村民税非課税世帯	
C	均等割のみ課税世帯	
D1	1円以上	10,000円未満
D2	10,000円以上	13,400円未満
D3	13,400円以上	16,000円未満
D4	16,000円以上	20,400円未満
D5	20,400円以上	36,000円未満
D6	36,000円以上	48,600円未満
D7	48,600円以上	57,700円未満
D8	57,700円以上	66,000円未満
D9	66,000円以上	77,101円未満
D10	77,101円以上	97,000円未満
D11	97,000円以上	115,000円未満
D12	115,000円以上	133,000円未満
D13	133,000円以上	151,000円未満
D14	151,000円以上	169,000円未満
D15	169,000円以上	191,000円未満
D16	191,000円以上	213,000円未満
D17	213,000円以上	235,000円未満
D18	235,000円以上	257,000円未満
D19	257,000円以上	279,000円未満
D20	279,000円以上	301,000円未満
D21	301,000円以上	325,000円未満
D22	325,000円以上	349,000円未満
D23	349,000円以上	373,000円未満
D24	373,000円以上	397,000円未満
D25	397,000円以上	423,000円未満
D26	423,000円以上	449,000円未満
D27	449,000円以上	

令和 9 年度清瀬市利用者負担額基準額表　備考

1　この表における年齢区分の適用に当たっては、子どものための教育・保育給付に係る保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日とし、その年齢区分は当該年度中に限り変更しないものとする。

2　この表において市民税所得割課税額が 77,101 円未満の世帯において、次に掲げる各号のいずれかに該当する世帯については、同階層の基準額を半額として適用する。

(1)　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の属する世帯

(2)　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯

(3)　厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯

(4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯

(5)　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）の規定により特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯

(6)　国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受けている者の属する世帯

(7)　生活保護法に定める保護基準に準じ、生活に困窮していると市長が認める世帯

上記、（1）から（7）に該当した世帯は「家庭状況変更届」と必要書類を添えて手続きが必要です。必要書類は、保育施設等利用申込み等ですでに提出している場合、公簿等で確認できる場合は省略できる場合があります。また、申請月の翌月から適用します。

3　この表において「均等割」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割をいい、「所得割課税額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額とする。ただし、この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び第 314 条の 9 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並びに第 45 条の規定を適用しないものとする。

4　この表において、保護者等が市民税の賦加期日現在、指定都市の区域内に住所を有するときは、これらの者を指定都市区域外に住所を有するものとみなして、利用者負担額に係る市民税所得割額を算定するものとする。この場合において当該所得割額の算定に当たり、指定都市において算出した市民税所得割額に 8 分の 6 を乗じた額をもとに利用者負担額を決定することができる。

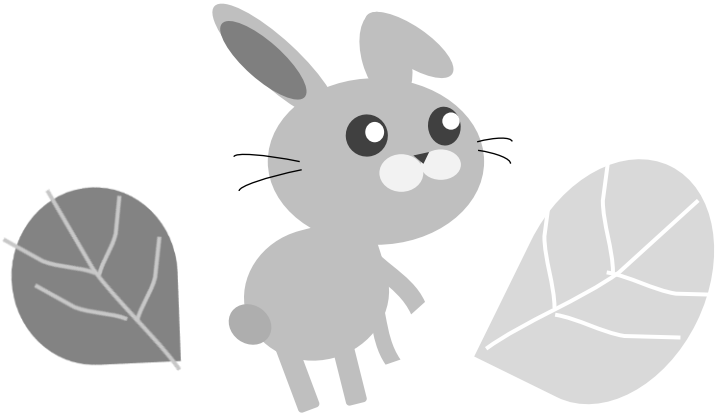

第３章　保育園等に在園している方

3-1　家庭状況・支給認定内容に変更があった場合

- 保育園等は保育が必要な児童をお預かりする施設です。入園後も継続して、保育を必要とする状態が続いていることが必要です。次のような変更があった場合は、変更があった時から2週間以内に、変更届の提出など必要な手続きを行ってください(P.41参照)。また、変更があった際は在園先にも必ず伝えてください。

◆ 勤務先、勤務状況等の変更（転職・退職・産休育休取得等）
◆ 保護者等世帯の構成、状況の変更（結婚・離婚・家族の増減等）
◆ その他家庭の状況の変更(出産予定・転居等)
◆ 在籍児童に新たな病気が診断された場合(保育に影響する病気の場合)

- 保育を必要とする事由や保育必要量（短時間⇔標準時間）が変更となる場合、各月20日まで（20日が土・日・祝日の場合に直前の開庁日まで）に提出が確認されたものについては翌月1日より適用されます。(在園先への提出の場合は15日まで)
- 期限以降に提出された場合、翌々月からの適用となるため、翌月は延長保育料等が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 在園先の決まり事が守れないなどが頻出・継続する場合には、強制退園を行う可能性があります。

現況調査等

教育・保育給付認定の現況調査を年1回おこないます。

調査では保育の必要性を確認できる書類（保護者の就労証明書、在学証明書、診断書等）と「保育調査書」を提出していただきます。保育の必要性が確認できない場合は退園となることがあります。

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
求職事由（保育短時間認定）で在園していますが、来月から就職が決まりました。来月から保育標準時間認定にできますか。

【回答】
家庭状況変更届と就労証明書を前月20日まで(在園先への提出の場合は15日まで）に提出すれば、翌月1日より保育標準時間に認定変更します。ただし、保育標準時間に認定できるのは月120時間以上の就労等が必要です。

変更があった場合の必要書類

● 書類は在園先または保育・幼稚園係に速やかに提出してください。電子申請での提出も可能です。ただし、添付書類の内容が読み取れない場合には原本の提出を依頼させていただく場合があります。届出後も必ずお手元に原本を保管していただきますようお願いします。

事由	必要書類	提出期限	備考
住所・氏名・電話番号・世帯員の変更　など（結婚・離婚・転居・出産など）	●家庭状況変更届	変更後すぐに	●世帯員の増減については、階層区分が変わる場合があります。 ●市外転居の場合は別途お手続きが必要です。
退職	●家庭状況変更届	退職日が決定次第すぐに	●退職後、求職活動を行う場合は退職した日の属する月の翌月から3か月の在園が認められています。 ●3か月以内に新しく就労を開始できない場合や、就労証明書を提出できない場合は退園となります。
就職（求職活動中の方）	●家庭状況変更届 ●就労証明書等	求職活動での在園期間の最終月の10日まで	●求職活動での在園期間の最終月（退職した日の属する月の翌月から3か月目）の10日までに必要書類が確認できない場合、その月末をもって退園となります。 ●就労が決まり、保育の必要量の変更が生じる場合でも期限までにご提出がないと、適用が翌々月からとなり、延長保育料が発生する可能性があります。
転職	●家庭状況変更届 ●就労証明書	決定次第すぐに（各月20日まで）	●勤務先や就労の状況によって、別途追加で書類の提出を依頼する場合があります。
就労状況の変更・異動・移転など	●家庭状況変更届 ●就労証明書（就労状況変更時のみ）	決定次第すぐに（各月20日まで）	●勤務時間や日数が変更になった場合、保育の必要量が変更となることがあります。就労状況（就労時間や日数）の変更がない異動・移転の場合は家庭状況変更届のみの提出で構いません。
妊娠	●家庭状況変更届 ●母子健康手帳の写し	出産予定月の２か月前まで	詳しくは次ページをご参考ください。
出産・育休特例・みなし育休特例	●家庭状況変更届 ●就労証明書	育児休業に入る前まで	詳しくは次ページをご参考ください。
その他	●家庭状況変更届	変更希望月の前月20日まで	「その他」欄に変更する内容・理由を記載してください。

※　手続きによって支給認定の内容（保育の必要性の事由・保育必要量）が変更となる場合は、変更開始月の前月末までに新しい支給認定証を送付します。
※　必要と認められる場合は、提出書類の内容を在園先と共有することがあります。
※　在園先に提出する場合には上記期限の５日前までにご提出ください。
※　期限後の提出については、翌々月からの変更となります。
※　保育・幼稚園係に提出する場合は在籍している保育園等にも変更をお知らせください。
また、在籍園が家庭状況の確認のため就労証明書等の提出を求める場合があります。

家庭状況変更届
電子申請フォーム

下のお子様を出産するとき

- 在園児童のきょうだいの出生に伴い、育児・介護休業法に基づく育児休業を取得する場合、上の児童は継続して3か月以上在園していることを要件としてクラス年齢を問わず、在園を継続することが可能です。（＝育休特例）
- 出産の予定がある場合は以下のとおり手続きが必要です。事前に必要な手続きをしない場合は退園となる場合があります。
- また、「A　育児休業を取得する方」と「B　育児休業を取得しない方」で手続きが異なりますのでご注意ください。

【手続きの流れ】

最初に

・産前休暇に入る前までに**「家庭状況変更届」**を提出する
・母子健康手帳　①表紙（母の氏名記入）　②出産予定日のわかるページ　の写しを添付

※つわりや体調不良・産後の回復のために保育園在園中の上の児童を連れて里帰りをする際、1か月以上となる場合は**長期欠席届**の提出をお願いします。
※長期欠席の期間は最長3か月です。3か月を過ぎると退園となります。

出生後

・**出生（世帯員増）の「家庭状況変更届」**を提出する
出生届の提出時やマル乳医療証の手続き時に提出していただくことをおすすめします。

A　育児休業を取得する方

・P.44記載の「育休特例」または「みなし育休特例」の要件を満たす場合は最長で生まれたお子様が2歳になる年度末まで上の児童の保育園等の利用が認められます。

● **就労証明書**を提出してください。
※育児休業期間の記入が必要です。

・保育の必要性の事由は「育児休業」となり、**「保育短時間」認定**になります。

・次の①②のうち、いずれか早い方が「育児休業」での認定開始日となります。
①出産予定月の2か月後の翌月1日
②父の育休取得開始日の翌月1日

注意！
「出産予定月の前後2か月」「育休特例」「みなし育休特例」適用中は転園月中に復職する方以外は、転園できません。

・前月末に保育必要量と認定期間を変更した通知を送付します。
・遡って保育必要量を変更することはできません。

B　育児休業を取得しない方

就労を再開しない方

・育児休暇・休業がなく、産後休暇後に就労しない場合は、出産予定月の翌月から2か月で退園となります。

←	在園可能	→	退園
出産予定月	1か月後	2か月後	

就労を再開する方

・出産予定月の翌月から3か月後の月末までに就労を再開（復職）し、
● **復職証明書または就労証明書等**を
4か月後の10日までに提出してください。

※生まれたお子様が、就労を開始する月に保育施設に入園できるように入園の申込みをしてください。
※生まれたお子様の保育施設が確保できない場合は、在園されている児童が退園となります。

←	在園可能	→	復職	10日までに証明書提出
出産予定月	1か月後	2か月後	3か月後	4か月後

支給認定が「就労」認定以外の方

「就労」認定以外の方は育児休業が取得できませんので、在園中のお子様は「育休特例」による在園継続ができません。そのため、生まれたお子様も保育施設や保育サービスを利用し、在園中のお子様の「保育の必要性」の認定を継続させることが必要です。

●「就学」認定の方
出産予定月2か月後の翌月から生まれたお子様の保育施設・サービスを確保し就学を再開する。

●「疾病・障害」「介護・看護」認定の方
出産予定月2か月後の翌月から生まれたお子様の保育施設・サービスを確保する。

➡生まれたお子様の保育施設・サービスを確保ができない場合には、出産予定月の翌月から2か月で退園となります。

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
里帰り出産のため、清瀬市内の保育園に在籍している子と一緒に実家に帰省します。
一緒に帰省する子を実家近くの保育園や幼稚園に入園させることはできますか？

【回答】
複数の保育施設や教育施設に同時に在籍することはできません。
実家近くの保育施設等を利用する場合、現在在籍している保育園を一度退園する必要があります。

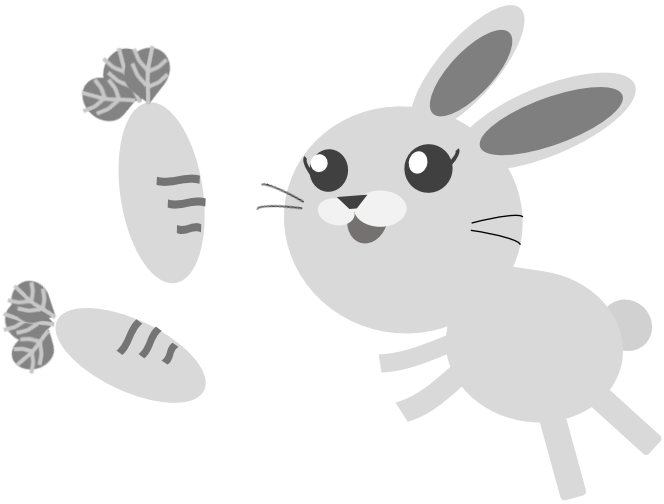

育休特例・みなし育休特例を利用する方

- 就労で保育園等を利用している方が児童の入園3か月以降に出産し、育児休業を取得する場合、最長で生まれたお子様が2歳になる年度末まで、育児休業を取得しながら上の児童の保育園等の利用を特例で認めています。

  例：令和9年4月1日～令和10年3月31日生まれの場合、令和12年3月31日まで利用可能

- 特例対応のため以下の届け出を必ずお願いします。なお手続きが滞っている場合、退園になる可能性があります。
- 雇用の状況等で育児休業を取得することができない場合でも、勤務先が一時的な休業や離職を認めていれば、みなし育休特例として育休特例と同様に最長で生まれたお子様が2歳になる年度末まで上の児童の保育園等の利用を認めています。

育休特例・みなし育休特例　条件

◆ 産前休暇を取得する前までに手続きを行ってください（P.42参照）。

◆ 下記の条件をすべて満たす方が適用できます。

【育休特例】	【みなし育休特例】
①出産予定月まで**継続して在園が3か月を経過**している。 ②保育の認定事由を「**就労**」で受けている。 ③育児休業を取得することができる。 ④育児休業後、**元の勤務先に復職する**ことができる。	①出産予定月まで**継続して在園が3か月を経過**している。 ②保育の認定事由を「**就労**」で受けている。 ③自営業や雇用形態により育児休業を取得することができない。 ④会社が一時的な休業や離職を認めていることが確認できる。 ⑤休業や離職前と同等以上の条件で**元の勤務先に復帰または再契約**ができる。

◆ 育休特例・みなし育休特例の適用期間中は保育の必要量は「短時間」認定となります。

◆ 認定に関わらず保育時間は保育園等と相談の上、保護者のいずれかが保育できる時間は家庭での保育をしてください。

生まれた子の育児休業を取得する方

●育児休業の手続きに関してはハローワークおよび就労先にお問い合わせください。

●育児休業給付金の手続きに入園申込みが必要な方は、必ず**該当月の申込み期間内**に手続きをしてください。

●育児休業給付金の手続きに**入園申込書類一式の写し**が必要となりますのでご自身で写しをお取りください。

復職する方

●生まれた子の入園した月の月末までに復職し、**復職証明書**を入園した月の翌月10日までに提出してください。

※**復職とは**産前産後休暇・育児休業前の雇用条件と**同じ条件で就労を再開する**ことです。

※**以前の勤務先に復帰、または再契約できない場合や就労状況が同等でない場合、生まれたお子様の保育施設を確保できていない場合**は在園している児童が**退園**になります。

3-2　保育施設の利用変更について

● 転園希望や長期欠席、退園については以下のとおり申請をしてください。電子申請での提出も可能です。

事由	必要書類	提出期限	備考
1か月以上連続の欠席	●長期欠席届	お休みに入る前	●1か月以上の無断欠席は退園となります。 ●長期欠席の期間は最長3か月です。3か月を過ぎると退園となります。 ●長期欠席後、1か月以上の登園を経てさらに長期欠席する場合は、年度内に5か月が限度です。 ●欠席の期間中も食材料費が発生します。
退園	●退園届	原則退園する月の10日まで	●期限を過ぎてから提出があった場合、翌月の食材料費等の支払い義務が生じる場合があります。
転園	●保育園等入園･転園申込書兼子どものための教育･保育給付申請書 ●就労証明書等	入園申込みと同様	●入園申込時と同様にいずれかの保育を必要とする事由に該当する必要があります（産前・産後2か月および育休特例で在園している方は、転園した月中に復職することが必要です）。 ●転園の決定後は、辞退して元の保育園等を継続することはできません。

長期欠席

● 保育園等を1か月以上欠席する場合、お休みに入る前までに「長期欠席届」の届出をしてください。

● 事由にかかわらず長期欠席の期間は最長で3か月間です。長期欠席後、1か月以上の登園を経てさらに長期欠席する場合は、年度内に5か月が限度です。

● 3か月を過ぎると保育の必要性が認められないものとして退園となります。

● 欠席の期間中も食材料費が発生します。

保育・幼稚園に関する申請書

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
現在、下の子の育児休業を取得していますが、上の子の保育園を変更したいです。

【回答】
産前・産後2か月および育休特例中の転園はできません。ただし、転園月に下のお子様が保育施設に入園して復職する場合は、転園の申込みが可能です。

退園

● 以下の場合は退園となります。

◆ 育児休業明けに入園後、入園月中までに元の職場へ復職しないとき（P.18参照）
◆ 求職中の事由（就労内定を除く）で入園後、3か月以内に就労の開始および所定の期限までに就労証明書等の提出ができない場合
◆ 利用承諾期間が決められている場合に、期間が満了したとき
◆ 家庭での保育が可能になったとき
◆ 支給認定期間中に保育の必要性の事由がなくなった場合
◆ 保育園等を利用しない期間が3か月を超えたとき
◆ 幼稚園や認可保育園等に二重在籍する場合

※　清瀬市内の認可保育園等に在籍しながら里帰り先の保育園等に在籍する場合も含みます。

● この他、在園要件に該当しない場合が生じた際は退園となります。
● 退園届（市様式）を退園する月の10日までに提出してください。
● 退園届の提出が遅れた場合、退園届の提出月まで食材料費は納めていただきます。

転出

● 清瀬市外に転居（転出）する場合、原則退園となります。
● 退園する月の10日までに退園届（市様式）を提出してください。転出日の属する月末をもって退園となります。食材料費等の日割りはできません。

転出日の翌月1日以降も、現在の園に引き続き通うことを希望する場合

● 退園届提出に加えて、下記の手続きが必要です。

① 退園届にて「転出した後も市外から現在の保育園に通うことを希望する」旨を記載してください。

② 転出日よりも前に、転入先の市区町村の保育園担当に連絡をとってください。その際に、転入後も引き続き清瀬市の保育園に通いたい旨を伝えたうえで必要書類・提出期限等の説明を受けてください。

③ 転入先の区市町村保育課で、引き続き通うため（継続通園）の申込みを行ってください。

※　保育料を滞納している方、求職中の方は転出後に引き続き通園することはできません。

転園

申込みおよび利用調整

- **入園した翌月から転園の申込みができます。**新規入園希望者と同様に利用調整を行います。

申込みに必要な書類

- 新規入園申込みに必要な書類（P.13～15）と同様の書類をご提出ください（オンライン申込みも可）。ただし、課税・非課税証明書は提出不要です。

書類提出締切日および書類提出先

- 締切日は新規入園の書類提出締切日と同じです。（P.7～8）

※出産予定月の前後2か月および育休特例中の転園はできません。

その他注意事項

- **一度決定された転園は、次に入園する方が決まっているため、取消すことはできません。**
  転園前の保育園等に戻るためには、転園した月の翌月以降、再度申込みが必要となります。
- 市内認可保育園内の異動を「転園」とします。認可保育園と地域型保育事業および認定こども園間の異動も、「転園」扱いになります。
- 市外保育園から市内保育園への移行は「入園」扱いとなります。そのため、出産予定月の前後2か月の期間に市外保育園から市内保育園に入園した場合には産後2か月末で退園となります。また育休特例中で入園月中に復帰されない場合は申込みすることができません（ただし転入を伴う場合の申請除く。P.24参照）。
- 転園の場合も、新しい保育園等になじめるよう、慣らし保育があります。
- 転園申込みも入園申込みと同様に最大6か月間は毎月選考をします。転園の意思がなくなった場合は申込み取下げ申請書を提出してください。

こんな場合にご注意ください!!

【質問】
転園の決定通知が届きましたが、子どもが元の保育園に通い続けたいと言っているため、決定を辞退し、元の保育園を継続利用することはできますか？

【回答】
できません。
転園が決定すると同時に元の保育園には、別のお子様が入園決定するため戻ることはできません。
転園の申込後にその希望が無くなった場合は、速やかに申込みを取下げてください。

3-3　在園中に支援が必要となった場合

【保育園等への連絡・相談について】

- 疾病や障害の程度により集団保育で支援が必要と判断された場合は、保育体制や環境調整が必要になるため保育時間について保育園等と面談を設けることがあります。児童への適切な関わり方について保育園と共通認識するため、**面談を求められた場合にはご協力をお願いします。**
- 療育施設や医療機関等の通所状況について、発育発達を促す目的で保育園等と保護者との情報共有が必要になることがあります。
- 安全管理体制のため、保護者に支援を必要とする内容の書類の提出をお願いすることがあります。

【保育・幼稚園係への手続き】

- 児童に新たな病気の診断があり、その病気について保育園生活で長期的な支援が必要と判断される場合、医療機関に記載いただく「主治医意見書（市指定様式）」の提出をお願いする場合があります。主治医意見書の作成にかかる文書料は、保護者の方のご負担となりますのでご了承ください。ご提出いただいた主治医意見書は、在園中の保育園と情報共有させていただきます。なお、病気の内容によっては文書の提出が不要な場合もございますので、ご不明な点やご相談は保育・幼稚園係までお問い合わせください。
- 身体障害者手帳および愛の手帳等の取得の際には、家庭状況変更届と手帳等の写しを保育・幼稚園係に提出してください。
- 入園時に主治医意見書を提出した場合でも、支援する状況が変化しているときは、保育・幼稚園係から状況把握のため再度主治医意見書の提出を求めることがあります。

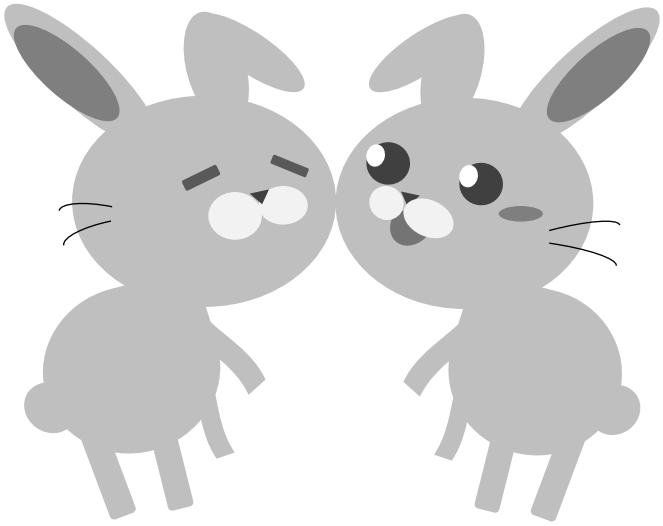

第４章　よくある質問

【入園・転園申込みの手続きについて】

質問1　申込時点で仕事をしていないと、保育園等の申込みはできないのですか？

- 仕事を探すために「求職」事由での申込みが可能です。ただし、選考基準指数は15点となります。
- 就労先が内定しているという方は「内定」としての申込みとなります。
- 「求職」事由で入園決定となった場合は、3か月間の期限付きの入園となりますので、入園後3か月以内に就労を開始してください。新しい就労先の「就労証明書」が清瀬市に提出されれば、審査の上で、3か月経過以降も引き続き在籍することが可能になります。
- 入園した月の翌々月の10日まで（10日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）に「就労証明書」をご提出いただけない場合は、入園した月の翌々月末をもって退園となります（P.17参照）。
- 「内定」で申込みする場合は、「勤務予定先の就労証明書」もしくは「内定証明書」（就労日数、就労時間が分かるもの）を提出してください。

質問2　育児休業の延長のために保育園等の申込みをする場合には、どのように申込めばよいですか？

- 保育園等の入園申込みは、入園するつもりが無いのであれば申込みはできませんので、記入した園に入園することを前提に受付します。なお、保育園等に入園内定が決まった後に内定を辞退した場合、辞退した年度中は15点減点の調整指数で選考しますので、ご注意ください。
- 育児休業の延長の方法については、勤務先またはハローワークにご相談ください。

質問3　希望する保育園等の空き情報を確認したところ、空き状況（欠員数）が0のようでしたが、それでも申込みはできますか？

- 申込みできます。毎月、月末に各園の入園申込受付月の空き情報をウェブサイトに掲載しておりますが、それから入園選考までの期間に退園・転園などの理由で急遽空きができる場合もありますので、希望順にご記入ください。

質問4　就労証明書は誰が記載するのですか？

- 就労証明書は事業所の方（自営業の方はご本人）が記載してください。
- 選考における指数は就労証明書の内容で確認させていただきます。事業主が書いた就労証明書でも必ず申請保護者が確認してください。正しく記載されていない場合には選考の対象外になる場合や指数が減点される場合があります。
- 就労証明書の内容に確認が必要な場合、当市から発行元の事業者に電話確認等を行うことがあります。なお、就労証明書を就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

質問5　認可外保育施設に子どもを預けている場合、在園証明書を提出すれば必ず加点されますか？

- 保護者の就労等の理由により保育が必要な状態で、入園申込時点において2か月以上月極48時間以上の継続利用をしていることが加点の対象となります。在園証明書の添付が必要です。
- 保護者が育児休業中や求職中の利用は加点対象外です。

質問6　下の子は祖父母が看られるので、上の3歳の子だけ保育園に預けることはできますか？

- できません。親族・友人など常時看てもらえる大人がいるとき、上の未就学児も同時に看られるという判断になり、保育の必要性が認定できません。保育園に申込む場合は預け先のない未就学児すべての入園申込みをしてください。

質問7　書類に不備等があった場合にはどうすればよいですか？

- 書類不備や不足等がある場合には入園選考ができない場合や減点になる場合があります。提出前に不備等がないか必ず確認をお願いします。
- 訂正は各書類受付期間内のみ可能です。内容をよくご確認のうえ、余裕をもって申請してください。申請期間を過ぎて訂正される場合は、２次選考または翌月以降の選考から反映されます。

【選考について】

質問8　指数はいくつくらいあれば入園できますか？

- 入園選考では、申込みがあった方それぞれの提出書類等をもとにあらかじめ指数化しておき、その上で指数の合計値が大きい方から順に入園先を決めていきます。そのため指数は入園選考ごとに異なり、決まった値もありません。

質問9　各保育園等の倍率と入園選考時の自分の指数と順位を知りたいのですが。

- 保育園等ごとの倍率は算出していません。
- 入園選考時の指数と順位についてもお答えできません。

質問10　保育園等の希望順位は入園選考結果に関係しますか？

- 「清瀬市保育園　入園選考基準」（P.27）による指数の高い順に希望の保育園等に内定します。希望順位より指数を優先するため、第1希望だけで先に選考をするわけではありませんのでご注意ください。そのため、入りたい順に記入すると、複数の保育園等に入れる場合において希望順位の高い園に内定します。また、希望する保育園に第1希望だけを記入しても、優先されることはありません。

質問11　内定通知が届きましたが、諸事情により辞退したいのですが。

- 速やかに内定園に連絡した上、子ども支援課まで保育園等入園内定辞退申請書の記入にお越しいただくか、ウェブサイトより電子申請をお願いします。
- 利用開始日以降に提出した場合は、登園の有無にかかわらず月単位で食材料費等がかかります。
- また、辞退した場合、当該年度中は入園申込みの際に指数調整が15点減点になりますので、ご注意ください。

質問12　就労・就学事由で申込みをする場合、選考指数を計算する際に、通勤・通学時間は含まれますか？

- 入園選考における指数は、実働時間と休憩時間で算定しますので、通勤・通学時間は含まれません。
- 一方、保育給付認定における「保育の必要量」では、通勤・通学時間も考慮されます。実働時間と休憩時間に通勤・通学時間（往復）を加えた合計が、両親ともに月120時間以上の場合は標準時間認定、月120時間未満の場合は短時間認定となります。

【教育・保育給付認定について】

質問13　支給認定証が届きましたが、保育園等を利用できるということですか？

- 支給認定証は「保育の必要性（必要量）」を認定したものなので、それだけで保育園等が利用できるわけではありません。
- 利用調整（入園選考）を経て利用決定となった場合に、利用できるようになります。
- 入園が決まると、清瀬市から「入園承諾通知書」を送付します。

【転入について】

質問14　入園の前月末に転入（住民登録）する予定でしたが、変更になり入園してから転入することになりました。そのまま入園できますか？

- できません。申込時の条件（入園前月末までに転入）で入園が決定しているため、入園の決定が取消しとなります。当月で退園となりますので、再度入園の申込みが必要です。

質問15　現在、清瀬市外に住んでいます。下の子の産休・育休中で、上の子は清瀬市外の保育園に在園しています。清瀬市への転入に伴い清瀬市内の保育園に入園したいのですが、産休・育休(育休特例)のまま入園できますか？

- 転入に伴い産休・育休のまま入園する条件として、認可保育園の在籍が3か月以上継続していることが必要です。通常の申込書類一式に加えて在園証明書を提出してください。在園中の園に継続して3か月以上の在籍が確認できれば、清瀬市内の保育園に入園後も産休・育休中のまま継続できます。
- ただし、在園期間が途切れないよう、清瀬市に転入後も清瀬市の保育園に入園が決まるまでは、在園中の保育園の継続手続きを行ってください。継続手続きについては、現在現住所の市区町村にお問合せください。

【入園後の手続きについて】

質問16　土曜日に保育園を利用したいのですが。

- 土曜保育の利用に関しては各園で運用・基準を定めているため、直接保育園にお問合せください。

質問17　求職事由で入園し、入園月に就労を開始しました。就労時間・日数は標準時間に該当しますが、書類を提出すれば、就労を開始した月から標準時間に変更できますか？

- 就労を開始し、短時間から標準時間に変更したい場合には、①家庭状況変更届、②就労証明書の提出が必要になります。
- 毎月、20日までに提出があった場合に翌月からの切替えとなります。そのため、就労および通勤時間が月120時間以上の場合、入園月の20日までに①家庭状況変更届と②就労証明書を提出すると入園月は短時間、翌月から標準時間となります。
- 20日以降に提出があった場合、翌々月からの切替えとなります。

質問18　求職事由で入園しましたが、3か月以内に就労を開始することができない可能性があります。一度退園になるようですが、再度求職事由で申込みはできますか？

- 就労を開始できない場合、退園になります。再度、求職事由で申込みいただけますが、選考の結果、前回と同じ園を含め入園ができるとは限りません。求職事由での入園申込みは年度内に4回までです。

質問19　就労事由で入園したものの、家庭の事情により入園後まもなく会社を辞めることとなりましたが、いつまで在籍が可能ですか？

- 入園後すぐに会社を辞めた場合、入園選考時に算定した指数と乖離することが予想されます。
- そこで清瀬市では、入園後から3か月以内の離職・転職をできる限り行わないようお願いしているところであり、その事実が確認された場合には、現時点での指数を再算定し再選考の結果、退園となる場合があります。

質問20　現在在園している保育園等から清瀬市内の別の園へと転園を考えています。手続きはどのようにすればよいでしょうか？

- 入園申込みと同じ書類を提出していただく必要があります。（またはオンライン申込み）
- 入園申込みと同じように就労証明書等の書類をそろえ、入園申込受付期間内に申込んでください。。
- 有効期間は最大6か月間です（10月以降の場合は最長で翌年3月まで）。
- 有効期限が切れる時期にお知らせなどは行っておりませんので、不承諾の場合には不承諾通知に記載の有効期限を確認してください。
- 内定が出た場合には、元の園には戻ることができないため、転園の希望がなくなった場合には、申請の取下をしていただきますようお願いします。

質問21　現在、上の子が保育園に在園していて、下の子を8月に出産予定です。産休・育休で仕事を休むことになるのですが、その場合、上の子はすぐに退園しなければならないのでしょうか？

- 出産予定月の前後2か月（例：8月が出産予定日の場合、6月1日～10月31日まで）の在園を認めています。その後、①育児・介護休業法に基づく育児休業を取得し、②在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下のお子様が満2歳を迎える年度の年度末(3月末日)まで、上の児童の在籍を認めています（育休特例 P.44参照）。
- 育児・介護休業法に基づく育児休業を取得できない職種の場合でも、みなし育休特例として、在園の保育園等に継続して在籍する場合に、下のお子様が満2歳を迎える年度の年度末（3月末日）まで上の児童の在籍を認めています。

【その他保育サービスについて】

質問22　現在、子どもは幼稚園に通っているのですが、夏休みや土曜日などに保育園の一時預かりを利用することは可能でしょうか？

- 可能です。
- ただし、幼稚園に在園している場合には、預かり保育の無償化は幼稚園で行われる預かり保育のみ対象となるので利用に応じた実費額をお支払いいただくことになります。

第５章　その他の保育

5-1　清瀬市内認可保育施設の空き定員枠にて実施する一時預かり（余裕活用型）

- 保育園等で一時的に児童をお預かりする制度です。お申込みの理由は問いません。
- 清瀬市内在住者がご利用の対象となります。
- 保育園等の受入体制により、お預かりができない場合がありますのでご了承ください。

	公立保育園	私立保育園
実施保育園等	・第1保育園 ・第3保育園	・清瀬駅前保育園 ・清瀬上宮保育園 ・中清戸保育園 ・せせらぎ保育園 ・のしお一丁目保育園 ・メリーポピンズ清瀬ルーム ・メリーポピンズ松山ルーム ・ピッコロルーム ・あいあいちびっこルーム
利　用　料	1,000円／日	**施設**によって異なるため、それぞれの実施施設へ直接お問合せください
利用時間	8:30～17:00 （平日のみ）	
申込方法	● ウェブサイトより電子申請 （前月末開庁日前日の10時より申込み可能） ● 食物アレルギーや障害、病気などで支援の必要な場合は申込前にご相談ください。 清瀬市トップページ ⇒　「子育て 」 ⇒　「保育園・幼稚園・認定こども園」 ⇒　「保育園」 ⇒　「保育園での一時預かり」	
備　　考	利用の前に別途面談が必要となります。面談の際は**母子健康手帳**と**生活環境調査表**を記入し持参してください。	

※生活保護受給世帯・非課税世帯については利用者負担額の一定額が減免されます。事前に申請が必要になりますのでお早めにご相談ください。

5-2　認可外保育施設

- 下表の3か所で行っています。お申込みや料金等については、それぞれの施設へ直接お問合せください。
- 認可外保育施設を月極め契約で利用し、月48時間以上かつ2か月以上在籍している場合、認可保育施設の入園申込みにおいて調整指数による加点対象となります。 加点を受けるには在園証明書の提出が必要です。詳細は保育・幼稚園係までお問い合わせください。

	東京都認証保育所	企業主導型保育園	認可外保育施設
名称	まなびの森　保育園 清瀬プチ・クレイシュ	保育室あおいとり	インターナショナル キャタピラーキッズ
所在地	清瀬市松山2－2－5 ライオンズマンション清瀬駅前通り1F	清瀬市元町1－8－31	清瀬市松山1-16-5
電話番号	042-493-3228	080-9813-2803	080-2555-4692
事業者	株式会社　こどもの森	医療法人社団　順洋会 武蔵野総合クリニック	

5-3　専用の部屋で実施する一時預かり（一般型）

- 下表の6か所で行っています。お申込みや料金等については、それぞれの施設へ直接お問合せください。

	のしお保育園分園	きよせ保育園	すみれ保育園	清瀬どろんこ保育園	中里どろんこ保育園	【幼稚園】きよせ幼稚園
利用時間	【1日】 8:30～17:00 【半日】 8:30～12:30	【1日】 8:30～17:00 【半日】 8:30～12:30	【1日】 8:30～17:00 【半日】 ①8:30～12:30 ②12:30～17:00	7:00～20:00	7:00～20:00	9:00～14:00
電話番号	042-497-1051	042-491-1301	042-493-0509	042-494-8166	042-497-8718	042-492-5213
休園日	土日祝日 年末年始 その他 園で定める日		日祝日 年末年始 その他 園で定める日			土日祝日 年末年始 その他 園で定める日

※　生活保護受給世帯・非課税世帯については利用者負担額の一定額が減免されます。事前に申請が必要になりますのでお早めにご相談ください。

5-4　そのほかの保育サービス

	一時保育	一時保育	一時保育	24時間対応訪問保育サービス団体保育など	ファミリーサポートセンター事業
名称	どんぐりルーム	子育て支援の家※[1]「あいあい」	ウイズアイ ひまわり	24時間一時預かり訪問	ファミリー・サポートきよせ
所在地	清瀬市 下宿2-524-1（下宿地域市民センター内）	清瀬市 梅園2-2-29 ラベ梅園1Ｆ	清瀬市 下清戸1-212-4（コミュニティプラザひまわり内）	清瀬市 元町2-18-10　1F	清瀬市 元町2-18-10　1F
電話番号	080-5530-5679（火曜～金曜の9時から16時）	080-5426-9765	042-497-9567	042-444-4533	042-492-1139（平日の9時から17時）
事業者	ＮＰＯ法人 ウイズアイ	ＮＰＯ法人 ウイズアイ	ＮＰＯ法人 ウイズアイ	ＮＰＯ法人子育てネットワーク・ピッコロ	ＮＰＯ法人子育てネットワーク・ピッコロ

※[1]新生児から受入れ可。

5-5　私立幼稚園

- 保育園は、保護者の就労や疾病など、ご家庭での保育が困難な場合に利用が限られますが、幼稚園には利用条件はありません。
- 満3歳クラスからは幼稚園でも教育時間の前後に預かり保育を利用して保育施設等と同様の時間預けることができます。
  ※施設によって受入れ年齢が異なる場合があります。
- 私立幼稚園はそれぞれ特色ある教育を行っています。（P.68、P.72～74参照）
- 幼稚園入園をご検討の際は、各園に直接お問合せください。

幼稚園名	所在地	電話番号	通常の教育時間	平日の預かり保育時間
清瀬ひかり幼稚園	旭が丘2-5-3	042-491-2218	9:00～14:00	7:30～18:30
清瀬たから幼稚園	下清戸5-791-14	042-492-2222	8:45～14:00	7:30～18:30
清瀬ゆりかご幼稚園	中里5-561	042-491-1824	9:30～13:30	7:30～18:30
清瀬富士見幼稚園	中里4-1158-5	042-491-7603	8:30～14:00	7:15～18:15
きよせ幼稚園	上清戸2-5-43	042-492-5213	9:00～14:00	7:30～18:30
清瀬しらうめ幼稚園	野塩1-340	042-491-3197	8:30～14:00	7:30～18:30

※　令和元年 10 月より国の施策として幼児教育・保育の無償化が実施され、利用料の全部又は一部が無償化されています。
※　制服代・バス代等各種実費負担となるものは無償化対象外となります。費用の詳細は各園にお問合せください。

5-6　認可外保育施設等保育料補助金制度フローチャート

【補助金額】　0歳～2歳児クラス（4/1日時点年齢）　**月額上限　42,000円**　　令和8年4月現在

【基本】　補助を受ける月の初日時点で清瀬市の住民であること

ほかの認可保育所・認定こども園・幼稚園等に在籍して利用していないこと

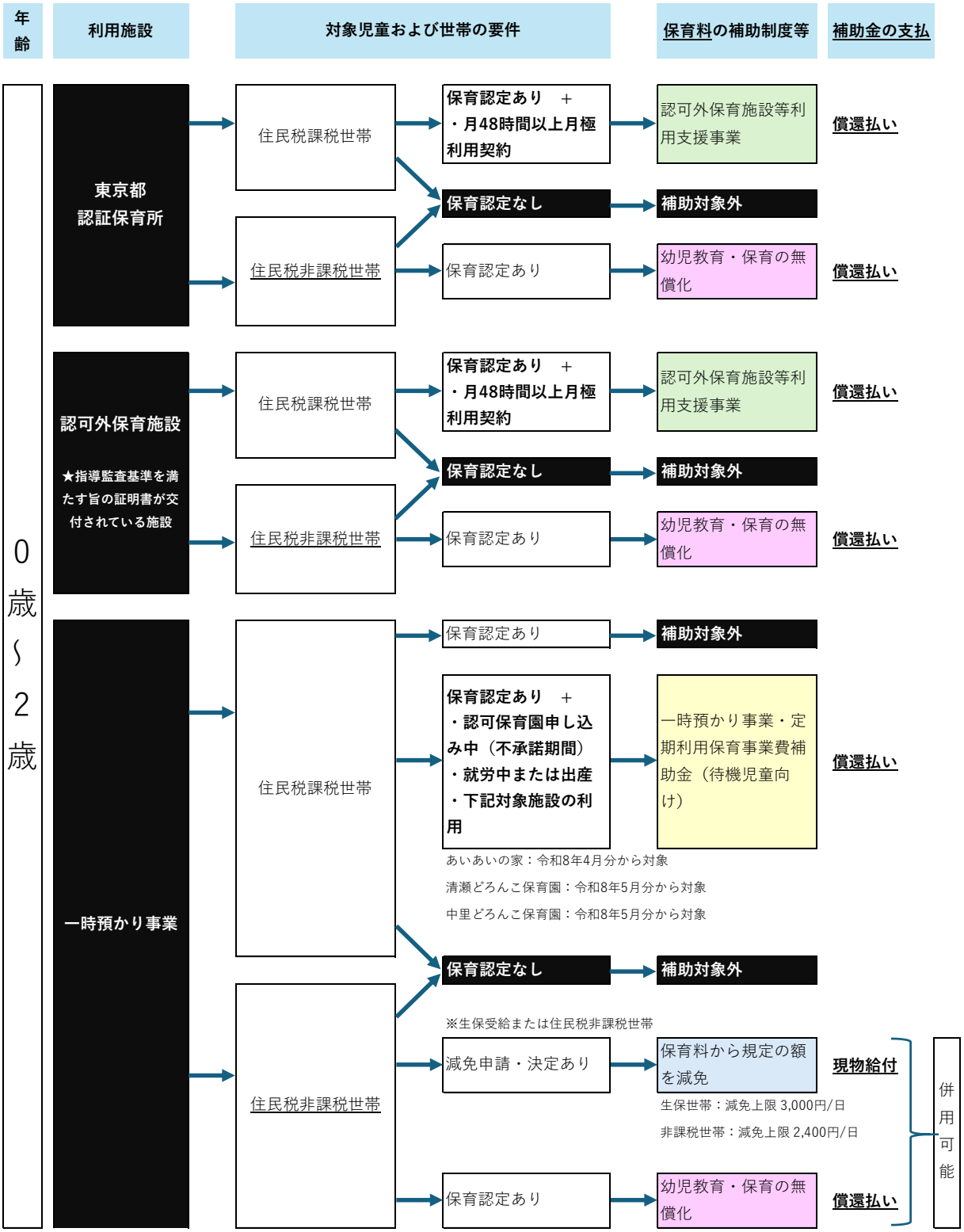

【補助金額】　3歳児以上クラス（4/1時点年齢）　**月額上限　37,000円**

【基本】　補助を受ける月の初日時点で清瀬市の住民であること

ほかの認可保育所・認定こども園・幼稚園等に在籍して利用していないこと

年齢	利用施設	保育要件	保育料の補助制度等	補助金の支払
3歳児以上	東京都認証保育所	保育認定あり	幼児教育・保育の無償化	償還払い
		保育認定なし	補助対象外	
	認可外保育施設 ★指導監査基準を満たす旨の証明書が交付されている施設	保育認定あり	幼児教育・保育の無償化	償還払い
		保育認定なし	補助対象外	
	一時預かり事業	※生保受給または住民税非課税世帯 減免申請・決定あり	保育料から規定の額を減免 生保世帯：減免上限 3,000円/日 非課税世帯：減免上限 2,400円/日	現物給付
		保育認定あり	幼児教育・保育の無償化	償還払い
		保育認定なし	補助対象外	

併用可能

★　詳しくは保育・幼稚園係までお問合せください　★

①認可外保育施設
利用支援事業

②一時預かり事業・
定期利用保育事業費
補助金（待機児童向け）

③認可外保育施設等
幼児教育・保育無償化

5-7　病児保育

- 病気や怪我のため安静を必要とし、保育園等や幼稚園、小学校に通えない児童をお預かりします。
- 利用には、事前登録が必要です。

実施場所	**武蔵野総合クリニック「病児保育室　チルチルミチル」** 〒204-0021　東京都清瀬市元町1-8-30
定員	3名（1日あたり）
対象	生後2か月から小学校4年生までの病児
利用時間	月曜日～土曜日　9時～17時（18時まで延長可能）
休業日	日曜・祝日・武蔵野総合クリニックの臨時休業日
利用料	**市内在住の方** 登録料：なし 更新料：年度ごと2,000円（2人目以降1,000円） 保育料：1時間　600円 1日　3,000円（5時間以上17時まで） 延長料：30分　500円（17時～18時） ※生活保護受給世帯・住民税非課税世帯の方は利用する際にお伝えください。 **清瀬市外在住の方** 登録料：1世帯　4,000円 更新料：年度ごと2,000円（2人目以降1,000円） 保育料：1時間　1,500円 1日　7,500円（5時間以上17時まで） 延長料：30分　1,000円（17時～18時）
問合せ先	チルチルミチル　090-9809-4150

実施場所	**とみまつ小児科循環器クリニック「病児保育室　マザー」** 〒204-0021　東京都清瀬市元町1-1-14　プランドールＪⅡ　1階
定員	4名（1日あたり）
対象	生後0か月から小学校6年生までの病児
利用時間	月曜日～金曜日　8時30分～18時
休業日	土曜・日曜・祝日
利用料	登録料：なし 保育料：半日(4時間以内)　3,500円 1日(4時間以上)　6,500円 延長料：30分単位　1,000円
問合せ先	病児保育室「マザー」　042-493-5151 とみまつ小児科循環器クリニック　042-497-3456

5-8　病後児保育

- 病気の回復期で集団生活復帰への心配がある、あと数日どこかで看てほしい等の児童を、専用のお部屋でお預かりします。
- 利用には、事前登録が必要です。

実施場所	**きよせ保育園「病後児保育室　ひまわり」** 〒204-0013　東京都清瀬市上清戸2-5-40
定員	4名（1日あたり）
対象	市内在住の満1歳から小学校3年生までの病後児
利用時間	月曜日～金曜日　8時30分～17時30分
利用料	1日　4,000円 半日　2,000円（8時30分～12時30分）
問合せ先	きよせ保育園　042-491-1301

1章 保育園等を利用する方へ
2章 認可保育園等の入園申込み
3章 保育園等に在園している方
4章 よくある質問
5章 その他の保育
6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内
7章 各種届出について

第６章　市内認可保育園等・幼稚園のご案内

6-1　市内認可保育園等のご案内

清瀬市立保育園

開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5200円
延長保育料	【標準時間】 ・18：00～19：00　500円/日（月上限2,500円） 【短時間】 ・7：00～8：30　250円/30分（月上限3,700円） ・16：30～18：00　250円/30分（月上限3,700円） ・最大90分まで利用可

その他

土曜保育の利用には申請が必要です。
清瀬市立保育園では保護者・保育者の方と保育士の負担を軽減するため２つのサービスを導入しています。ご利用は保護者と事業者の契約が必要です。

園の特徴・保育方針

【基本理念】　子どもひとりひとりを大切に、全ての人があたたかい心で手をつなぐ保育園
【保育方針】　●丈夫な身体と豊かな心を育てる
●家庭や地域との信頼を築き子育ての輪を広げる
【保育目標】　●緑豊かな自然の中でのびのびと育つ
●基本的な生活リズムを身につけ丈夫な身体と、豊かな心が育つ
●考える力、生きる力を養い友だちと仲良く遊べる
【保育目標】　●保護者、地域の方々と繋がり合う子育て

保護者・保育者の方の負担軽減サービス

手ぶら登園
おむつ・おしりふきが直接保育施設に届く、サブスク型のおむつお届け定額サービスです。
事業内容→

第１保育園

所在地	松山3-1-73
電話・FAX	042-491-0152　/　042-491-0207
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

清瀬市立第１保育園の保育

・緑豊かな広い園庭で、季節が感じられる草花や虫たちと触れ合いながら遊べる環境です。近くに公園が多くあり、広い林に隣接しています。
・幼児クラスを中心に異年齢の交流をしています。
・園庭で野菜を育てたり、近所の農家さんに協力をいただきながら種まきをして旬の野菜を収穫したりしています。
・伝統行事を大事にしながら伝承しています。

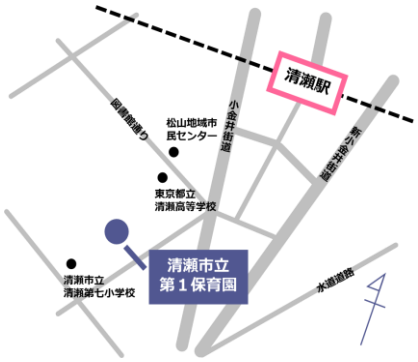

アクセス

・清瀬駅南口より徒歩15分
・西武バス
（清11）
滝山団地行
→「保育園入り口」下車
（武13）
武蔵小金井駅行
→「保育園入り口」下車

第３保育園

所在地	旭が丘3-755-1
電話・FAX	042-492-5600　/　042-492-5624
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示による生活管理指導表をもとに対応 (除去及び代替食を提供)

清瀬市立第3保育園の保育

・日当たりのよい広い園庭で季節を感じつつ、草花、虫たちと触れ合いながら異年齢交流もしています。
・近くにはたくさんの散歩コースがあり、園外活動を楽しんでいます。
・園庭では夏やさいを育てたり、秋に収穫できるようにさつまいもを育てたりしています。

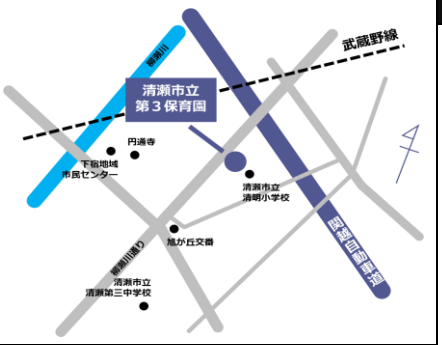

おしらせ

令和７年４月より給食調理が民間に委託されました。

アクセス

・清瀬駅北口より徒歩46分
・西武バス
（清62）
志木駅南口行
→「団地センター」下車
（清63）
旭が丘団地行
→「団地センター」下車
（清63-1）
新座営業所行
→「団地センター」下車

1章 保育園等を利用する方へ
2章 認可保育園等の入園申込み
3章 保育園等に在園している方
4章 よくある質問
5章 その他の保育
6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内
7章 各種届出について

手ぶら登園

社会福祉法人千曲会

清瀬駅前保育園

所在地	元町1-9-15
電話・FAX	042-492-7400　/　042-497-3750
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示による生活管理指導表をもとに対応

各種料金

入園時徴収金　なし

給食費　5,200円

延長保育料

【標準時間】

・18：00～19：00　500円/日（月上限5,000円）

【短時間】

・7：00～8：30　250円/30分

・16：30～18：00　250円/30分

・18：00～19：00　500円/日（月上限5,000円）

その他

土曜保育の利用には申請が必要です。

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩１分

園の特徴・保育方針

«園目標»

丈夫な身体と豊かな人間性を育てる

«保育目標»

☆心身ともに健康で過ごす

☆身体を動かして元気に遊ぶ

☆年齢に合った生活習慣を身につける

☆優しさや思いやりを持つ

☆共感力と自己肯定感を高める

«園の特色»

☆駅から徒歩1分という通勤に便利な立地！

☆園庭全面に衝撃を吸収してくれる人工芝、転んでも大きな怪我につながる心配なく安心！

☆安田式遊具、運動遊びを通し、遊びながら安全能力・運動能力向上を身に付けています。

☆0歳ベビーマッサージ、赤ちゃん体操、1～5歳児クラスはマット、平均台、鉄棒等でサーキットで楽しく運動遊びを積極的に行います。

☆外部講師による わらべうた絵本の読み聞かせ（月1回）

☆園外保育（いも掘り、とうもろこし狩り、ぶどう狩り、遠足　など）

社会福祉法人上宮会

清瀬上宮保育園

所在地	竹丘3-8-1
電話・FAX	042-492-4015　/　042-497-2451
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	代替食　除去食（医師の指示による生活管理指導表をもとに対応）

各種料金

入園時徴収金　なし

給食費　5,200円

延長保育料

【標準時間】

・18：00～19：00　500円/日（月上限5,000円）

【短時間】

・８時間以上は３０分につき２５０円

（最大利用時間は９０分）

その他

土曜日保育利用は申請書が必要です

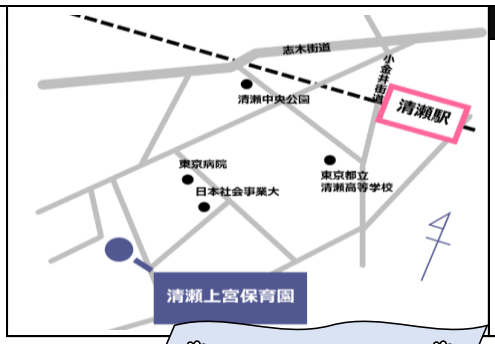

アクセス

・清瀬駅南口より
徒歩20分

・西武バス
(久11)
久米川駅北口行
→「上宮」下車
(所46)
所沢駅東口行
→「上宮」下車

園の特徴・保育方針

«清瀬上宮保育園の保育»

【保育理念】

「健康で仲間と活発にあそび合える子ども」という理念のもと、子ども一人ひとりを大切にし、安心した信頼関係の中で生き生きと、自分らしく成長していけるよう、養護と教育を　一体とした保育を行います。

«園の基本的保育方針»

☆一人ひとりの子どもを大切に受容し、子どもが自主性を持って生き生きと過ごせる環境を作ります。

☆健やかな成長を願い、一人ひとりの発達過程をふまえた保育を行います。

☆四季折々の自然に親しむ中で、五感を刺激し、戸外で遊ぶ気持ち良さや楽しさを伝えます。

☆集団生活を通して、社会性や協調性を培い、人を思いやり大切に思う心を育てます。

☆近隣施設や学校、地域の方々と触れ合い、連携を通じて情緒豊かな子どもを育てます。

☆保護者や地域の親子を支援し、「子育て」の拠点としての役割を充実させます。

☆和食中心の給食や畑の取り組み・調理保育を通じて食育を行います。

☆バランスの良い身体発達を目指し、体育指導員を招いて「体育遊び」を行っています。

☆室内ではじっくりと遊べるよう「コーナー遊び」を工夫し、落ち着いた環境を整えています。

☆食事用スタイ、お手拭きは園で用意いたしますのでご持参不要です。

社会福祉法人のゆり会

のしお保育園

所在地	野塩5-280-22
電話・FAX	042-493-4550　/　042-493-4533
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食で対応

アクセス

・秋津駅南口より
徒歩４分

・新秋津駅より
徒歩９分

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円（ゆうちょ銀行口座より引落し）
延長保育料	

【標準時間】

（0～1歳児）	（2歳児以上）
18：01～18：15　100円	18：01～18：30　100円/15分
18：16～18：45　150円/15分	18：31～19：00　150円/15分
18：46～19：00　200円	

【短時間】

・7：00～8：30　　250円/30分

・16：30～18：00　250円/30分

※18時以降は「標準時間」と同額

その他

令和8年11月16日より新園舎での保育開始

園の特徴・保育方針

清瀬市の西の端っこ、秋津駅からまっすぐ歩いて4分。のんびり穏やかな保育園です。
1981年に開園し、700名を超える卒園生を送り出してきました。
2026年11月、慣れ親しんだ園舎を離れ、徒歩2分の場所に新しく建った新園舎にお引越しをします。
今までの園舎は分園となり、たくさん交流をしていく予定です。
これまでと変わらず、子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる、おうちのような園でありたいと思っています。

社会福祉法人のゆり会

のしお保育園分園

所在地	野塩5-249
電話・FAX	042-497-1051
開所時間	7：30～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	応相談
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食で対応

アクセス

・秋津駅南口より
徒歩6分

・新秋津駅より
徒歩11分

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	

【標準時間】

（0～1歳児）	（2歳児以上）
18：01～18：15　100円	18：01～18：30　100円/15分
18：16～18：45　150円/15分	18：31～19：00　150円/15分
18：46～19：00　200円	

【短時間】

・7：30～8：30　　250円/30分

・16：30～18：00　250円/30分

※18時以降は「標準時間」と同額

その他

令和8年12月1日開園

園の特徴・保育方針

のしお保育園の現在の園舎を使用して、新しく0・1・2歳の乳児保育園を開園します。
小さい園ならではの、家庭的な雰囲気を大切に、「子育てひろば」、「一時保育」、「こども誰でも通園制度事業」を通して、地域の子育て拠点となる保育園でありたいと思っています。
子どもたち一人ひとりが、その子らしさを十分に発揮し、健やかに育っていくことのできる保育園を目指していきます。

手ぶら登園

社会福祉法人千曲会

中清戸保育園

所在地	下清戸1-21-3
電話・FAX	042-494-1772　/　042-494-1872
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	あり

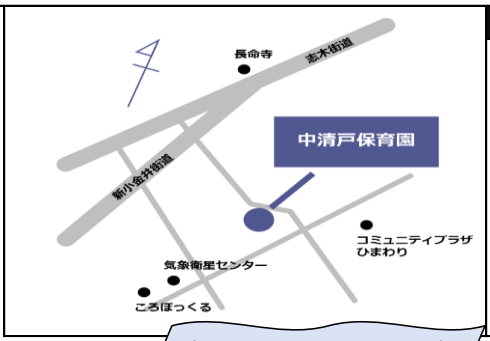

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩20分

・西武バス
（清61）
志木駅南口行き
（清61-1）
新座営業所行き
（清61-2）
中清戸東行き
→「グリーンタウン清戸」下車

各種料金

入園時徴収金　なし

給食費　5,200円

延長保育料

【標準時間】

・18：00～19：00　500円/日（月上限5,000円）

【短時間】

・7：00～8：30　250円/30分(月上限3,700円)

・16：30～18：00　250円/30分(月上限3,700円)

・18：00～19：00　500円/日(月上限5,000円)

その他

土曜保育の利用には申請が必要です。

園の特徴・保育方針

«基本方針»

☆安全を第一に考え、保護者の教育のもとに家庭養育の補完を行います。

☆健康安全で情緒の安定した生活ができる環境と、個性を発揮できることで健全な心身の発達を図ります。

☆豊かな人間性を育てます。

☆要望や意見の相談に、分かりやすい用語で説明するなど公的施設としての社会的役割を果たします。

☆保育園は小さな子ども達の集団の場ですので、常に衛生面に配慮し感染症予防を心掛けています。

«自立や思いやりを育む　縦割り保育»

週一回３、４、５歳児の混合クラスをつくり、異年齢児とのかかわりの場を設けています。

友だち関係が大きく広がり、自立心や思いやりの心が芽生え、互いに助け合うことの大切さを生活の中で実感します。

«季節の彩りを感じる　園外活動»

緑豊かな環境を存分に味わい、興味や関心を持ちながら自然の中で充分に身体を動かします。

園外活動を通じて交通ルールや社会的ルールを身につけながら、社会の一員としての自覚を育んでいます。

手ぶら登園

社会福祉法人清澄

きよせ保育園

所在地	上清戸2-5-40
電話・FAX	042-491-1301　/　042-491-1341
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	除去・代替食

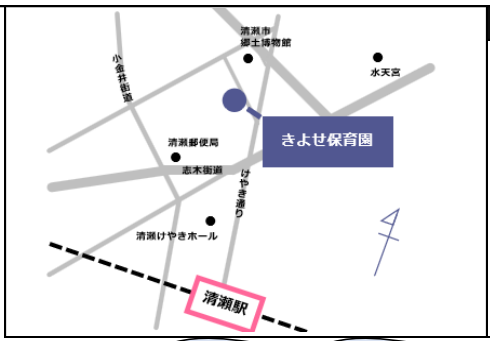

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩10分

・西武バス
（清62）
志木駅南口行き
（清63）
旭が丘団地行き
（清63-1）
新座営業所行き
→「郷土博物館入口」下車

各種料金

入園時徴収金　なし

給食費　6,000円

延長保育料

【標準時間】

・18：01～19：00（0～1歳児）150円/15分

・18：01～19：00（2歳児以上）100円/15分

【短時間】

・7：00～18：00の中で8時間以上の利用
250円/15分

・18：01～19：00（0～1歳児）350円/15分

・18：01～19：00（2歳児以上）300円/15分

その他

カラー帽子・教材代

園の特徴・保育方針

«保育方針»

☆丈夫な体

☆豊かな心

☆仲良く遊ぶ

«保育目標»

☆散歩・戸外遊びを通じ、健康で丈夫な体を作ります。

☆自然と触れ合いながら土のあたたかさ、大切さを知り、こころ豊かな子を育てます。

☆幼稚園や地域の人たちと交流し、仲良く遊ぶ子を育てます。

«思いやりのある子»

☆「お手伝いのできる子」

☆「人を励ますことができる子」

☆「ありがとうが言える子」

手ぶら登園

社会福祉法人清朗会

すみれ保育園

所在地	中里3-1731-8
電話・FAX	042-493-0509　/　042-493-5661
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	代替食・除去食で対応（医師の診断書必要）

アクセス

・清瀬駅北口より徒歩15分

・西武バス
（清66）
所沢駅東口行き
→「第四都営住宅」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	【標準時間】 ・18：00～19：00　500円/日 （月極に申込で、5,000円/月） 【短時間】 ・7：00～18：00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18：00～19：00　500円/日

その他

なし

園の特徴・保育方針

«保育目標»

☆元気な子ども
「精神的にも身体的にも健康で生き生きした子ども」
☆友だちとたくさん遊べる子ども
「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

«基本的保育方針»

☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園
☆子育て家庭が、安心してこどもを預けられる保育園
☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
☆保育内容（養護と教育）を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
☆友達との関わり＝人間関係、社会との関わりを大切にする保育
☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力をもった子どもを育てる保育
☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切にする保育
☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切にする保健活動
☆日本人の食文化を大切にする食事と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じての食育

手ぶら登園

社会福祉法人清朗会

すみれ保育園分園

所在地	松山2-2-15　清瀬シティハイム
電話・FAX	042-495-4145　/　042-495-4145
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	なし
アレルギー対応	代替食・除去食で対応（医師の診断書必要）

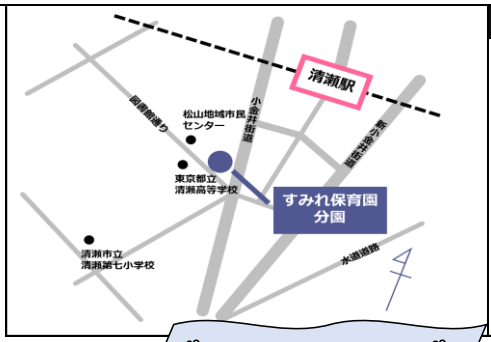

アクセス

・清瀬駅南口より徒歩10分

・西武バス
（清11）
滝山団地行き
（武13）
武蔵小金井駅行き
→「保育園入口」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	なし
延長保育料	【標準時間】 ・18：00～19：00　500円/日 （月極に申込で、5,000円/月） 【短時間】 ・7：00～18：00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18：00～19：00　500円/日

その他

なし

園の特徴・保育方針

«保育目標»

☆元気な子ども
「精神的にも身体的にも健康で生き生きした子ども」
☆友だちとたくさん遊べる子ども
「遊びや言葉等が豊かで、友だちに思いやりがあり、社会性のある子ども」

«基本的保育方針»

☆利用者・地域住民の保育ニーズに積極的に対応できる保育園
☆子育て家庭が、安心してこどもを預けられる保育園
☆保育制度・基準を基本に、保育条件の整備及び保育環境の充実
☆保育内容（養護と教育）を充実させ生活と遊びを基本に子どもの主体を重んじ、自立思いやり、責任感と他児との関係を育てる保育
☆保育園を取り巻く環境を生かし、太陽と自然に触れ、情緒と表現力豊かな人間を育てる保育
☆友達との関わり＝人間関係、社会との関わりを大切にする保育
☆体を思いっきり動かし、健康で明るく生きる力をもった子どもを育てる保育
☆事故と怪我を防ぐ保育園の安全管理と、子ども達の命と安全を大切にする保育
☆子ども達の健康と生命をまもる保健、衛生管理を大切にする保健活動
☆日本人の食文化を大切にする食事と、子どもの健康、安全、アレルギー食にも配慮した給食を通じての食育

1章 保育園等を利用する方へ
2章 認可保育園等の入園申込み
3章 保育園等に在園している方
4章 よくある質問
5章 その他の保育
6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内
7章 各種届出について

手ぶら登園

社会福祉法人清朗会

せせらぎ保育園

所在地	中里1-1704
電話・FAX	042-497-9777　/　042-497-9773
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後（※3、4、5歳、幼児異年齢クラス保育）
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認、除去食にて対応　除去食用食器による配膳、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩20分

・西武バス
(清64-2)
台田団地行き
→「中里」下車
(清66)
所沢駅東口行き
→「中里」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円
延長保育料	【標準時間】 ・18：00～19：00 500円/日（月上限5,000円） 【短時間】 ・7：00～18：00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18：00～19：00 500円/日

その他

なし

園の特徴・保育方針

《基本的保育方針》

【乳児保育】
①「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」
生活軸の安定（養護の担当制）
②「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」
時間軸の安定（個別の時間軸での保育）
③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」
意欲の芽生えの育み（受容・共感・応答を重視）を重視し、非認知能力の基礎を育む

【幼児保育】異年齢保育により
①「子どもは子どもたちのルールを作りながら学ぶ」
子ども社会の形成を重視した保育（模倣による最近接領域の機会の増加）
②「出来た出来ないでなく、何故それをしているのか、自分で考え行動する」
結果ではなくプロセスを重視した保育（主体的な意欲を重視した子ども中心の保育）
③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろうを叶える」
子どもの意欲を重視した保育（大人の願いより子どもの思いを重視した保育）

これらを育む上で重視しているのが　「3つの環境」＝　①「保育園という場所」物的環境
②「保育園で働く人」人的環境
③「園庭」自然環境

社会福祉法人どろんこ会

清瀬どろんこ保育園

所在地	松山3-1-24
電話・FAX	042-494-8166　/　042-494-8177
開所時間	7：00～20：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 （保護者との面談を実施します）

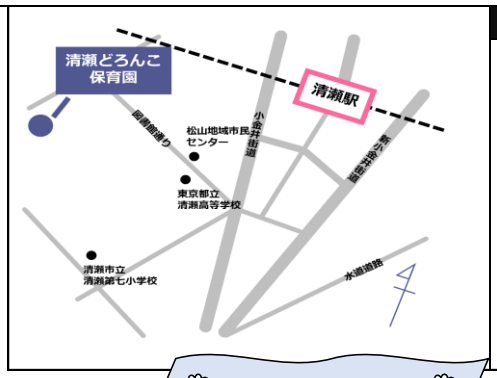

アクセス

・清瀬駅南口より
徒歩10分
・西武バス
(清02)
下里団地行き
(清02-1)
下里団地行き
(清03)
花小金井駅行き
(清03-1)
花小金井駅行き
→「梅園」下車
(久11・11-1)
久米川駅北口行き

各種料金

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(２個）300円、製作バッグ200円 ふとパス16色・3歳以上児　726円
給食費	7,900円（3～5歳児） ※入園のしおりをご確認ください
延長保育料	【標準時間】 ・18：01～19：30　500円/30分 ・19：31～20：00　1,000円/30分 ※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり （月額）18：01～19：30　5,000円/30分 （月額）19：31～20：00　10,000円/30分 【短時間】 ・7：00～8：30　500円/30分 ・16：31～19：30　500円/30分 ・19：31～20：00　1,000円/30分

その他

3歳児以上の入浴者のみ銭湯代400円/1回
（年度初めに一括払い。欠席分は年度末に返金）

園の特徴・保育方針

<子育て理念>
「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

<子育て目標>
①センス・オブ・ワンダー
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが"したいと思う行動"を保障できるように見守り支援していきます。
②人対人コミュニケーション
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。
"感じたこと・考えたこと"を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

<私たちが育てる6つの力>
①ケガをしない強い体を育てる
②自分でできることを自分でする
③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
④活動を選択し、自分で考えて行動する
⑤生死を知る、食の循環を知る
⑥感じたこと・考えたことを表現する
裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から"6つの力"を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

社会福祉法人のゆり会

のしお一丁目保育園

所在地	野塩1-322-1
電話・FAX	042-492-1411　/　042-492-1412
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	障害者用スペースあり
アレルギー対応	代替、除去、お弁当受け入れ対応

アクセス

・秋津駅北口より徒歩5分

・きよバス
→「野塩市民センター南」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	5,200円（ゆうちょ銀行口座より引落し）
延長保育料	【標準時間】
	・18：00～19：00（0～1歳児）50～300円/15分
	・18：00～19：00（2歳児以上）50～200円/15分
	【短時間】
	・7：00～8：30　250円/30分
	・16：30～19：00　250円/30分+下記の金額
	・18：00～19：00（0～1歳児）50～300円/15分
	・18：00～19：00（2歳児以上）50～200円/15分

その他

なし

園の特徴・保育方針

«のしお一丁目保育園の保育»

子どもたち一人ひとりが生きる力を身につけていけるよう、幼いうちから、「人」と「自然」に向き合うことを大切にしています。

大人に助けられながら遊ぶ中で、体験を通して「五感」や「感情」をはたらかせ、生きる喜びを感じることができるようこころがけながら日々の保育に取り組んでいます。

«育てたい力»

☆気持ちも体も元気に過ごせる力
☆人とつながり、人と一緒に楽しめる力
☆見て、聞いて、真似て、覚えて、身につけていく力
☆自分を知り、自分を出せる力
☆自然と遊んで、自然から学ぶ力

社会福祉法人どろんこ会

メリー★ポピンズ清瀬ルーム

所在地	松山1-40-2
電話・FAX	042-497-1692　/　042-497-1839
開所時間	7：00～20：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。 （保護者との面談を実施します）

アクセス

・清瀬駅南口より徒歩10分

・西武バス
(清11)
滝山団地行
→「保育園入口」下車
(武13)
武蔵小金井駅行
→「保育園入口」下車

各種料金

入園時徴収金	帽子1,100円、名札(２個）300円、製作バッグ200円
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	【標準時間】
	・18：01～19：30　500円/30分
	・19：31～20：00　1,000円/30分
	※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり
	（月額）18：01～19：30　5,000円/30分
	（月額）19：31～20：00　10,000円/30分
	【短時間】
	・7：00～8：30　500円/30分
	・16：31～19：30　500円/30分
	・19：31～20：00　1,000円/30分

その他

なし

園の特徴・保育方針

<子育て理念>

「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

<子育て目標>

①センス・オブ・ワンダー
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが"したいと思う行動"を保障できるように見守り支援していきます。
②人対人コミュニケーション
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。
"感じたこと・考えたこと"を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

<私たちが育てる6つの力>

①ケガをしない強い体を育てる
②自分でできることを自分でする
③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
④活動を選択し、自分で考えて行動する
⑤生死を知る、食の循環を知る
⑥感じたこと・考えたことを表現する

裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から"6つの力"を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

社会福祉法人どろんこ会

中里どろんこ保育園

所在地	中里6-23-1
電話・FAX	042-497-8718　/　042-497-8719
開所時間	7：00～20：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。（保護者との面談を実施します）

各種料金

入園時徴収金　帽子1,100円、名札(２個）300円、製作バッグ200円
ふとパス16色・3歳以上児　726円

給食費　7,900円（3～5歳児）

※入園のしおりをご確認ください

延長保育料

【標準時間】
・18：01～19：30　500円/30分
・19：31～20：00　1,000円/30分
※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり
（月額）18：01～19：30　5,000円/30分
（月額）19：31～20：00　10,000円/30分

【短時間】
・7：00～8：30　500円/30分
・16：31～19：30　500円/30分
・19：31～20：00　1,000円/30分

その他

3歳児以上の入浴者のみ銭湯代400円/1回
（年度初めに一括払い。欠席分は年度末に返金）

アクセス

・清瀬駅北口より
バス15分

・西武バス
(清64-2)
台田団地行
→「下戸」下車
(清64)
台田団地行
→「下戸」下車
(清63)
旭が丘団地行
→「下戸」下車

園の特徴・保育方針

<子育て理念>
「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

<子育て目標>
①センス・オブ・ワンダー
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが"したいと思う行動"を保障できるように見守り支援していきます。
②人対人コミュニケーション
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。
"感じたこと・考えたこと"を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

<私たちが育てる6つの力>
①ケガをしない強い体を育てる
②自分でできることを自分でする
③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
④活動を選択し、自分で考えて行動する
⑤生死を知る、食の循環を知る
⑥感じたこと・考えたことを表現する
裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から"6つの力"を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

社会福祉法人どろんこ会

メリー★ポピンズ松山ルーム

所在地	松山1-40-24
電話・FAX	042-497-2181　/　042-497-2182
開所時間	7：00～20：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	有。 医師の指示書に基づき、原則は除去食対応をしています。（保護者との面談を実施します）

各種料金

入園時徴収金　帽子1,100円、名札(２個）300円、製作バッグ200円

給食費　保育料に含まれます。

延長保育料

【標準時間】
・18：01～19：30　500円/30分
・19：31～20：00　1,000円/30分
※標準時間認定の場合30分ごとの月額料金あり
（月額）18：01～19：30　5,000円/30分
（月額）19：31～20：00　10,000円/30分

【短時間】
・7：00～8：30　500円/30分
・16：31～19：30　500円/30分
・19：31～20：00　1,000円/30分

その他

なし

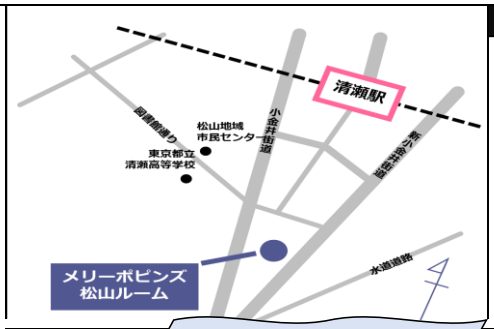

アクセス

・清瀬駅南口より
徒歩10分

・西武バス
(清11)
滝山団地行
→「保育園入口」
下車
(武13)
武蔵小金井駅行
→「保育園入口」
下車

園の特徴・保育方針

<子育て理念>
「にんげん力。育てます。」「にんげん力」を身につけるために必要な遊び・野外体験を提案実践し、自分で考え、行動する思考を育みます。

<子育て目標>
①センス・オブ・ワンダー
畑仕事などを行い、自然の中での体験を通して子どもが"したいと思う行動"を保障できるように見守り支援していきます。
②人対人コミュニケーション
「すれ違ったすべての人」と挨拶を交わし、商店街ツアー、青空保育など地域交流行事を実施します。
"感じたこと・考えたこと"を言葉で、ジェスチャーで、表情で、描いて、造って、表現できる子どもを育成します。

<私たちが育てる6つの力>
①ケガをしない強い体を育てる
②自分でできることを自分でする
③全ての人との関わりから判断・行動を身につける
④活動を選択し、自分で考えて行動する
⑤生死を知る、食の循環を知る
⑥感じたこと・考えたことを表現する
裸足保育やさくらさくらんぼリズム体操、縁側給食や異年齢保育、どろんこ遊びや生死教育など、日々の生活や遊びの中から"6つの力"を育み、「にんげん力」が身につくことを目指します。

ゆりかごおむつ便
登園すくすく便

株式会社千趣会チャイルドケア

えがおの森保育園・きよせ

所在地	竹丘一丁目15番25号
電話	042-493-8233
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	１歳児クラスから
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示書に基づき保護者面談を行い除去食にて対応。毎月の献立確認、除去食用食器による配膳、個人トレー、名札使用などで実施

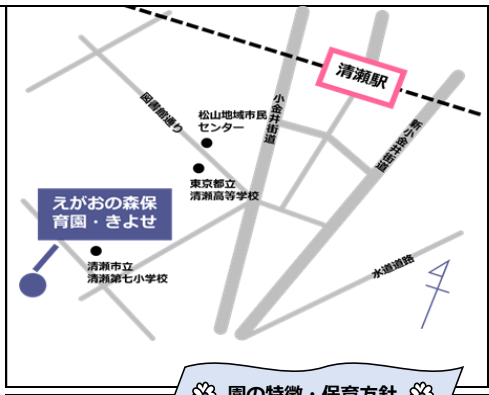

アクセス

・清瀬駅南口より徒歩20分
・きよバス「第七小学校西」下車
・西武バス
(清11)滝山団地行
(武13)武蔵小金井駅行
⇒「保育園入口」下車
(清02)下里団地行
(清03)花小金井駅行
⇒「社会事業大学前」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	7,000円
延長保育料	【標準時間】
	・18：01～18：30　250円/日（月極2,500円）
	・18：31～19：00　250円/日（月極2,500円）
	【短時間】
	・7:00～8:00　250円/30分（月極2,500円/30分）
	・16:01～18:00　250円/30分（月極2,500円/30分）
	・最大90分まで利用可

園の特徴・保育方針

【保育理念】　子どもたち一人ひとりの可能性を探求し、これからの“生きる力”を育みます
●安全・安心な保育。
●豊かな感性を引き出す保育。
●健康な心と身体を養う保育。
●家庭との連携を密にした保育。

【保育目標】　○心身ともに健やかな子ども
○感性豊かで　感動できる子ども
○忍耐力と集中力のある子ども

その他

・土曜保育の利用には申請が必要です。
・園外保育用帽子代
・日々の保育の様子を撮影した写真購入可能（希望者のみ）
・連絡帳アプリ導入

保護者・保育者の負担軽減サービス

ゆりかごおむつ便
おむつ・おしりふきが直接保育施設に届く月額定額制のサービスです。
事業内容↑

登園すくすく便
保護者の方にご用意いただいている毎日の持ち物をクリーニング付きで園備品としてご提供させていただくサービスです。
事業内容↑

学校法人　東京清光学園

認定こども園ひかり　清瀬ひかり幼稚園

所在地	旭が丘２－５－３
電話・FAX	042-491-2218　/　042-494-0103
開所時間	7:30-18:30
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	２歳児～5歳児
駐車場	旭が丘商店街グリーンモール駐車場送迎時のみ可
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食で対応

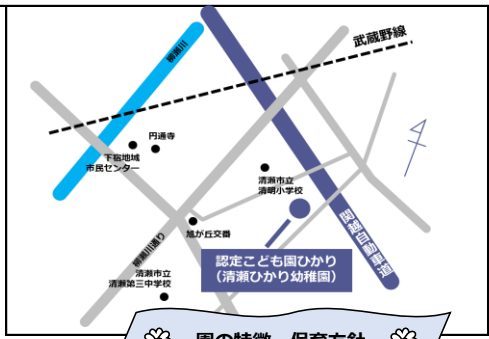

アクセス

清瀬駅南口から旭が丘団地行きバスで「旭が丘団地センター」下車、徒歩1分。
東所沢・新座・東久留米方面からは園バスも利用できます。

各種料金

入園手続き料	５，０００円
特定保育料	満3：2,500円、3年保育3,500円、2年保育4,000円
	1年保育5,200円　2歳児クラス19,000円
預かり保育料	無料：2号短時間9：00－17：00標準時間7：30－18：30
	1号認定：30分150円＊2歳児、満3歳児はお問合せ下さい
教育時間	学期中9：00～14：00　行事前午前保育有
送迎バス	通常便往復４,000円、預かり保育便6,000円
給食費	一食410円
制服・体操服代	38,000円前後　＊リサイクル用品利用制度有
お道具：用品代	2歳、満3歳約6,000円、3年保育約16,000円
	2年保育役17,500円、1年保育約19,000円
その他実費徴収	給食費・絵本代・行事参加費・写真代等

園の特徴・保育方針

教育目標：ひかりのように明るく、元気で、正しい子ども
聖書に記された神の愛に根差して、子どもたちが幼児期に愛着関係を形成できるように
少人数のキリスト教保育を展開しています。
１．少人数のアットホームな環境で手厚い教育と保育を行い、子ども一人ひとりが意欲的に学び、物事に取り組み、自信をつけられるようにします。
２．安全に遊び込める環境を整え、自由遊びから創造性・友情・協働性を育みます。
３．子どもたちの将来に夢と希望を与える教育プログラムを実践」しています。
①運動会、作品展、クリスマスページェント、お遊戯会による体力、知力等の育成
②多文化共生の時代を見据えたセサミストリート・イングリッシュの学習。
③自然の神秘に触れ、自然を守り共存する心を育む自然観察教室の実践。
④遊び感覚で思考力を育むプログラミング教育コードモンキージュニアの実践。
＊独立自尊の社会・世界に貢献する人財育成を目指すナガセグループの園です。
４．家庭や療育機関と連携協力して、一人ひとりの心身の健やかな成長に資する教育保育に取り組んでいます。
入園を希望される方は、是非お子様と一緒に見学に来て下さい。

その他

当園は認定こども園幼稚園単独型の園です。

特定非営利活動法人子育てネットワーク・ピッコロ

ピッコロルーム

所在地	元町2-18-10　１階
電話・FAX	042-497-1234　/　042-444-4546
開所時間	7：30～19：30
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	「卵」除去食対応（その他については応相談）

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩12分

・きよバス
「芝山小学校東」
下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	【標準時間】 ・18：30～19：30　500円/時間 【短時間】 ・7：30～8：30　500円/時間 ・16：30～18：30　500円/時間

その他

なし

園の特徴・保育方針

«保育方針»

☆一人一人の子どもを大切にする保育
☆様々な人達と共に育ちあう保育
☆主体的な活動を保障する保育
☆たくさんの経験を通して、生きる力を育む保育
☆五感を使い、好奇心や探求心を育む保育

«ピッコロルームでの保育»

☆生後２か月から満３歳までのお子様をお預かりします。
☆赤ちゃんの時から一人ひとりを大切にして、基本的信頼感を育みます。
☆個人差を考えて、毎日の保育の中で無理なく基本的生活習慣の自立を図ります。
☆連絡ノートや掲示板などを通じルームでの生活の様子を細やかにお知らせいたします。
☆園内における完全給食です。

«小規模保育所について»

小規模保育所は、平成27年４月にスタートした「子ども・子育て支援制度」の新たな取り組みで、家庭に近い雰囲気で、きめ細やかな保育を行う、市が認可した保育所です。

学校法人内野学園

ゆりかごファーストスクール

所在地	元町1-8-35　アマルフィー２Ｆ
電話・FAX	042-496-0330　/　042-496-0108
開所時間	8：00～17：00
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	１歳児クラスから
駐車場	なし
アレルギー対応	給食は除去食のみの対応となります。 詳細は当園管理栄養士にお問い合わせください。

アクセス

・清瀬駅北口より
徒歩1分

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	【標準時間】 設定なし 【短時間】 ・8：00～8：30　500円/日 ・16：30～17：00　500円/日

その他

なし

園の特徴・保育方針

«ご挨拶»

平成16年、清瀬ゆりかご幼稚園の1・2歳児幼児教室として清瀬駅前に開校した「ゆりかごファーストスクール」が、平成29年小規模保育所になりました。

1・2歳児から、段階的に余裕を持って「ゆりかご」の幼児教育を積み重ねることで、長い人生を支える大切な根をしっかりと張っていただくことを目標とし、ゆりかご幼稚園の教諭としてキャリアを積んだ保育士たちが、ゆりかご幼稚園と連携しながら幼児教育・保育をしてまいります。

«保育目標»

・基本的な生活習慣態度をしっかりと身につける。
・ことにあたり意欲的に行動できるこどもを育成する。
・集団の中で自他を尊重し、大勢の人となかよく楽しく生活できる社会性を育てる。

にこにこ登園

学校法人清瀬学園

ちゃいると保育園

所在地	上清戸2-5-36
電話・FAX	042-496-7788　/　042-496-7789
開所時間	8：00～17：00
休園日	土曜、日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	１歳児クラスから
駐車場	あり→連携施設きよせ幼稚園の駐車場を利用できます
アレルギー対応	（卵・乳）対応可

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	【標準時間】 設定なし 【短時間】 ・8:00~8:30　250円/1回 ・16:30~17:00　250円/1回

その他

・希望者のみ日々の保育風景購入可能
・連絡帳アプリ導入

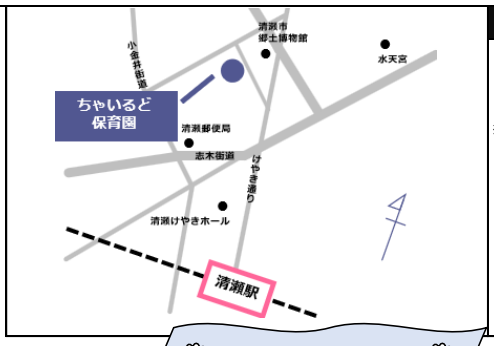

アクセス

・清瀬駅北口より徒歩13分

※駐車場はきよせ幼稚園の駐車場にお停めください。

園の特徴・保育方針

«ご挨拶»

学校法人清瀬学園が平成29年８月より開設した小規模保育所です。
連携する「きよせ幼稚園」の畑では野菜の成長過程を観察し、収穫を楽しみます♪
一人ひとりに寄り添い、家庭的であたたかく丁寧な関わりを心がけております。
誰もが安心出来る環境づくりをし、お子様の豊かな成長を見守ります。

«保育目標・方針・環境»

◎豊かな心…ゆったりとした保育の中で、安心して楽しく過ごします。
◎丈夫な体…散歩、戸外遊びを通し、健康で丈夫な体をつくります。
◎食育……恵まれた環境の中で、食を楽しみます。

18名という少人数での保育の中で、毎日決まったプログラムを実施するのではなく、子ども達の興味に応じその日の活動を臨機応変に変更しながら「子ども達の興味に沿った保育」をしてまいります♬

手ぶら登園

NPO法人ウイズアイ

あいあいちびっこルーム

所在地	清瀬市竹丘3-2-61
電話・FAX	042-497－2308　/　042-497－2308
開所時間	7：30～19：30
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	１歳児クラスから
駐車場	あり
アレルギー対応	なし

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	【標準時間】 ・18：30~19:30　200円/15分 【短時間】 ・7:30 ～ 8:30　200円/15分 ・16：30~18:30　200円/15分

その他

・カラー帽子代　1,100円（税込）
・コットシーツ　1,500円（税込）…希望者のみ
・保護者連絡用アプリ「コドモン」を導入

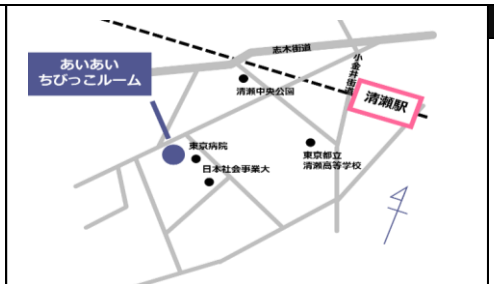

※休園日（日曜・祝日）は事前申込にて、子育て支援の家「あいあい」でお受けします（別途有料）

アクセス

・清瀬駅南口より徒歩約20分

・西武バス
(久11)
久米川駅北口行
→「上宮」下車
(所46)
所沢駅東口行
→「上宮」下車

園の特徴・保育方針

《あいあいちびっこルームの保育》

・保護者の方とお子様の様子を細やかに伝えあい、一人ひとりの育ちを援助します。
・保育士は子育て経験者で、保護者の気持ちに寄り添った関わりを大切にしています。
・子どもの自主性を尊重したバイキング給食を年に数回実施、土曜日を利用した親子クッキングを楽しんでいます。
・近隣の団体・施設とつながり、園内だけにとどまらない活動をしています（野菜作り、紙しばい会、移動動物園、映像水族館など）

★ちびっこルームの保育の内容★

◎健康な身体つくりと自然との触れ合い、実体験から学ぶことを大切にする。
◎うた・絵本・リズム遊び・制作など、表現する楽しさを知り、豊かな心を育む。
◎人の言葉や話を聞き、自分でも思ったことを伝えようとする。
◎大人との愛着関係を基に、人との関わり合いの中で育つことを大切にする。

あいあいちびっこルームInstagram（@AIAI_CHIBIKKOROOM）もご覧ください

1章 保育園等を利用する方へ
2章 認可保育園等の入園申込み
3章 保育園等に在園している方
4章 よくある質問
5章 その他の保育
6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内
7章 各種届出について

手ぶら登園

社会福祉法人清朗会

ちあふるガーデン

所在地	中里1-1707-4
電話・FAX	042-497-1237　/　042-497-9773
開所時間	7：00～19：00
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示のもと栄養士・看護師と保護者面談を行い毎月の献立確認、除去食にて対応　除去食用食器による配膳、個人別トレイ、名札使用、クラス毎のチェック表使用など

アクセス

・清瀬駅北口より徒歩20分

・西武バス
（清64-2）
台田団地行
→「中里」下車
（清66）
所沢駅東口行
→「中里」下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	**【標準時間】** ・18：00～19：00　500円/日 （月上限5,000円） **【短時間】** ・7：00～18：00の中で8時間以上の利用 250円/30分 ・18：00～19：00 500円/日

その他

なし

園の特徴・保育方針

«基本的保育方針»

【乳児保育】

①「いつもの人と、いつもの場所で、いつもと同じように」
生活軸の安定（養護の担当制）

②「食べたい時に食べ、寝たいとき寝て、遊びたい時に遊ぶ」
時間軸の安定（個別の時間軸での保育）

③「大人にとっての良し悪しでなく、子どものしたい、やりたい、なんだろう　　を叶える」
意欲の芽生えの育み（受容・共感・応答を重視）を重視し、非認知能力の基礎を育む

これらを育む上で重視しているのが
「3つの環境」＝①「保育園という場所」物的環境
②「保育園で働く人」人的環境
③「園庭」自然環境

社会福祉法人上宮会

なかよし保育園

所在地	竹丘3-1-1　東京病院内
電話・FAX	042-491-3114　/　042-491-3198
開所時間	7：30～19：00
休園日	日曜、祝祭日、毎月第１、第３、第5土曜日、年末年始
受入月齢	生後56日経過後
駐車場	あり
アレルギー対応	卵、牛乳、対応

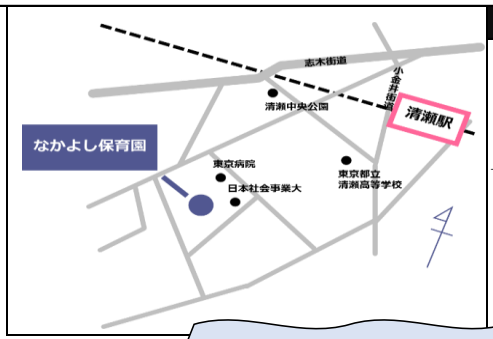

アクセス

・西武バス
（清03-1）
花小金井駅行
（清02-1）
下里団地行
→「東京病院玄関前」
または
「社会事業大学前」
下車

各種料金

入園時徴収金	なし
給食費	保育料に含まれます。
延長保育料	**【標準時間】** ・18：30～19：00　150円/15分 （月上限3,000円） **【短時間】** ・登園後８時間以上の利用　150円/15分 （月上限3,000円）

その他

なし

園の特徴・保育方針

«なかよし保育園の沿革»

☆昭和39年東京病院職員の託児所として誕生しました。
☆０歳児から2歳児（従業員枠の場合は就学前まで）の保育を行っています。
☆東京病院職員の院内保育所としての機能と共に地域のお子様の入園もお受けして一緒に楽しく保育園生活をすごしています。
☆東京病院の敷地内にあり、広い園庭も保育園の特徴の一つです。

«なかよし保育園の保育»

「能動的な育つ力を育てる」の保育理念のもと、戸外遊びを中心に取り入れ身体を存分に動かします。
散歩や、広い園庭で思いっきりお友達と遊びましょう。
室内では、自分の好きな遊びに熱中して興味の世界を広げ、知的な好奇心も高めます。
恵まれた自然環境を活かして自然物にふれあい、畑では野菜も栽培しています。
おいしい手作り給食、おやつも、園児の毎日の楽しみの一つです。
友達との関わりあいの中から多くのことを学び、職員一人ひとりからたくさんの愛情を受けお子様の成長を一緒に見守ります。
保育園開園以来大切に受け継がれてきた保育です。

6-2　市内幼稚園のご案内

学校法人　粕谷学園

清瀬たから幼稚園

所在地	清瀬市下清戸5－791－14
電話・FAX	042-492-2222
開所時間	7：30～18：30
休園日	土日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	満3歳から
駐車場	あり
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食で対応

アクセス

・清瀬駅北口より
バス10分

各種料金

入園料	45,000円
給食費	1食400円（ゆうちょ銀行口座より引落し）
保育料	月額32,500円 保育料無償化により実費負担は下記の通りとなります ・清瀬市在住の方　1,500円 ・東久留米市在住の方　1,700円 ・新座市、所沢市在住の方　6,800円
延長保育料	**月極め利用** 7：30～18：30　月額8.000円 **単日利用** ・7：30～9：00　400円 ・8：00～9：00　200円 ・14：00～15：00　200円 ・14：00～17：00　600円 ・14：00～18：00　800円 ・14：00～18：30　1000円

その他

園の特徴・保育方針

毎日がキラキラ輝く
“たから”さがし

お絵かきが大好きな子。誰よりもかけっこが得意な子。
本を読むのが大好きな子。虫を捕まえるのが得意な子。
誰とでもすぐに仲良しになれちゃう子。

子どもたちは、何気なく過ごす毎日の中で、
キラキラ輝く可能性という「たからもの」をさがしています。
それはこれからを生きる力となり、
なにものにも代えがたいものです。

清瀬たから幼稚園では、
ひとりひとりがたくさんの可能性を見つけられるよう、
やさしい眼差しをもって、子どもたちと寄りそいながら
その“たから”さがしを応援しています。

学校法人　内野学園

清瀬ゆりかご幼稚園

所在地	中里5-561
電話・FAX	042-491-1824　/　042-491-1854
開所時間	7:30～18:30（1，2歳児は8:30 ～ 16:30）
休園日	土日曜、祝祭日、年末年始
受入月齢	１歳児から５歳児
駐車場	あり
アレルギー対応	給食(希望制)の場合、除去食で対応

アクセス

・清瀬駅北口より
台田団地行バス「下戸」バス停より徒歩3分

・清瀬駅北口より
旭ヶ丘団地行バス「都営中清戸住宅東」バス停より徒歩6分

各種料金

入園時徴収金	5,000円
給食費	一食380円（月毎の希望制）
保育料等 (年間200日程度 9:30~13:30の幼稚園教育課程時間に係る清瀬市民の保育料等)	**【標準時間（3歳誕生日の翌月から）】** 満３歳児・3歳児　月額　3,250円 4歳児　月額　2,250円 5歳児　月額　3,350円
預かり保育料 （教育課程時間を除く7:30~18:30の保育料）	月額8,150円～9,050円(月によって額が異なります) （登園1日につき490円が後日市よりキャッシュバックされます）
保育料等	**【１歳児から3歳の誕生月までは短時間のみ】** 1歳児　月額　48,000円 2歳児　月額　44,000円 42,000円が後日市よりキャッシュバックされます。

記載の金額は令和8年度のものです。記載の金額は令和8年10月1日時点のものであり令和9年度以降変更の可能性があります。

その他

園の特徴・保育方針

【「ゆりかご」のように包んであげる】
私たちの園名には”赤ちゃんをやさしく包みこむ「ゆりかご」のように、子どもたちが安心して成長できる場でありたい”という創設者の思いがこめられています。 園での刺激がその子にとって過度の負担となっていないか、それぞれの個性の形が無視されていないか、その子の可能性を見逃していないか・・・。 私たちは、その子の成長をじっくりと見守る「ゆりかご」でありたいと願っています。

さらなる気付きを、さらなる成長を期待して、保育の中にはたくさんのきっかけが用意されています。ネイティヴスピーカーによる英語あそび、運動あそび、リトミック、絵本の時間、栽培・収穫から始まる食育、などなど。「とうきょうすくわくプログラム」を起点とする、遊びと学びが融合したさまざまな”刺激”です。 「ゆりかご」をゆするような心地よい刺激が、みんなと過ごす園生活をより一層充実させていきます。

そして「ゆりかご」の子ども達は園庭が大好きです。
1500㎡のボーネルンド設計運動場は、子どもの「挑戦したい」思いを受け止めるデンマーク・コンパン社製運動遊具を中心に、水遊び・砂遊びも充分にできる、動と静の環境を取り入れることで、子どもたちが「あそび」に集中し多くを得ることを目指しています。また、1,300㎡の芝生広場は、欅や桜と小山が連続する緑の園庭、はだしで遊びます。

1章 保育園等を利用する方へ
2章 認可保育園等の入園申込み
3章 保育園等に在園している方
4章 よくある質問
5章 その他の保育
6章 市内認可保育園等・幼稚園のご案内
7章 各種届出について

学校法人　清瀬学園

きよせ幼稚園

「公式HP」

所在地	東京都清瀬市上清戸２－５－４３
電話・FAX	042-492-5213　/　042-492-5216
開所時間	７：30　～　18：30
休園日	土曜、日曜、祝日、年末年始
受入月齢	2歳児の4月より
駐車場	有（園舎裏駐車場、けやき通り沿い駐車場）
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食・お弁当で対応

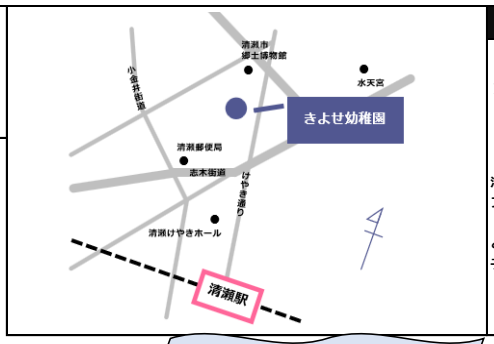

アクセス

清瀬駅北口より徒歩１０分

清瀬駅までは歩きやすいフラットな並木道「けやき通り」を歩いて10分と、仕事やお買い物など子育て家庭にとって便利な立地にあります

各種料金

※満３歳児入園以降の費用を掲載しています。

入園面接時費用	入園準備金　10,000円
年度費用	入園時納付金・進級時納付金　19,800円（年額）
毎月の費用	保育料29,700円、教育費1,300円、施設費3,840円 施設維持費2,000円 ※上記費用は国の無償化、各自治体保護者負担軽減補助金の対象 連絡システム「Ｍｙおうちえん」利用料　650円
給食費	１食３５９円（税別）　完全給食制（月に1.2回お弁当）
延長保育料（教育時間除く）	【単日利用】（スポット利用） ７：30　～　18：30　245円／30分 【月利用】（月極利用） ７：30　～　18：30　9,800円／月 ※18:30以降の延長保育の設定は無し。 有（園舎裏駐車場、けやき通り沿い駐車場）

その他の費用

その他、バス代、個人持ち教材や卒園アルバム代等、実費負担有り

園の特徴・保育方針

募集定員：2歳児クラス32名、年少84名、年中84名、年長84名　全体284名

教職員数：教員35名、職員7名　合計42名（R8.5.1現在）

連携施設：小規模保育所 「ちゃいるど保育園」、民間学童「 ASHITA∞キッズきよせ」

正課活動：体育、水泳、音楽、英会話、書道、科学（外部専門講師による活動）
きっつ（ICT教材）、きっつアース（ネイティブとオンライン異文化交流）

課外活動：サッカー、スイミング、プログラミング、美術、もじ・かず・ちえ、英会話
ダンス、書道、ピアノ（保育時間外に 興味関心に沿って選べる 9種の課外活動）

施設環境：こども・ＢＡＳＥ…木造大型総合遊具のある屋内の遊び場（大ホール）
２階デッキ…アート遊具がある遊び場
ASOBIO …「あそびば＋ビオトープ」 自然（生命）と出会える園庭
アトリエ…ICT教材活動やアート活動の拠点
教育菜園…通年を通して、季節の野菜を育て、収穫体験をする

保育方針：主体性や自己肯定感、非認知的能力、相乗した認知的能力の育成に取り組みながら、一人ひとりの人格や個性を、子どもたちの無限にある可能性を見守ります。

学校法人　法水学園

清瀬ふじみ幼稚園

所在地	清瀬市中里４－１１５８－５
電話・FAX	042-491-7603　/　042-491-8099
開所時間	７：15～18：15
休園日	土日、祝祭日、年末年始、その他
受入月齢	1,2歳児プレ　満3歳～入園
駐車場	あり
アレルギー対応	給食業者と園が連携し、除去食・代替食で対応

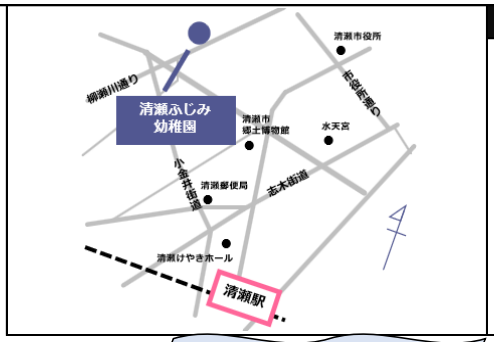

アクセス

・清瀬駅より
徒２５分

・東所沢駅より
徒２０分

各種料金

入園時徴収金	50,000円
給食費	１食３８０円(希望制)
延長保育料	7:15～8:30　300円 14:00～16:00　600円 14:00～17:00　800円 14:00～18:15　1000円 月極9800円

その他

園の特徴・保育方針

落ち葉がひらひら舞う光景をみて『木がおてがみをくれたよ！』という子。
小さなつぼみをみつけて『お花がねむっているね』という子。
子どもの感性には宝もののようなひらめきがあります。
今思ったこと、感じたことを素直に表現すること。
自分から働きかける習慣。その楽しさを子どもと大人が共感し合える環境を
私たちは大切にしています。

これからの人生を豊かで実りあるものにする誰もがもつ可能性。
それを引き出す鍵は『認められる』『愛される』『挑戦する』ことにあると考える
私たちのスローガンは“明日のわたしでておいで”
ひとり一人をしっかりと受けとめながら、毎日の様々な体験を通して
何ごとにもくじけることのない元気で明るい存在感のある子どもに育ってほしい。
私たちの毎日は『おはようございます！』の元気な挨拶からはじまります。

茶道、農園、鼓笛、書道、水泳、体操、ダンス、英語など多彩な
カリキュラムや行事を通して子どもたちの心の根っこを育みます。

学校法人　森田学園

清瀬しらうめ幼稚園

所在地	野塩1-340
電話・FAX	042-491-3197　/　042-491-3199
開所時間	7：30～18：30
休園日	土・日曜、祝祭日、年末年始、8月13日～15日
受入月齢	2歳児
駐車場	無
アレルギー対応	医師の指示書により、除去食・代替食で対応

アクセス

・秋津駅より
徒歩3分

各種料金

入園料	40,000円
給食費	週3日3,900円　週5日6,200円
保育料	2歳児　20,000円
	満3歳児　31,400円　　3歳児　31,400円
	4歳児　31,400円　　5歳児　31,850円
通園バス	月額　4,000円(利用者のみ)
保育時間	8:30~14:00
早朝保育	7:30~8:30
延長保育	14:00~18:30
早朝・延長代金	早朝・延長保育月極　10,000円
	延長保育月極　8,000円
	早朝スポット　20分毎100円
	延長スポット　16時迄500円　以降20分毎100円

※以上の料金等は令和8年度実績です。

※国・都・市の補助制度有。(詳細は問い合わせ下さい)

園の特徴・保育方針

教育目標
1.物事をよく考え、よくみつめることのできる子ども
2.自分から進んで創りだす子ども
3.辛抱強く、物事を最後までやりとげる子ども
4.人の立場を思いやる優しい心の子ども
5.健康で誰とでもなかよく遊べる子ども

教育方針
創立以来の伝統と経験を尊重しつつ常に新時代のあり方を見つめ現実に目を向けた教育方針を考えています。
同時に、ただ新奇に走らず目標達成のため子どもたち一人ひとりの成長発達に合わせ能力を発揮させるべく職員相互の研修討議を重ねていきます。
さらには実際になすことによって学ばせる実践に即した教育を重視し、やさしさの中にも、けじめのある強い意志を持った人間性豊かな子どもに育てるように努めていきます。

特色
音感教育、体育指導、英語教育、自然体験学習

第７章　各種届出について

各種申請書・電子申請　のご案内

清瀬市トップページ
⇒　「申請書ダウンロード」
⇒　「子育て・教育関係の申請書」
⇒　「保育・幼稚園に関する申請書」

清瀬市ウェブサイトより書類の様式をダウンロードする場合は上記ページをご覧ください。

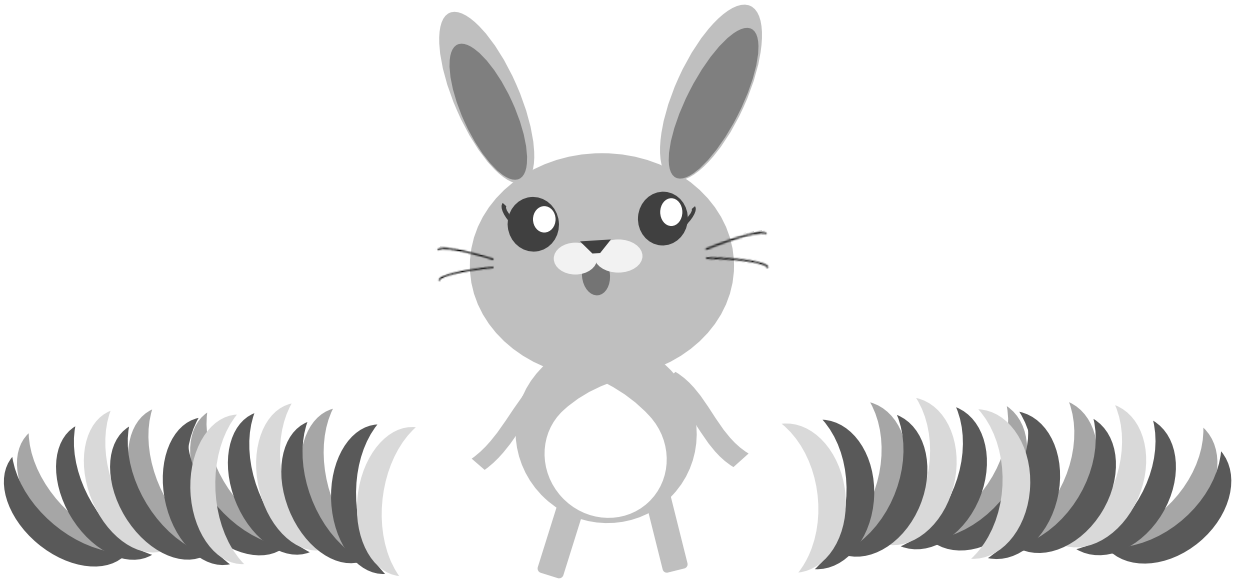

就労証明書

清瀬市長・清瀬市教育委員会教育長　宛

証明日	西暦　　年　　月　　日
事業所名	
代表者名	
所在地	
電話番号	—　　—
担当者名	
記載者連絡先	—　　—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	□ 農業・林業　□ 漁業　□ 鉱業・採石業・砂利採取業　□ 建設業　□ 製造業　□ 電気・ガス・熱供給・水道業 □ 情報通信業　□ 運輸業・郵便業　□ 卸売業・小売業　□ 金融業・保険業　□ 不動産業・物品賃貸業 □ 学術研究・専門・技術サービス　□ 宿泊業・飲食サービス業　□ 生活関連サービス業・娯楽業　□ 医療・福祉 □ 教育・学習支援業　□ 複合サービス事業　□ 公務　□ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　　年　　月　　日
3	雇用(予定)期間等	□ 無期　□ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	□ 正社員　□ パート・アルバイト　□ 派遣社員　□ 契約社員　□ 会計年度任用職員　□ 非常勤・臨時職員　□ 役員 □ 自営業主　□ 自営業専従者　□ 家族従業者　□ 内職　□ 業務委託　□ その他（　　）
6	就労時間（固定就労の場合）	月 □　火 □　水 □　木 □　金 □　土 □　日 □　祝日 □　合計時間　月間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		一月当たりの就労日数　月間　　日　一週当たりの就労日数　週間　　日
		平日　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		土曜　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
		日祝　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　□ 月間　□ 週間　　時間　　分（うち休憩時間　　分）
		就労日数　□ 月間　□ 週間　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
		年月　　年　　月　　日／月　　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
10	産休・育休以外の休業の取得	□ 取得予定　□ 取得中　□ 取得済み　理由　□ 介護休業　□ 病休　□ その他（　　）
		期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
11	復職（予定）年月日	□ 復職予定　□ 復職済み　　年　　月　　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	□ 取得予定　□ 取得中　期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　　時　　分 ～　　時　　分（うち休憩時間　　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	□ 有　□ 有（予定）　□ 無　□ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
16	育休延長可否	□ 可　□ 可（予定）　□ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名　生年月日　　年　　月　　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）
		児童名　生年月日　　年　　月　　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）
		児童名　生年月日　　年　　月　　日　施設名　□ 利用中　□ 申込中（第一希望）

・保護者記入欄を除き、事業所の方が記入してください。
・自営業、自営業の協力者、親族経営の会社にお勤めの方は就労証明書以外にも必要書類があります。
・証明書を訂正する場合、軽微な訂正は二重線、重大な訂正は証明書の出し直しをお願いいたします。また、消せるボールペン・修正ペン・修正テープは使用しないでください。

就労証明書（記載例）

・証明書発行事業所名、所在地、電話番号を記入してください。
・証明日より3か月間有効です。
・証明の内容について担当者にお電話等で確認させていただくことがあります

就労証明書

清瀬市長・清瀬市教育委員会教育長　宛

証明日	西暦	2024	年	10	月	31	日
事業所名	清瀬銀行						
代表者名	代表取締役　清瀬　直樹						
所在地	東京都清瀬市中里5丁目842番地						
電話番号	042	—	492	—	5111		
担当者名	清瀬　太郎						
記載者連絡先	042	—	497	—	2086		

下記の内容について、事実であることを証明いたします。
※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行

・雇用期間が有期の方は、「14（雇用契約の）満了後の更新の有無」もチェックしてください。
・雇用期間が無期の方でも必ず雇用開始日をご記入ください。

・「6就労時間」は、固定就労と変則就労のどちらか該当する雇用契約上の時間を記入してください。（残業時間は含まず、休憩時間を含む）。
・現在の雇用契約上の就労日数・時間等について記入
・入園（希望月）後に就労状況を変更する場合には、「18　備考欄」に変更後の就労内容（日数・時間）を記入してください。
・変則就労で、いくつかのパターンでシフトが決まっている場合は、「18　備考欄」に各シフトの勤務時間を記入してください。
※特にパターンが決まっていない場合は「7　就労実績」にある3か月分のシフト表を添付してください。

No.	項目	
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サ
2	フリガナ	キヨセ　イチコ
	本人氏名	清瀬　一子
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☑ 有期　（無期の場合
4	本人就労先事業所	名称　清瀬銀行　第一 住所　東京都清瀬市
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者
6	就労時間（固定就労の場合）	月 ☑　火 ☑　水 ☐　木 ☑　金 ☑　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間 144 時間　分（うち休憩時間 1200 分） 一月当たりの就労日数　月間 16 日　一週当たりの就労日数　週間 4 日 平日 9 時 0 分 ～ 18 時 0 分（うち休憩時間 60.00 分） 土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分） 日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間（変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分） 就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日 主な就労時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2024 年 10 月　16 日／月　144.00 時間／月 年月 2024 年 9 月　15 日／月　135.00 時間／月 年月 2024 年 8 月　17 日／月　153.00 時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 取得中 期間　2024
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 期間　2025
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 期間
11	復職（予定）年月日	☐ 復職予定　☐
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☑ 取得予定　☐ 主な就労時間帯
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有（予
14	（雇用契約の）満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有（予
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☑ 可（予
16	育休延長可否	☐ 可　☑ 可（予定）　☐ 否
17	単身赴任期間（予定含む）	年
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名：清瀬　次郎　☑ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望） 児童名　生年月日　年　月　日　施設名　☐ 利用中　☐ 申込中（第一希望）

・直近の3か月の実績を記入してください。なお、育児休業や長期休暇中の実績は記入せず、育児休業等取得前（育休等の取得月を除いた月）の就労実績を記載してください。
・新しく雇用された場合は、契約上の就労時間等で実績見込みを記入してください。
・「6 就労時間」の雇用契約上の勤務日数、時間よりも大幅に実績が少ない場合、「18 備考欄」にて、減少した理由を記入してください。

短時間勤務を取得している方も、保育園の入園選考の際は「6　就労時間」にて指数を決定します。

「3 雇用（予定）期間等」について有期をチェックした場合は、満了後の更新の有無についてチェックしてください。

・入園（希望月）後に就労状況を変更する場合には、「18 備考欄」に変更後の就労内容（日数・時間）を記入してください。
・変則勤務のシフトパターンや「6就労時間」より実績が少ない場合の理由を記入してください。

（保護者記載）対象児童のほか、未就学児のお子様を全て記載してください。

就労先が2か所以上ある方は
提出してください。

勤務スケジュール表

申告者氏名：　　児童氏名：　　児童生年月日：　　年　　月　　日

・それぞれの出勤日の就労時間(休憩時間及び有給は含めてください)を保護者が記入してください。

・就労証明書の実績に記載されている月のシフトを保護者が記入してください。

・就労証明書の内容と相違があった際には、就労先に確認させていただくことがあります。
　また、追加の書類を依頼する場合がございます。

勤務先名称
(※三社以上ある場合はもう一枚こちらの書類をご用意ください)

①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	＿＿年＿月		＿＿年＿月		＿＿年＿月	
	①	②	①	②	①	②
1日						
2日						
3日						
4日						
5日						
6日						
7日						
8日						
9日						
10日						
11日						
12日						
13日						
14日						
15日						
16日						
17日						
18日						
19日						
20日						
21日						
22日						
23日						
24日						
25日						
26日						
27日						
28日						
29日						
30日						
31日						
合計	0日	0日	0日	0日	0日	0日
	0時間00分	0時間00分	0時間00分	0時間00分	0時間00分	0時間00分

記入例

勤務スケジュール表

申告者氏名：　　児童氏名：　　児童生年月日：　　年　　月　　日

・それぞれの出勤日の就労時間(休憩時間及び有給は含めてください)を保護者が記入してください。
・就労証明書の実績に記載されている月のシフトを保護者が記入してください。
・就労証明書の内容と相違があった際には、就労先に確認させていただくことがあります。
　また、追加の書類を依頼する場合がございます。

勤務先名称
(※三社以上ある場合はもう一枚こちらの書類をご用意ください)

①にんにん会社
②スーパーきよせ

	令和〇年 7月		令和〇年 8月		令和〇年 9月	
	①	②	①	②	①	②
1日	5時間45分		5時間45分		5時間45分	
2日		3時間00分		3時間00分		3時間00分
3日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
4日						
5日	5時間10分		5時間10分		5時間10分	
6日		3時間00分		3時間00分		3時間00分
7日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
8日						
9日						
10日	5時間10分		5時間10分		5時間10分	
11日		3時間00分		3時間00分		3時間00分
12日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
13日						
14日	5時間45分		5時間45分		5時間45分	
15日		3時間00分		3時間00分		3時間00分
16日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
17日						
18日						
19日	2時間10分		5時間45分		5時間45分	
20日		3時間00分		3時間00分		
21日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
22日						
23日						
24日	3時間10分		5時間45分		5時間45分	
25日		3時間00分		8時間50分		8時間00分
26日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
27日						
28日						
29日	5時間10分		5時間10分		5時間10分	
30日		3時間00分		3時間00分		8時間00分
31日		8時間00分		8時間00分		8時間00分
合計	7日	14日	7日	14日	7日	13日
	32時間20分	77時間00分	38時間30分	82時間50分	38時間30分	84時間00分

令和　　年　　月　　日

介(看)護状況届出書

清 瀬 市 長 殿

住所

申告者名　　(児童との続柄　　)

児童名

保育園　　歳児クラス　申込中・入所中

次のとおり申告します。

介(看)を受けている方 (□同居　□別居)		氏名　　(介(看)をしている方との続柄　　)
		住所
介(看)をしている方の氏名		氏名
介(看)護の時間 ※裏面に主なスケジュールを記入		平均＿＿＿時間／週 (＿＿＿時間／日×＿＿＿日／週)
介(看)護を受けている方の情報	要介護度 (介護認定を受けている場合)	＿＿＿度　　※介護認定証又はケアプランのコピーを提出してください。
	介護サービス	□受給している　　□受給していない ※受給している場合は、ケアプランのコピーを提出してください。
	□ 傷病がある 傷病名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ □ 障害や発達の遅れがある 手帳名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿級(度) 障害又は診断名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ※介護認定証又はケアプランのコピーがない場合は、医師の診断書又は障害者手帳のコピーを提出してください	
	次の質問に○印をつけてください。 1 食事　ア 一人でできる　イ 一部介助　ウ 全面介助 2 衣服の着脱　ア 一人でできる　イ 一部介助　ウ 全面介助 3 入浴　ア 一人でできる　イ 一部介助　ウ 全面介助 4 排泄　ア 一人でできる　イ 一部介助　ウ 全面介助 5 屋内及び屋外での移動　ア 一人でできる　イ 一部介助　ウ 全面介助	
通院、通所に付添が必要である場合 施設名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ (＿＿＿時間／日 ＿＿＿日／月)		
その他の具体的な介護内容		

(裏面あり)　　(19-5)

①1日の主な介（看）護スケジュール

6時	7時	8時	9時	10時	11時
12時	13時	14時	15時	16時	17時
18時	19時	20時	21時	22時	23時

②1週間の主な介（看）護スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
午前						
午後						

＜記入例＞

①1日の主な介（看）護スケジュール

6時	7時	8時	9時	10時	11時
起床	洗面、食事介助	衣服の着脱介助	病院への付添		
←→	←→	←→	←→	←→	←→
12時	13時	14時	15時	16時	17時
食事介助			散歩の付添		
←→		←→	←→		
18時	19時	20時	21時	22時	23時
食事介助	入浴介助	マッサージ		就寝	
←→	←→	←→	←→		

②1週間の主な介（看）護スケジュール

日	月	火	水	木	金	土
午前	通院付添			通院付添		
午後		入浴介助	デイサービス		入浴介助	デイサービス

転 入 に 関 す る 誓 約 書

東京都 清瀬市長　殿

清瀬市に転入予定のため、申込書のとおり保育園等に入園を希望します。

1. 入園月の前月末までに清瀬市に住民登録（清瀬市への転入手続き）のうえ、実際の居住地を清瀬市内とします。
2. 現在在籍している保育施設がある場合、内定月の前月末までに退所し、内定月１日からは内定した保育園等に在籍します。

上記のことが守れない場合は、保育園等の入園内定（承諾）を取り消されても異議はありません。

令和　　年　　月　　日

保 護 者 氏 名	（申込児童との続柄　　）
申 込 児 童 名	
現住所（転入前）	
転 入 予 定 住 所	
転 入 予 定 日	

※売買契約書または賃貸契約書の写しを添付すること。ただし、４月入園に限り申込期限までに用意できない場合には下記にチェック☑をしてください。

☐ 売買契約書または賃貸契約書の写しを別途期日までに提出します。

親族等と同居する場合は下記の申立書を記入すること（同居予定の住宅所有者が記入）

＜同居予定申立書＞

転入誓約者と、入園月の前月末までに同居を開始します。

令和　　年　　月　　日

同居予定申立人	（申込児童との続柄　　）
住　　所	
同居開始予定日	

保育施設在園証明書

清瀬市長　殿

下記のとおり在園していることを証明します。

児童名　　（令和　　年　　月　　日生）

保護者氏名

入所年月日　　令和　　年　　月　　日

①契約保育　　円/月

②契約日数　　日/月

③契約時間　　時間/月

※①～③について認可保育園・認定こども園・地域型保育事業所については記載不要です。

証明日　　令和　　年　　月　　日

所在地

施設種別　認可保育施設　・　認可外保育施設　・　その他

施設名

施設長

保護者記入欄

保護者氏名　　（続柄）

保護者住所

第１希望施設

※利用状況について施設にお問い合わせすることがあります。なお、その際に継続して利用していることが確認できない場合には指数が加点にならない場合がございます。

問合せ先：清瀬市子ども支援課保育・幼稚園係

電話：042-497-2086

申 出 日：　令和　　年　　月　　日

申出者名：

清瀬市子ども支援課
保育・幼稚園係宛

申　出　書

生計が別である旨の申立書
住居（または住所）が同じで生計が別の親族がいる、かつ、すべての保護者が非課税の場合

生計が別である旨の申立書

清瀬市長殿

同居人（同住所）の世帯とは、食費・住宅費・光熱水費等について一切の生計が別であることを申し立てます。
申立内容が事実と異なる場合は、保育の実施が解除になることに同意します。

令和　　年　　月　　日

申立人（保護者）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申立人（保護者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入園申込児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜同居人自筆＞

令和　　年　　月　　日

同居人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※裏面に光熱水費いずれかの領収書（2世帯分）を貼付してください。

第３号様式

家庭状況変更届　兼
子どものための教育・保育、子育てのための施設等利用給付認定変更申請書

受　付

清瀬市長　殿

下記のとおり、届出事項の変更を申請します。

申請日	令和　　年　　月　　日

申請者	住　所	東京都清瀬市									
	保護者氏名	ふりがな	生年月日	昭和　平成　年　月　日生	電話番号	※平日の日中に連絡のとれる電話番号をお書きください。					
	児童氏名	ふりがな	生年月日	令和　年　月　日生	所属	保育園 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園	状況	申込中　在園	年齢	歳児　クラス	
		ふりがな	生年月日	令和　年　月　日生	所属	保育園 ・ 認定こども園 ・ 幼稚園	状況	申込中　在園	年齢	歳児　クラス	

支給認定内容の変更に伴う申請の場合は、**毎月２０日まで（保育園に提出する場合は１５日まで）に**提出してください。翌月１日より適用されます。
子ども支援課に提出する場合は在籍している保育園にも変更をお知らせください。
認定の変更が伴わない場合は、支給認定証の発行はいたしません。申請内容の変更届として取り扱います。

利用状況	該当するものすべての項目の□にチェックしてください。 □ 認可保育園在籍中　□ 認可保育園申込中　□ 認可外保育園補助金　□ 一時預かり補助金　□ 幼稚園預かり保育

→右記の変更する項目の□にチェックをし、変更後の内容を記入してください。

１　世帯状況の変更

□ 住　所	新住所 東京都清瀬市			転居日	令和　年　月　日	
□ 電　話	（　　）				自宅・父携帯・母携帯	
□ 氏名 ※変更のあった方全員をご記入ください。	旧氏名		⇒	新氏名		
□ 世帯員 ※世帯員の増減等の変更をご記入ください。	氏名	ふりがな	生年月日	昭和　平成　令和　年　月　日生	異動日	令和　年　月　日	増減理由：□ 転入　□ 出生　□ 婚姻　□ 転出　□ 死亡　□ 離婚　□ その他
	氏名	ふりがな	生年月日	昭和　平成　令和　年　月　日生	異動日	令和　年　月　日	増減理由：□ 転入　□ 出生　□ 婚姻　□ 転出　□ 死亡　□ 離婚　□ その他

２　保育を必要とする事由にかかわる変更　　※　変更される事由の下に記載している証明書類の添付が必要です。

□ 就労状況 （就労証明書）	該当者 父 ・ 母 他（　　）	変更年月日 令和　年　月　日付で →	□ 就職しました。（※求職活動中だった方） □ 転職しました。 前職離職日：　年　月　日 □ 勤務先の変更があります。 □ 勤務状況（就労日数・勤務時間等）の変更があります。 □ その他
□ 求職中	該当者 父 ・ 母	離職年月日 令和　年　月　日付で →	前勤務先名 を退職し、求職活動中です。
□ 妊娠・出産 （母子手帳表紙・出産日の頁の写し）	出産予定又は出産日 令和　年　月　日	出産予定 出産 →	□ 育児休業を取得し、育休特例を利用する予定があります。 ※育児休業期間が決まった後に再度届出をお願いいたします。
□ 育児休業 （就労証明書）	父	□取得する □取得しない	※取得する場合：　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
	母	□取得する □取得しない	※取得する場合：　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで
		※父母のどちらかが育児休業期間中は保育短時間認定となります。	
□ 疾病・障害 （診断書または障害者手帳の写し）	該当者 父 ・ 母	疾病名（　　） 療養期間　約　　か月：　年　月　日から　入院・通院（　月・週　回） 障害名（　　）　手帳 無・有（　　手帳　級・　度）	
□ 介護・看護 （介・(看)護状況届出書）	該当者 父 ・ 母	介護・看護を受ける方の氏名（　　）　年齢（　　） 病院・施設等（　　）・在宅・入院・通院・送迎・その他（　　） 年　月　日　から　毎日・週　日　時　分　から　時　分	
□ 就　学 （在学証明書・時間割）	該当者 父 ・ 母	在学期間　年　月　日から　年　月　日まで	通学先 ※裏面に詳細を記入してください。
□ その他	該当者 父 ・ 母		

裏面は変更が無ければ記入不要です。

市記入欄	備考（不足書類）	こどもコード	

2026-4

※　該当項目を全て記入し、変更のあったところには、赤線を引いてください。

		□就労（□外勤 □在宅 □自営業）　□不存在　□就学・技能習得　□その他	□就労（□外勤 □在宅 □自営業）　□不存在　□就学・技能習得　□その他
働いている場合（内定含む）	勤務先名	□内定 □勤務	□内定 □勤務
	勤務先の所在地		
	勤務先電話		
	仕事の内容		
	勤務形態	正社員・パート・派遣・契約・非常勤・他（　　）	正社員・パート・派遣・契約・非常勤・他（　　）
	事業主との関係	本人　・　配偶者　・　親族　・　他人	本人　・　配偶者　・　親族　・　他人
	就職・異動年月日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日	昭和・平成・令和　　年　　月　　日
	勤務時間（休憩時間含む）	時　　分から　　時　　分まで	時　　分から　　時　　分まで
	勤務日数	１日平均　　時間　・　月平均　　日間	１日平均　　時間　・月平均　　日間
	土曜日の勤務	無　・　有（全日　・　隔週　・　不定期　　）	無　・　有（全日　・　隔週　・　不定期　　）
	定休日	月　・　火　・　水　・　木　・　金　・　土　・　日　・　不定期	月　・　火　・　水　・　木　・　金　・　土　・　日　・　不定期
	通勤時間	片道：　　時間　　分 （主な通勤手段：電車・自動車・自転車・徒歩）	片道：　　時間　　分 （主な通勤手段：電車・自動車・自転車・徒歩）
不存在		死亡　・　失踪　・　離婚　・　別居 昭和・平成・令和　　年　　月　　日	死亡　・　失踪　・　離婚　・　別居 昭和・平成・令和　　年　　月　　日
就学・技能習得	通学先名		
	通学先の所在地		
	通学時間	片道：　　時間　　分 （主な通学手段：電車・自動車・自転車・徒歩）	片道：　　時間　　分 （主な通学手段：電車・自動車・自転車・徒歩）
	受講日	週　　日間・　　時　　分 ～　　時　　分	週　　日間・　　時　　分 ～　　時　　分
その他（上記以外で保育が必要な状況を記入）			

復　職　証　明　書

保護者記入欄

復職者氏名				
入園児童名				
入園児童生年月日	令和　　年　　月　　日		令和　　年　　月　　日	
保育施設名		歳児クラス		歳児クラス

※　**育児休業中に入園申込みをされた方は、入園月内の復職が条件となります。**
※　**入園月の翌月１０日までに保育園または清瀬市保育・幼稚園係までご提出ください。**
※　**入園申込時の就労状況と異なる場合、再選考の対象となり退園となる場合があります。**

事業主様記入欄

年　　月　　日

清　瀬　市　長

事業所名

代表者

所在地

電話番号　　（　　）

取扱担当者

次のとおり証明します。

復　職　者　氏　名	
復　　職　　日	令和　　年　　月　　日
復職後の雇用契約上の就労内容について（短時間勤務ではない通常の就労内容）	就　労　時　間：月間　　時間　　分（休憩含） 就　労　日　数：月に　　日　または　週に　　日 主な就労時間：　　時　　分　～　　時　　分
短時間勤務等の取得について	□　取得予定あり→令和　　年　　月　　日まで　・　未定 勤務時間　　時　　分～　　時　　分 □　取得予定なし
備　　考	

＜事業主の方へ＞

1　この証明書は、保育園等入園(申込み)事務に使用するものです。**育児休業・産前産後休業から申請者が復職された後に証明してください。**

2　記入内容を訂正される場合、軽微な修正は二重線、重大な訂正は出し直しをお願いします。（消せるボールペン、修正液等は使用しないでください。）

ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

清瀬市 福祉子ども部 子ども支援課保育・幼稚園係　電話番号　042-497-2086

郵送用必要書類確認表　兼　郵送同意書

郵送で申込みをする場合は、こちらの用紙で提出書類を確認し☑をして同封をお願いします。
※　市外からのお申込み（転入予定がない方）は、清瀬市ではなく**現在現住所の自治体から**申請をお願いします。

（1）必須　　□　保育園等入園・転園申込書兼子どものための教育・保育給付認定申請書　および　本人確認書類の写し
　　□　返信用封筒（長3封筒に**110円**切手を貼り、返信先を記入してあるもの）
　　※　返信用封筒がない場合、不足書類や控えをお送りできないため選考の対象とならない場合があります。

（2）保育の必要性を確認するための書類

認定事由		該当者	必要書類
就労	常勤・パートや内定先のある方（固定就労）	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書
	常勤・パートや内定先のある方（変則就労）	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書 □ シフト表
	自営業・個人事業主・フリーランス	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書 □ 確定申告書　または　開業届および請負契約書等
	法人経営者	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書 □ 登記簿謄本　または　源泉徴収票
	自営業の協力者	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書 □ 源泉徴収票　または　専従者給与に関する届出書
	親族経営会社への従事者	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 就労証明書 □ 源泉徴収票　または　雇用契約書
求職		□ 父 □ 母 □ その他（　　）	なし
疾病・障害		□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 医師の診断書　または　□障害者手帳等　の写し
介護・看護		□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 介護・看護状況届出書 □ 医師の診断書　または　□ケアプラン・障害者手帳等の写し
就学		□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 学生証　または　在学証明書 □ 時間割
出産		□ 母	□ 母子健康手帳の写し（保護者名と出産予定日の書いてあるページ）

（3）家庭の状況に応じて提出が必要なもの

認定事由	該当者	必要書類
2年以内に清瀬市に転入された方 転入を予定している方	□ 父 □ 母 □ その他（　　）	□ 住民税課税・非課税証明書 ※必要年度について入園のしおり本文を参照してください □ 転入に関する誓約書 □ 転入後の居住地の賃貸契約書または売買契約書の写し
その他該当する方のみ提出する書類	□（　　）	

【留意事項】
① 郵便事故について、清瀬市では責任を負いかねます。
② 締切日以降の到着については、次回の利用調整から対象となります。
③ 到着後、控えを返送する際に1～2週間程度お時間をいただく場合があります。
④ 提出書類を確認したうえで別途書類の提出をしていただく場合があります。ご了承ください。

同意欄

上記留意事項に同意の上、郵送にて提出します。

令和　　年　　月　　日

住　所：

氏　名：

連絡先：

（以下は郵送する際に封筒に貼ってご利用ください）

（郵送申込用：清瀬市宛て）

〒204-8511 清瀬市中里五丁目842番地
清瀬市福祉子ども部 子ども支援課　保育・幼稚園係　宛て 清瀬市保育園等入園申込（　　月入園申込）

（返信用封筒用）

郵便番号	〒　　－
住　　所	
氏　　名	
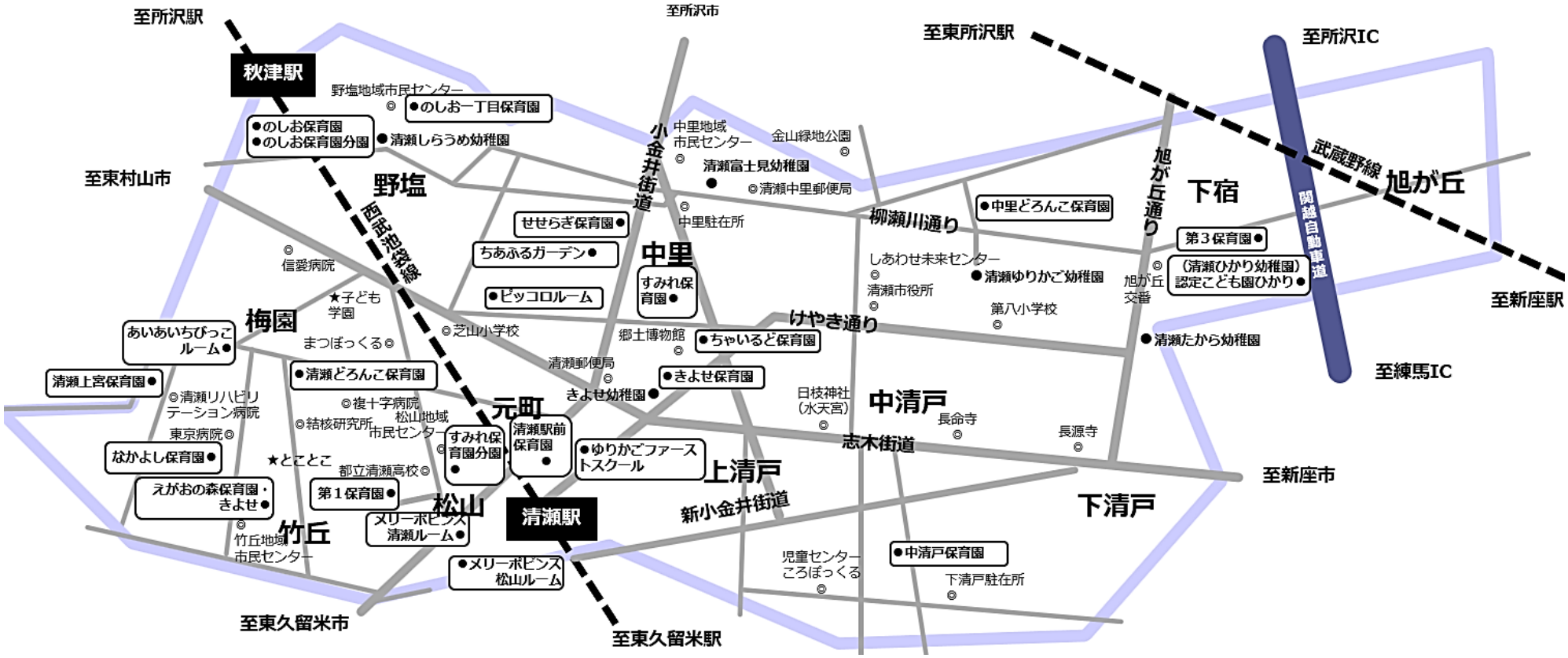
清瀬市保育施設等案内図